

高森町の教育

～ 高森町教育大綱 ～

資料編

高森町・高森町教育委員会

目 次

1 子育て支援	3
1、高森町子ども・子育て支援事業計画の概要	3
2、女性活躍子ども子育て拠点施設「あったかてらす」	12
3、ファミリー・サポート・センター	14
4、病児保育	17
5、こども・子育て支援体系図	18
2 保育園	24
1、高森町内の保育園	24
2、利用者負担（保育料）	25
3、保育園の入所手続き	28
4、保育園での子育て支援	30
5、町立保育園の保育理念	30
6、保育園の給食	32
7、保育園での緊急時の避難対応（地震版）	33
3 こども家庭総合支援室	35
4 学校教育	37
1、高森町の小中学校	37
2、コミュニティスクールの推進	39
3、ICT教育	46
4、高森中学校「小原ヶ丘塾」	47
5、ふれあいスクール	48
6、子育て相談室	52
7、就学援助	55
8、奨学金・入学準備金	60
9、いじめのない学校を目指して	68
10、高森町教育支援委員会	77
11、学校での緊急時の避難対応（地震版）	79
12、学校給食センター	81
5 社会教育	86
1、生涯学習	86
2、生涯スポーツ	86
3、平和推進	87
4、シニア大学	89
5、文化財保護	90
6、地域郷土芸能保存・伝承	92



5 公民館	101
1、公民館の役割	101
2、公民館の組織	101
3、本館が主催する文化活動	102
4、公民館事業の運営	102
5、自主的に活動しているクラブ・サークル	103
6、生涯学習体系図	104
6 歴史民俗資料館「時の駅」	105
1、展示室の内容	105
2、R3年度の主要事業	106
3、館内案内	106
7 図書館	107
1、運営方針	107
2、R2年度の主要事業	107
3、資料	109
4、高森町子ども読書活動推進計画	111
8 資料	116
1、高森町教育委員会の沿革	116
2、委員会等名簿	120
3、教育委員会の組織図	126

1 子育て支援

1、高森町子ども・子育て支援事業計画の概要

1) 計画の策定にあたって

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育ての両立に関する負担感があることなどが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国は、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要であるとしています。

また、平成26年に次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を目指した次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、同法に基づく次世代育成支援行動計画の継承を図ることも求められています。

さらには、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」を実現するために、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが示されています。

高森町では、平成27年度から平成31（令和元）年度を計画期間とする「高森町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域における子育て支援や心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に取り組んできました。平成30年度からは『第6次振興総合計画「まちづくりプラン」』後期計画を施行し、「子どもの育ちを家庭と地域で支え合う環境づくり」を重点施策の一つとして取り組みも進めてきました。

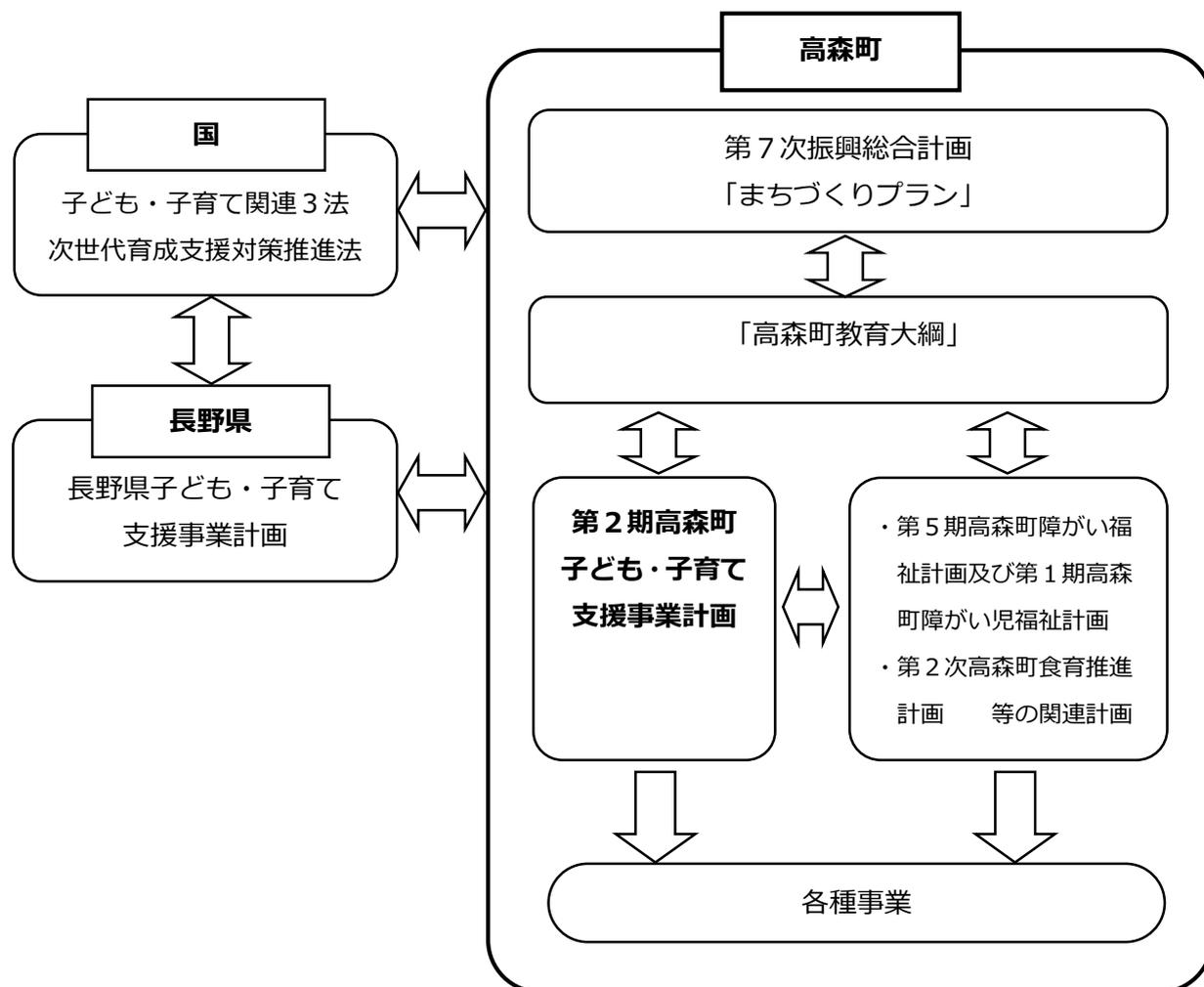
以上のことを踏まえ、「高森町子ども・子育て支援事業計画」の方向性を継承しつつ、より一層、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進することを目的に、「第2期高森町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2) 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、並びに「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけられます。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。

高森町では、令和2年度から施行される『第7次振興総合計画「まちづくりプラン」』及び「高森町教育大綱」を上位計画とし、「高森町障がい福祉計画及び高森町障がい児福祉計画」「高森町食育推進計画」等の関連計画との整合を図りながら各施策を推進していきます。

【子ども・子育て支援の総合的な推進イメージ】



3) 計画の基本的考え方

基本理念

みんなで育てる たかもりの子 ～ひろげよう 子育ての輪～

本計画策定の検討過程においては、子どもを取り巻く様々な環境、特に家庭の重要性について多くの意見がありました。また、家庭は子どもの育ちの中心となる場所ですが、子どもの主体的な育ちを支えるためには、家庭だけでなく、地域をはじめ周りからの支援も必要との意見も多くありました。

よって、本計画では、高森町の子どもたちは、家庭や地域、学校、保育園、行政をはじめ、「みんなで育てる」ことをテーマに、子育ての輪を広げる支援策を推進していきます。

基本施策

① 地域における子育て支援体制づくり

子育て家庭を支援するため、保育園や地域子育て支援拠点、学校などの拠点を通して、保育や相談、子育ての輪をつくり、地域の中での子育てを推進します。また、今後も増えるであろう保育ニーズに対応するため、保育内容の充実、保育園の整備等を図ります。

② 安心して子育てができる環境づくり

子育て家庭を地域全体で支援していくことで、子育ての主役である家庭の力を高めます。親が子育てと仕事を両立して子どもと向き合えるよう、職場の理解や家庭での役割分担・理解を促すための支援を行います。また、こども家庭総合支援室を設置し、支援が必要な家庭をいち早く発見するための相談体制の充実や地域との連携、個別のケースに対応した適切な支援体制により、育児不安の軽減・虐待発生予防を推進します。

③ 健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、成長に合わせた健診や支援を行います。また、安心して育児ができる体制や、妊娠・出産できる環境づくりをさらに進め、妊娠期から出産・育児にかけて切れ目のない支援を強化します。また、食を通じた人間性の形成や良好な家庭関係づくりの推進も行います。

④ 豊かな教育による人づくり

自分の夢や希望、目標に向かって、主体性を持って挑戦できる子どもを育てます。そのために、地域を知る、地域の人と触れ合う等多様な機会を提供するとともに、子どもが主体的に活動できる環境を充実させます。また、地域と学校が一体となって活動し、地域全体で魅力ある子育て、教育を推進します。

⑤ 子どもにやさしいまちづくり

地域ぐるみでの防犯・パトロール等の取り組みにより、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、防災教育を通して、有事の際には自分の身を自分で守れる子どもを育みます。



「高森町子ども・子育て支援事業計画」体系図

基本理念	基本施策	施策の方向性
<p>みんなで育てる たかもりの子 くひろげよう子育ての輪</p>	<p>基本施策 1 地域における子育て支援体制づくり</p>	<p>1) 地域における子育て支援サービスの充実 2) 安心・安全な保育の確立 3) 児童の健全育成</p>
	<p>基本施策 2 安心して子育てができる環境づくり</p>	<p>1) 職業生活と家庭生活との両立 2) 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の充実 3) 家庭支援の推進 4) 障がい児支援の充実</p>
	<p>基本施策 3 健やかに生まれ育つ環境づくり</p>	<p>1) 子どもや母親の健康の確保 2) 食育の推進</p>
	<p>基本施策 4 豊かな教育による人づくり</p>	<p>1) 学校の教育環境の整備 2) 家庭や地域の教育力の向上 3) まちづくりへの子どもの参画</p>
	<p>基本施策 5 子どもにやさしいまちづくり</p>	<p>1) 安心して外出できる環境の整備 2) 防災教育の実施</p>



子ども・子育て支援施策



基本施策 1 地域における子育て支援体制づくり

1 地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○親子交流・相談支援や情報提供しやすい環境づくり ○子どもの成長段階に合わせた子育て支援の充実
2 安心・安全な保育の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な保育による保護者の支援 ○安心・安全に子どもが成長できる保育の質の向上 ○保育士の人材の確保と質の向上のための支援
3 児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの各種活動の連携や見守り・支援

基本施策 2 安心して子育てができる環境づくり

1 職業生活と家庭生活との両立	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や職場での体制づくりの推進 ○地域の企業全体の働き方の見直し・改善・啓発
2 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止の取り組み ○子どもや家庭を総合的に支援する体制の強化
3 家庭支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭や母子家庭など家庭の事情に合った支援
4 障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや発達に遅れのある子どもに関する相談体制の充実 ○障がい児等への各種サービスの提供

基本施策 3 健やかに生まれ育つ環境づくり

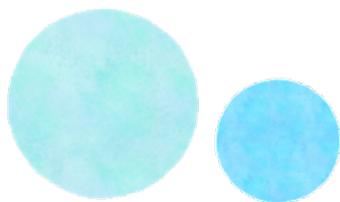
1 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から産後までの支援 ○成長段階に応じた健診・支援と相談・啓発活動
2 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地元の食材や安全な食材への意識の向上 ○健康づくりの基盤をつくる食育教育 ○共食による親子の時間の共有

基本施策 4 豊かな教育による人づくり

<p>1 学校の教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の場や環境づくり ○自ら学び考える学習環境づくり ○成長段階に合わせた教育・支援 	
<p>2 家庭や地域の教育力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域全体での教育意識の向上 ○家庭・地域・学校の協働 ○多世代交流の環境づくり 	
<p>3 まちづくりへの子ども の参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが高森町について理解を深め、発想の実現に向けた提案・まちづくりへの参画 ○郷土愛と地域貢献の意識の醸成 	

基本施策 5 子どもにやさしいまちづくり

<p>1 安心して外出できる 環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域全体での交通安全に対する意識の向上 ○地域と連携した安全対策の実施 ○犯罪のない安全な生活環境づくり
<p>2 学校における防災教育の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時、自分の力で身を守るための教育 ○防災教育の強化



目標事業量の設定

（１）教育事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	1号認定 3-5歳	1号認定 3-5歳	1号認定 3-5歳	1号認定 3-5歳	1号認定 3-5歳
① 量の見込み	9 (11)	8	8	8	8
② 確保方策 (認定こども園)	9 (11)	8	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

※（ ）内は実績値

【量の見込みと確保方策について】

- ・町内には、幼稚園・認定こども園がありませんが、一定のニーズ（飯田市の認定こども園）があります。今後も、飯田市と連携を取りながら、受入れ（広域入所）の確保に努めていきます。

（２）保育事業

	令和２年度			令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度		
	2号	3号	1,2号	2号	3号	1,2号	2号	3号	1,2号	2号	3号	1,2号	2号	3号	1,2号
	3-5歳	0歳	1,2歳	3-5歳	0歳	1,2歳	3-5歳	0歳	1,2歳	3-5歳	0歳	1,2歳	3-5歳	0歳	1,2歳
①量の見込み	311 (298)	27 (28)	126 (123)	291	27	126	281	26	125	279	25	124	271	24	123
② 確保方策 (保育所)	464 (449)			444			432			428			418		
②-①	0			0			0			0			0		

※（ ）内は実績値

【量の見込みと確保方策について】

- ・町内の保育事業の定員数については、平成31（令和元）年度現在480名の提供体制があります。
- ・令和2年度から令和6年度にかけては、2号認定・3号認定ともにやや微減傾向にあります。また、未満児の途中入所希望に対応ができるよう、人材確保を行っていきます。
- ・今後、保育園の統合・民営化、建て直しを行いますが、保育園整備中の支援体制づくりも課題となります。

（３）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策について】

- ・地域の子育て中の親子が集まる場において、子育てに関する相談・助言を行うと同時に、身近な地域でも子育て支援に関する情報を提供できるようにします。

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【確保方策について】

- ・高森町女性活躍子ども子育て拠点施設「あったかてらす」の開設により、地域子育て支援事業の利用者が平成 29 年度と比較すると約 3 倍となっています。今後、利用希望者分の見込みも踏まえ、提供体制の確保を行います。

（５）妊婦・産婦健診事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【確保方策について】

- ・妊婦健診の補助を継続し、母子手帳発行時から継続的な指導などが行える体制を充実させていきます。

（６）乳幼児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策について】

- ・乳幼児家庭全戸訪問事業を通して、母親と子どもの状況を確認し、必要に応じて家庭の支援が行えるようにします。

（７）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、こども家庭総合支援室を設置し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

【確保方策について】

- ・各関係機関と連携を行い、専門的な支援ができるようにします。

（８）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策について】

- ・支援を必要とする家庭が、必要な時に利用できるよう、連携や確保を進めます。

（9）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策について】

- ・国においては、就学児における量の見込について検討することから、現在の体制の中で必要量を確保していきます。
- ・未就学児については、国への報告義務はありませんが、今後も協力会員・利用会員がともに充実した活動を行うことができるよう、地域の子育て支援の一つとして継続していきます。

（10）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保方策について】

- ・非定期型保育、緊急保育、私的理由等、一時預かりのニーズに対して、必要量を確保していきます。

（11）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

【確保方策について】

- ・時間外保育事業は、通常の保育事業の伸びと連動しています。短時間保育を希望している家庭の要望にも応えながらニーズを満たしていきます。

（12）病児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。（現在、高森町内に施設なし。飯田市の施設を利用。）

【確保方策について】

- ・引き続き提供体制の確保に努め、子育てしながら働きやすい環境の整備を目指します。

（13）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策について】

- ・高森町では、北小学校・南小学校の2学校で放課後児童クラブを行っています。今後は、放課後児童クラブのニーズに応えられるよう、人材の確保を行います。

2、女性活躍子ども子育て支援拠点施設「あったかてらす」

1) 場所と設備

- ① 場所： あったかてらす
- ② 設備： 気軽に話せる 「相談室」
親子で遊べる 「プレイルーム」
夏場のプール遊びができる 「外テラス」

2) 事業内容

- ① 出産から就園に向けて、こどもの望ましい発達を促すため各種広場を開催します。
- ② 子どもと親の結びつき、地域との結びつきを大切にしたいメニューを提供します。
- ③ 子育てなどの相談を専門の職員がお受けします。
(乳幼児健診・相談の実施、保育士・助産師・発達心理相談員・子ども家庭相談員)
- ④ 就活等に向けたメニューを提供します。
- ⑤ 子育てに関する様々な情報の提供を行います。



3) 利用案内

- ① 開設日： 木曜日（但し、祝日の場合は翌平日が休館）、
年末年始（12月29日～翌年1月4日まで）
- ② 開設時間： 午前9時30分～午後5時
休日、夜間も相談をお受けします。（要予約）

4) 令和元年度・2年度実績

項目	令和元年度	平成2年度	備考
① 開所日数	298 日	276 日	
② 来所者人数			
大人	6,886 人	7,446 人	
乳幼児	9,183 人	8,346 人	
② 相談件数			
来室相談	117 件	55 件	
電話相談	11 件	2 件	
④ つどいの広場参加親子	2,060 組	679 組	

5) つどいの広場

「あったかてらす」では、子育て情報を発信しながら親子で楽しむ「つどいの広場」を実施しています。

【令和3年度つどいの広場一覧】

場所：あったかてらす

名前・対象	内容	日時・場所・その他
ゆりかご広場 【妊婦さん、産後のママ、パパとその家族】	ゆりかご助産師による、妊娠中を快適なマタニティライフを送るための教室 赤ちゃんを迎えるご家族の「子育て、孫育て」について、楽しく学びます	月1回 申し込み制 場所：高森レディースクリニックまたはあったかてらす
赤ちゃん広場 【0歳児と保護者】	ベビーマッサージやママの身体リフレッシュ 育児、母乳、離乳食相談	毎月1回 申込み不要
ヨチヨチ広場 【1～2歳児と保護者】	季節感のあるあそび（リトミックや製作あそび、ママのリフレッシュなど）	毎月1回 定員制（事前申込み必要）
おひさま広場 【2～3歳児と保護者】	おひさまの下で、身体を使ったいろいろな体験や学びを通じて親子で成長・思い出の年に！	毎月1回 定員制（事前申込み必要） 参加費：実費
ママ☆プラザ 【親・親子】	保護者対象の講座やリフレッシュ、趣味を活かして幅広い女性層が参加可能（ママ☆スタァ随時募集中）	毎月2回 登録制（自由参加可） 参加費：実費
じーじばーばと あそぼう！ 【どなたでも】	あったかてらすのボール拭きと、ふれあいの時間 地域のお年寄りや祖父母の皆さんと遊びや交流を一緒に楽しく過ごしましょう	毎月第1月曜日 あったかてらす応援隊の皆さんほかボランティアなど
おはなし広場 【どなたでも】	図書館司書による絵本の読み聞かせや、絵本紹介	毎月1回 移動図書館車来館日 申込み不要

その他、特別企画も実施しています。

- ・スタッフとあそぼう
- ・はぐくみの会交流
- ・地域の講師による企画（アレンジフラワー、レッツダンス、エアロビクス、おしゃべりサロン）等

3、ファミリー・サポート・センター

この事業は、地域で子育てサポートをするために、育児の手助けができる方と手助けを必要とする方を対象とする組織です。会員同士の相互の協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てしやすい環境をつくり、子育て家庭を支援します。

1) 会員登録について

- 利用会員 子育ての手助けをしてほしい人
・高森町在住で生後4ヶ月から小学校3年生の児童をお持ちの方。
- 協力会員 子育ての手助けができる人
高森町在住で、子育ての応援に意欲ある20歳以上の心身共に健康な方。
※登録には、町主催の研修会に参加していただきます。
- 両方会員 子育ての手助けをしてほしい時と、手助けをできる時があり、都合に合わせて手助けをしてもらったり、手助けをしたりする人

※ 登録終了後、利用会員・協力会員共に、会員証を発行します。利用の際には、必ず会員証の提示をしていただきます。（送迎の際も確認として利用）

2) 活動内容

- ① 保育園等の送迎および登園前・降園後の一時預かり
- ② 学校の放課後、学童保育終了後の一時預かり
- ③ 育児者の出産・病気時等の一時預かり
- ④ 育児者が家族看護、地域・社会参加活動の際の一時預かり
- ⑤ その他やむを得ない事情による一時預かり

3) 活動方法

お子さんを預かる場合は、原則として協力会員の自宅で行います。ただし、事情により利用会員の自宅やあったかてらすでも可能とします。

- ① 食事・おやつは、利用会員が用意をする。実費が生じた場合は、協力会員に支払う。
- ② チャイルドシートは、利用会員が用意する。
- ③ 協力会員は、活動終了後に報告書を記入し、利用会員の確認を受ける。報告書は、後日事務局へ提出する。

4) 報酬（1回の利用／子ども1名あたり）

曜日	時間	報酬単価
月曜日から金曜日	午前7時から午後7時	600円／1時間
	その他の時間	700円／1時間
土・日・祝日・年末年始	午前7時から午後7時	700円／1時間

- ※1 活動時間とは、協力会員が支援活動をスタートした時点から終了時点までとします。
- ※2 兄弟姉妹を同時に預ける場合は、二人目以降のお子さんは半額になります。
- ※3 1回の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とします。なお、1時間を超えた場合は、30分毎で加算します。（1時間の単価の半額）
- ※4 上記の利用料以外に活動中の交通費、食事代など実費が生じる場合もあります。送迎の場合は、協力会員が家を出てから帰宅までの時間も「利用時間」とします。
 - 交通費 … バス・電車・タクシーは実費。自家用車は1km当り37円で換算。
- ※5 お願いをしていた活動を取り消す場合は、取消料がかかります。
 - 当日取消：一律 600円 ■ 無断取消：依頼時間数金額
- ※6 活動終了後速やかにお支払いください。

5) 補償について

会員は、活動中の万が一の事故に備え、保険に加入していただきます。保険料については、町で負担します。

「ファミリー・サポート・センター補償保険（育児）」（財団法人女性労働協会）

協力会員が活動中に傷害を被った場合、第三者より万一賠償請求を受けた場合、及び利用会員の子供がサービスを受けている間に傷害を被った場合に補償を行います。

- ① サービス提供会員傷害保険（普通傷害保険）
- ② 賠償責任保険
- ③ 依頼子供傷害保険（普通傷害保険）

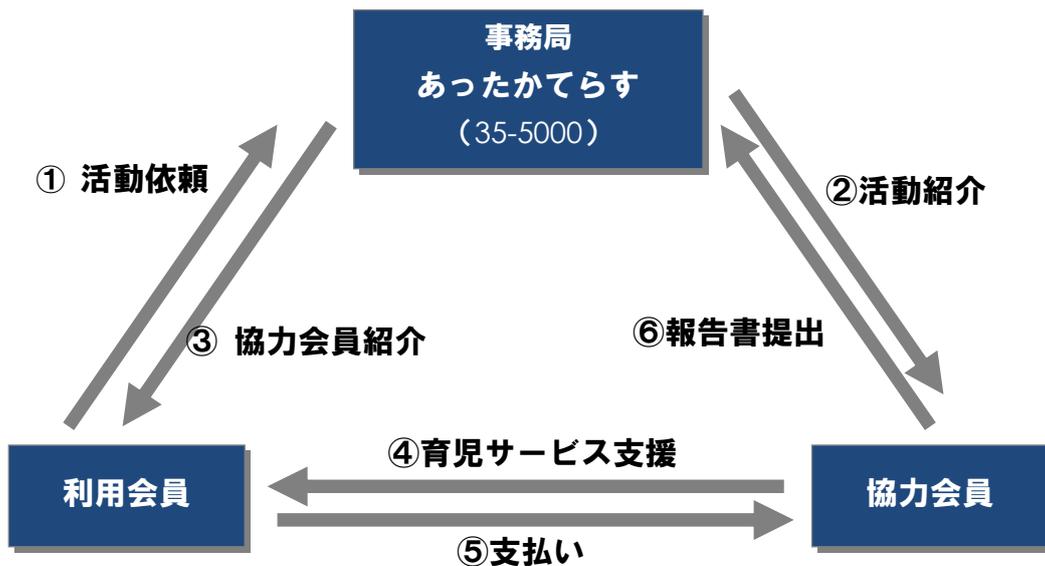
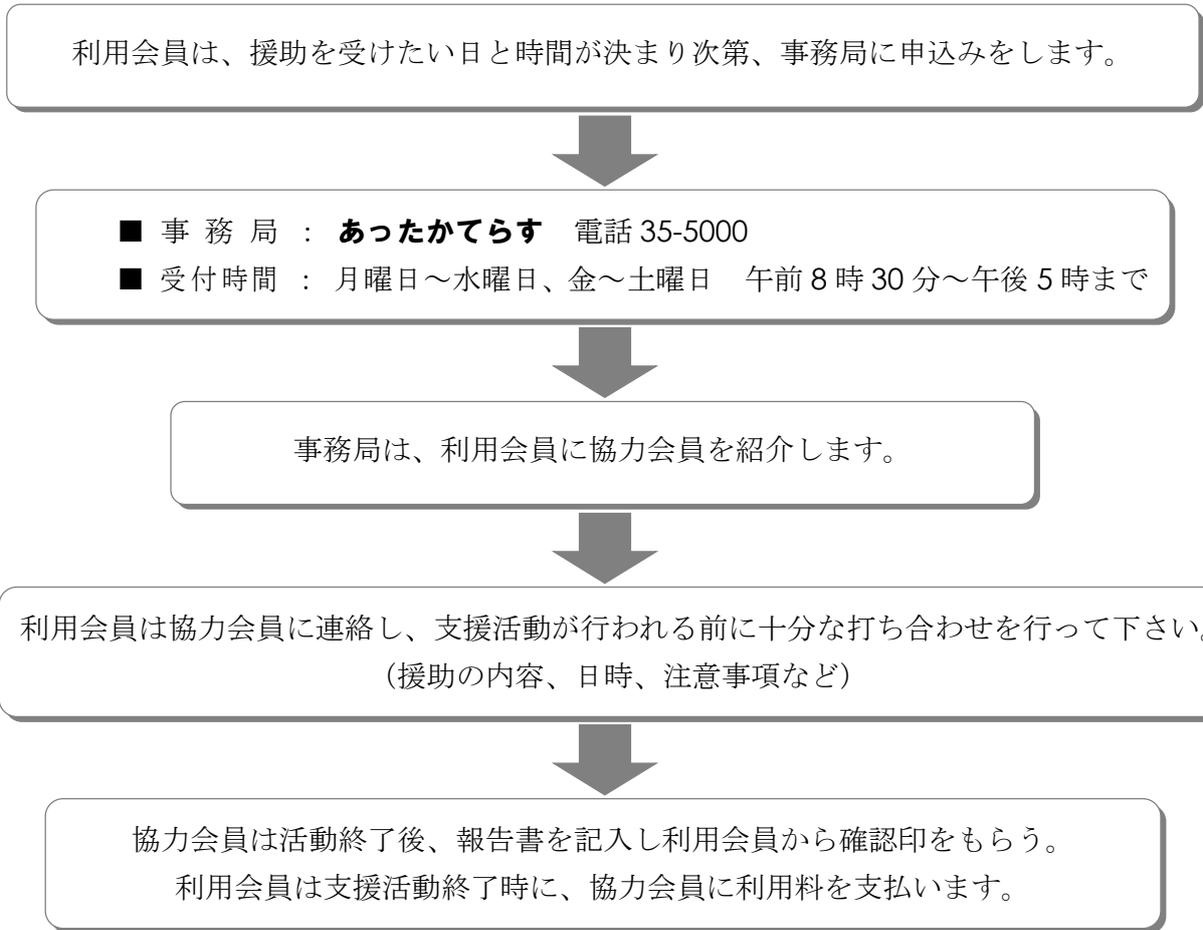
6) 会員の心得

- ① 事業の趣旨ときまりを守り、誠実に活動を行うこと。
- ② 支援活動により知り得た情報については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。
- ③ 活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
- ④ 活動中に子どもの異常や事故が発生した場合は、利用会員に連絡するとともに、速やかに事務局へ連絡することとする。

7) その他

- ① 会員の更新は、年度毎とし、脱会の場合は、会員証を返還する。
- ② 会員としてふさわしくない行為をした場合、転出した場合は、会員としての資格喪失となる。

8) ファミリー・サポートの仕組み



4、病児保育

飯田市との定住自立圏形成協定により、平成 22 年 10 月 15 日から、健和会病院内の病児保育施設（愛称:おひさま・はるる）を、高森町のお子さんでも利用可能です。

「子どもが病気だけど休めないし、見てもらう親族もいない。困った!」こんな時のための、子育てサポートです。

1) 場所と設備

① 場 所 : 健和会病院内 病児保育施設（おひさま・はるる）

② 所在地 : 飯田市鼎中平 1936 番地

① 電 話 : 0265-23-4001(直通)

2) お預かりする子ども

① 生後 6 ヶ月から小学校までの児童

② 入院するほどではないが、保育園などでの集団保育（小学校で授業）が困難。

③ 保護者の勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない

3) 受入れ定員

1 日 6 人

4) お預かりする日・時間

■ 平日 : 午前 8 時～午後 6 時（※延長保育はありません。）

■ 休日 : 土、日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 14 日～8 月 16 日

5) 利用できる期間

原則として、連続 7 日以内（土日・祝日を除く）

6) お預かりできない場合

① 病児保育施設の嘱託医が診察の結果、病状により受け入れできないと判断したとき

② 施設の利用目的に反するとき

③ 施設の職員の指示に従わないとき

④ 定員を超えるとき

7) 利用料

世帯の区分	利用 4 時間未満	利用 4 時間以上
生活保護世帯等	無 料	無 料
当年度の保護者の町民税が非課税のひとり親世帯	無 料	無 料
当年度の保護者の町民税が非課税の世帯	500 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,000 円	2,000 円

※4 月から 6 月までは前年度の課税状況によります。

5、こども・子育て支援体系図

1) 健やかに生まれ育つ環境づくり

項目	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)
母子保健等	母子健康手帳						
	妊婦検診 (検診費用補助)	産婦検診 (検診費用補助)					
		2ヶ月訪問 (家庭訪問)					
		先股脱検診 (4ヶ月・レントゲン 医師診察)					
		乳児家庭全戸訪問					
		養育支援訪問 (要支援家庭への訪問)					
		乳幼児健診 (4ヶ月・7ヶ月・10ヶ月・1歳児・1歳半・2歳児・2歳半・3歳児)					
		妊婦期相談・育児相談・発達相談・家庭訪問 (保健師・保育士・臨床心理士・支援センター)					
	ゆりかご教室 (妊娠出産育児を家族で支え 学ぶ教室)						
			あそびの教室 (親子一緒に成長を見ていく)				
早寝早起き 朝ごはん		離乳食期指導 (健診・家庭訪問・教室)	食事リズム・歯みがき指導 (健診・家庭訪問)	生活リズムをつくる (保育園)			
食育						給食での地 (料理教室の実施・農業体験・郷土)	
思春期保健							

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学	高校
			朝食の推進・肥満対策 (学校)				
	産地消の推進 料理の学習・季節の旬を味わう給食)						
			心の悩みの相談 (教育相談室)				
						性教育 (体の変化・性に 関する授業)	

2) 地域における子育て支援体制づくり

項目	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)
子育て支援センター	赤ちゃん広場 (ベビーマッサージ・育児・母乳相談)		ヨチヨチ広場			年中児相談	
				おひさま広場			
			親子運動教室／まま☆プラザ (からだを動かし遊ぶ) (まま☆スタアによる講座)				
			ファミリーサポートセンター事業 (地域での子育てサポート・会員登録制・妊娠期の家庭支援と4ヶ月からの子どもの一時預かり～)				
保育サービス			保育園入所 (町内5ヶ所・10ヶ月～・早朝延長保育)				
			一時預かり (保育園で10ヶ月～)				
			病児保育 (健和会病院「おひさまはるる」の利用・6ヶ月～)				
ネットワーク			子育てサークル				
放課後支援							
健全育成							
			ブックスタート (7ヶ月／年少／小学1年生)				(家庭の日)

3) 安心して子育てできる環境づくり

項目	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)
父親の子育て参加	パパの赤ちゃん広場 (妊娠期からのパパママの交流)			お父さんのための広場 (竹馬づくり・料理教室・親子体操)			
児童虐待防止対策						要保護児童地域対策 (町・教育委員会)	
要支援児童対策				家庭訪問・療育相談 (保健師・保育士・支援センター)			
ひとり親家庭							子 (町・

4) 豊かな教育による人づくり

項目	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)
教育相談							
保育園・小学校・中学校の連携							(特
教育支援							(教育
世代間交流		じーじ・ばーばと遊ぼう (あったかてらす)			じーじ・ばーばの会 (保育園)		

5) 経済的負担の軽減

項目	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)
経済的負担の軽減	不妊治療費助成 (1・2補助・上限10万円)	出産祝金 (現金5万・商品券3万)					
							医
				保育料の軽減 (第3子以降独自減免(未満児)・ひとり親減免)			

高森の教育（資料編）

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学	高校
協議会・児童虐待相談・家庭女性相談 ・学校・保育園・民生児童委員・警察)							
		特別支援教育・適性就学指導 (学校)					
育てに関する相談 教育委員会・民生児童委員)							

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学	高校
		不登校・いじめ等の相談 (教育相談室・特別支援教育専門員・学校支援員)					
	保小中連絡会議 別支援コーディネーター・特別支援教育専門員・学校支援員・保育士・臨床心理士)						
	就学判断／子育てを語る親の集い「ひだまり」 支援委員会・特別支援教育専門員・臨床心理士・学校相談員による学校、保育園訪問)						
		シニア大学と小学生の交流 (交流給食・昔の遊びの伝承)				職場体験 (保育園)	

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学	高校
						小原ヶ丘塾	
療費の無料化							
		就学援助費 (経済的理由によって就学困難を認められる児童・生徒に対し学用品費などの就学援助)					育英資金貸付 (奨学金・入学準備金)

2 保育園

1、高森町内の保育園

施設名	所在地	電話	定員	開所時間
下市田保育園	下市田 1043	35-3324	120	7:30～19:00
吉田保育園	吉田 1261-1	35-3330	90	7:30～19:00
みつば保育園	牛牧 2520	35-3326	90	7:30～19:00
山吹保育園	山吹 3746-4	35-5147	90	7:30～19:00
吉田河原保育園	吉田 2316-7	35-6771	90	7:00～19:00

※令和4年4月、吉田保育園と吉田河原保育園は統合し、認定こども園「ぱどま」開園予定

令和3年度入所児童数

令和3年4月1日現在

保育園名	未満児	年少	年中	年長	計
山吹保育園	22	19	13	8	62
下市田保育園	23	21	25	24	93
吉田保育園	13	14	22	15	64
みつば保育園	12	15	20	16	63
吉田河原保育園	21	24	16	22	83
小 計	91	93	96	85	365
町外保育園	7	4	2	3	16
町外認定こども園	5	5	9	7	26
合 計	103	102	107	95	407

※町外からの広域入所含む。認定こども園には事業所内保育所も含む。

1) 保育園とは～地域の子育てを支援します

保育園とは、家族が働いていたり、病気などのために家庭内で保育ができないとき、家族に代わって児童を保育する児童福祉施設です。入所するには、下記の基準表に当てはまる場合に、申請によって保育支給認定を受ける必要があります。保育園の申し込み方法や保育料などは法律の定めなどに基づいています。

支給認定には、教育・保育を利用する次の三つの区分があります。

認定区分	年齢	給付の内容（給付対象施設・事業）
1号認定 教育標準時間認定	満3歳児以上	教育標準時間（幼稚園、認定こども園）
2号認定 保育認定	満3歳児以上	保育標準時間または保育短時間（保育所、認定こども園）
3号認定 保育認定	満3歳児未満	保育標準時間または保育短時間（保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

2) 保育の内容

保育園では、家庭に代わって安全・安心を第一にお子さんをお預かりします。保育環境を整え、基本的な生活リズムと生活習慣を家庭と共に確立し、子どもの育ちを支えます。

① 保育園の受入年齢

保育園における児童の年齢は、入所するまたは入所している年度の4月1日時点の年齢をいいます。各保育園の受入年齢は、10ヶ月以上からです。

② 保育標準時間利用の場合の保育時間

下市田・吉田・みつば・山吹保育園	午前8時00分 ～ 午後7時00分
吉田河原保育園	午前8時00分 ～ 午後7時00分

③ 保育短時間利用の場合の保育時間

下市田・吉田・みつば・山吹保育園	午前8時00分 ～ 午後4時00分
吉田河原保育園	午前8時00分 ～ 午後4時00分

④ 延長保育

各保育園の開所時間中であれば、通常保育時間を超えて利用できます。延長保育を利用する場合は、通常の保育料に加え延長保育料（【町立】30分90円・おやつ代実費）がかかります。（吉田河原保育園のみ園での集金）

⑤ 保育園の食事

保育園の食事は、乳幼児の心身の発達、健康の維持、増進を支援します。また、家庭と協力しながら望ましい食習慣を身につけます。（町立4園と吉田河原保育園は献立が違います。）

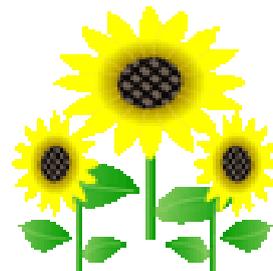
-
- 0歳児 … ミルク、離乳食など子どもに応じて園で用意します。
 - 1・2歳児 … 昼食（主食とおかず）、午前、午後のおやつを園で用意します。
 - 3歳児以上 … 昼食（おかずのみ）と、午後のおやつを園で用意します。主食は、ご飯・パンとなります。ご飯の日のご飯をご持参いただき、パンの日はパン代を集金します。
-

※ 食物アレルギーなどの心配があるときは、あらかじめご相談ください。

⑥ 健康・安全について

保育園では、児童の健康状態を日々観察し、内科検診・歯科検診・身体測定を定期的に行います。家庭、保育園、嘱託医との連携を取り合い、子どもの心身の健全な発達を目指します。保育園では、防災訓練・避難訓練・交通安全指導を定期的に行い、危険回避・安全について基本的な知識をわかりやすく指導します。

※ 心身の発達などに心配のある方は、あらかじめご相談ください。



2、利用者負担（保育料）

保育園の運営は、保護者の皆さんから負担していただく利用者負担（保育料）と国・県・町のそれぞれの負担から成り立っています。

1) 利用者負担（保育料）の決定

保育園を利用するには、法律の定めなどにより町民税所得税割額に応じた負担（＝利用者負担）が必要です。利用者負担は、両親の町民税所得割額の合計と児童の年度当初（4月1日）の年齢によって決定されます。（ただし、両親以外の家族が、入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上及び健康保険上の扶養としているときは、「両親の町民税所得割額＋その家族の町民税所得割額」によって決定されます。）

また、前年分の所得は6月1日に確定するため、8月までは前年度の町民税所得割額を、9月～翌年8月までを当年度の町民税所得割額から算出し決定します。

2) 保育料の納入方法

保育料は、口座振替もしくは納付書による納入となります。

- 口座振替 毎月26日に指定の口座から振替
引落しが不能だった場合は、翌月10日頃に再度口座振替
※申請は、所定様式により入所月の前月までに行ってください。
(指定金融機関：みなみ信州農協・八十二銀行・飯田信金・ゆうちょ銀行)
- 納付書 納付書でお近くの金融機関または役場会計で納入

3) 利用者負担徴収基準（2、3号認定利用者負担徴収基準額表）（単位・円）

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		高 森 町 利 用 者 負 担 額		
階層 区分	定義	3歳以上児	未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1階層	生活保護世帯	0	0	0
2階層	町民税非課税世帯	0	0	0
3階層	町民税課税世帯（均等割のみ）	0	14,400	12,400
4階層	48,600 未満	0	19,500	17,500
5階層	97,000 未満	無償 (R1.10月 から)	0	30,000
6階層	133,000 未満		0	35,000
7階層	169,000 未満		0	44,500
8階層	235,000 未満	0	50,900	44,900
9階層	301,000 未満	0	56,300	50,300
10階層	397,000 未満	0	60,100	54,100
11階層	397,000 以上	0	64,500	58,500

※1号認定利用者は無償です。

- 町民税所得割は、年少扶養控除や住宅借入金特別控除、配当控除等を適用されません。原則として、保護者の町民税所得割額の合計により階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税も含めて階層を決定します。
- 同時に2人以上の子どもさんが通園している場合の減額基準
 - 2人目の徴収基準額＝当該児童の徴収基準額×0.5
 - 3人目の徴収基準額＝無料 ※(注) 10円未満の端数は切り捨てます。
 ※年収が360万円未満の場合、同時入所でなくても第2子半額、第3子無料となります。
- 同時入所ではなくても、3人目のお子さんが保育園に入所している場合
 - 基準額表の金額を3歳未満児は10%軽減した額を徴収します。
- 母（父）子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等の基準額

階層	母（父）子家庭	階層	在宅障がい児（者）等のいる世帯
第2	0円（全額免除）	第2	0円（全額免除）
第3	0円（全額免除）	第3	基準額表の額 - 1,000円
第4・5	基準金額表の額 × 0.2	※年収が360万円未満の場合、同時入所でも第1子半額、第2子無料となります。	
第6・7	基準金額表の額 × 0.5		
第8・9	基準金額表の額 × 0.8		

◆認定こども園（幼稚園）の利用について

- ・ 保育、教育時間は施設ごとに定めていますので、各施設にお問い合わせください。
- ・ 1号認定（教育標準時間認定）の方は無償になります。2・3号認定の方は、前ページの基準額表になります。また、利用者負担額は各施設へ直接お支払いいただきます。そのほか入園費、教材費、給食費など、実費負担金は別にかかりますので、詳しくは各園にお問い合わせください。
- ・ 申し込みにつきましては、各園・教育委員会までお問い合わせください。

3、保育園の入所手続き

1) 保育園の入所手続き

保育園に入所するためには、次の事由を満たしていることが必要です。

- ① 児童の住所が高森町にあること（入所年度の4月1日現在）
- ② 児童の保護者が、次表の1から10のいずれかの事情にある場合

■ 支給認定に関する基準

支給認定に関する基準

	国の示す基準	高森町での考え方
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者（主に両親）のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当し、児童に対する保育が必要と認められる場合。</p> <p>(1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労など、基本的にすべての就労に対応／居宅内の労働） (2) 妊娠、出産</p> <p>(3) 疾病、障がい (4) 同居又は長期入院等している親族の介護、看護</p> <p>(5) 災害復旧 (6) 求職活動（起業準備含む） (7) 就学</p> <p>(8) 虐待やDVのおそれがある</p> <p>(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>(10) その他、上記に類する状態として町が認める場合</p>	<p>(2) 出産または出産予定日の前後3ヶ月間。</p> <p>(6) は3か月を上限とする（3歳未満児については都度確認）。(9) 子どもの発達上環境の変化や、保護者の健康状態に留意する必要がある場合に限る。○上記以外は国の示す基準の通り</p>
	<p>主に、フルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した大括りな2区分の保育認定を行う。</p> <p>(1) 保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均 275 時間／月（212 時間以上 292 時間以下） ・1日 <u>11 時間までの利用</u> に対応・就労にかかる下限は週 30 時間程度 <p>(2) 保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均 200 時間／月（最大 212 時間）。 ・1日 <u>8 時間までの利用</u> に対応するもの。 ・就労にかかる下限は、一時預かり事業で対応可能な短時間就労を除く1ヶ月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。 	<p>○国の示す基準のとおり</p> <p>※「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」等については、保育標準時間とする。</p>
区分（保育の必要量）		

区分	1日当たり	保育標準時間	保育短時間
保育必要量	1日当たり	最長 11 時間まで	最長 8 時間まで
	1か月あたり	平均 275 時間	平均 200 時間
就労時間の下限		週 30 時間以上を基本	1ヶ月48時間以上(1日平均2~3時間)
「就労」以外の 「保育の必要性 の認定」※	親族の介護・看護	申請者の希望を考慮し決定する。	
	妊娠、出産、災害 復旧、虐待、DV	区分を設けず「保育標準時間認定」を基本 (利用者負担も保育標準時間の利用者負担額)	
	求職活動、育児休 業取得時の継続利 用	原則短時間認定とする	

※区分希望を考慮する場合も区分を設けない場合も、利用者負担額は認定された区分時間の利用者負担額とする。

○ 入所できる事由・必要な証明書類など

入所事由	入所期間	必要な証明書など
(1) 就労 家から外出して週 30 時間以上 または1ヶ月48時間就労している。	左の条件で就労して いる期間	「就労証明書」「自営業・農業就労証 明書」
(2) 妊娠・出産 母親が出産の前後により保育ができない場合	出産または出産予定 日の前後 12 週の属す る月	出産予定日または出産日を確認できる 「診断書」または母子手帳のコピー
(3) 疾病・障がい 疾病等により保育できない場合	保育できないと認め られた期間	疾病に関する「診断書」または各種 手帳保持者は手帳のコピー
(4) 同居又は長期入院等している親 族の介護、看護 疾病等の親族を常時介護のため保育できない場合	介護が必要と認めら れる期間	常時介護の必要な期間が確認できる「診断 書」または要介護の方は介護保険証のコピ ー
(5) 災害復旧 火災や風水害、地震などにより、その復旧の間 保育ができない場合	災害復旧に必要な期 間	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備含む）	3か月を上限とする (3歳未満児について は都度確認させてい たきます)	雇用保険受給資格者証または職業安定所受 付票のコピーなど就職活動の開始日が確認 できる資料
(7) 就学	就学期間中	入学証明書・在学証明書など
(8) 育児休業取得時に、既に保育を 利用している子どもがいて継 続利用が必要であること。	子どもの発達上環境 の変化や、保護者の健 康状態に留意する必 要がある場合に限る。	
(9) その他 前各号に類する状態にあり、保育できないと町 長が認める場合		必要な証明書

4、保育園での子育て支援

1) 子育て相談

全ての保育園で子育てに関する相談を受けております。また、保育園職員・あったかてらす職員・家庭子育て相談員が家庭訪問も行います。お気軽にご相談ください。

2) 一時的保育

保育園に入所していない児童について、保護者の都合や疾病等により保育ができない場合、すべての保育園で一時的にお子さんをお預かりします。ご利用の際は、直接保育園へお申込ください。（要事前予約）

3) 未就園児向け園開放

就園前児童と保護者を対象に、同世代の親子との交流や子育ての不安を解消していただけるよう遊びの場を提供します。全園で実施。

6、町立保育園の保育理念

高森町の自然や文化、歴史などに恵まれた環境の中で、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願い、子どもたちの最善の利益を考慮し、地域との連携を図りながら保護者と共に現在、未来をよりよく生きる力を培います。

1) めざす子ども像～思いやりのある子ども～

- ・ 気持ちよく挨拶をする
- ・ 相手の気持ちをわかろうとする
- ・ 自分の気持ちを伝えようとする
- ・ さまざまな人とふれあい親しみをもつ

2) 保育方針

- ・ 一人ひとりの<いのち>を守り、安全、安心な保育を保障します。
- ・ 一人ひとりの発達やその子らしさを大切にして子どもを中心とした保育を行います。
- ・ 各保育所がそれぞれの特色を生かし、創意工夫をした保育をめざします。
- ・ 保育所内外のさまざまな人に支えられながら、保育の内容の充実や保育の質の向上に努めます。

3) 運営の具体化と留意点

- ① 遊ぶことを通して・・・
 - ア、戸外でおもいきり身体を動かす
 - イ、運動遊びや集団遊びを取り入れ楽しいと感じる遊びを提供する。
- ② 自然との関わりを通して・・・
 - ア、花づくりや畑活動を体験する
 - イ、飼育物や小動物、生き物とふれあう
 - ウ、四季を通じての散歩
 - エ、自然物を使った製作
- ③ 人との関わりを通して・・・
 - ア、保育士やクラスの友だちとの信頼関係を築く
 - イ、異年齢保育を取り入れ友達との輪を広げる
 - ウ、地域の方との交流の機会を持つ（未就園児小中学生交流・ふれあい広場参加など）
- ④ 絵本を通して・・・
 - ア、年間を通して、絵本や紙芝居に親しむ
 - イ、移動図書館車きんもくせいを活用する
 - ウ、絵本の貸し出しを行い家庭での読書体験を豊かにする
 - エ、劇遊び、物語の世界を楽しむ、表現する
- ⑤ 食べることを通して・・・
 - ア、自分たちで作った野菜を給食で活用する。
 - イ、カレーパーティ・焼いも大会をする
 - ウ、当番活動を通し、配膳への参加をする
 - エ、食材の働きを知り、食べ物への関心を持つ

7、保育園の給食

1) 給食目標

4月	「新しい環境の中で保育園の食事に慣れ楽しく食べましょう」 ●年齢に合わせた調理方法に留意する ●個人に応じて盛り付ける ●和やかな雰囲気をつくる。
5月	「楽しい雰囲気の中で食べましょう」 ●楽しい雰囲気の中で友達と一緒に食べられるように見守りながら、少しずつ上手な食べ方を知らせていく。
6月	「軟らかい物ばかり食べないで、硬い物もよく噛んでたべましょう」 ●歯の健康について話をし、噛むことの大切さを知らせていく。
7月	「衛生面に気をつけましょう」 ●食中毒に注意する ●正しい手の洗い方を伝えていく。
8月	「暑さに負けない丈夫な体を作りましょう」 ●水分補給を心掛ける。 ●食欲がわく献立を取り入れる。 ●個々の状態を把握し、量を加減する
9月	「食べ物と体の関係について知りましょう」 ●運動量が増えてくるが、残暑も考慮し、個々に応じた量を盛り付ける。 ●食べ物と健康の関係を知らせていく。
10月	「収穫の喜びや秋の味覚を楽しみましょう」 ●畑活動を通して育てることや、収穫することの喜びを知らせる。
11月	「好き嫌いなく何でも食べ、風邪をひかない丈夫な体を作りましょう」 ●ビタミン類や良質のたんぱく源を取り入れていく ●生活リズムの大切さを知らせていく。
12月	「バランスの良い食事を心がけましょう」 ●媒体を使いながら、食べ物の体への働きを伝えていく。
1月	「食生活のリズムを崩さず、寒さに負けない体を作りましょう」 ●体の温まる献立を工夫していく。 ●規則正しい生活がおくれるように促す。
2月	「食事のマナーを見直しましょう」 ●食器の置き方、箸の持ち方などのマナーについて再度見直していく。
3月	「食事の大切さを知り、大きくなったことを喜びましょう」 ●就学や進級に期待を持たせながら、好き嫌いなく食べられるようになったことを認め食べることの大切さを知らせていく。 ●食べ物に対しての感謝の気持ちを持てるように促す。

2) 保育園の給食

食べたい物、好きな物が増え、喜んで食べる子になって欲しいと考え、多くの旬の食材を使用したり、様々な調理法で給食を作ったりするよう心がけています。また、身近な人（友達や先生等）と一緒に食べる楽しさを味わうことで、食事に必要な基本的習慣や気持ちよく食事をするマナーが身につくよう取り組んでいます。

8、保育園での緊急時の避難対応（地震版）

1) 大地震発生時の対応

◇ 在園時の対応

震度 5 弱	震度 5 強以上
<ul style="list-style-type: none"> ●通学路をはじめとする地域の被害状況を見て、<u>総園長（園長）が適切に判断。</u> ●「保育園に留め置く（預かる）」、「お迎えにより帰宅させる」等の場合には、緊急メールなどを使って保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●直ちに保育を打ち切る。 ●余震の恐れや二次災害の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで保育園に留め置く。その場合には、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。 ●安全等が確認された場合は、引き渡しを行う。その場合には、事前に緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。 ●家族の迎えが来るまで保育園待機。一定時間後も迎えがない場合は、保護者へ個別連絡をする。 ●電話、緊急メール、防災無線が不通の場合には、保育園待機

◇ 登降園時の対応

地震のゆれが大きい時

- 徒歩で登降園している場合は、ゆれがおさまり安全だと判断できたら、自宅へ帰る。（保護者が一緒に登降園しているものと仮定）
周辺の被害が大きい場合は、近くの避難所へ行く。
- 登園している児童については、保育園より保護者に電話で連絡。
※以後の保育園の対応は、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。
不通の場合には、職員の口頭による連絡を行う。（家庭訪問、避難所訪問）
- 地震の状況によっては、職員が避難所をまわり、安否確認し指示伝達を行う。

◇ 帰宅後・休日

- 基本的に、園からの連絡があるまで自宅待機。連絡や安否確認は、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡、不通の場合には、職員の口頭による連絡をする。（家庭訪問、避難所訪問等）

※保護者の皆様へお願い

- (1) 登降園時や帰宅後・休日の地震についての対応は自己判断となります。お子さんと、地震のゆれや周辺の状況をいろいろ想定して対応を話し合う等、日頃からご指導をお願いします。
- (2) 自宅周辺及び通園経路上の「指定避難所」をご確認下さい。（高森町のホームページや広報を参照）また、風水害に関わる「防災ハザードマップ」も町のホームページに公開されていますので、通学路や自宅周辺の危険の有無もご確認いただき、非常時における安全な避難経路を把握する際の参考にして下さい。
- (3) 緊急時に保育園へお子さんを迎えに来る場合、周辺道路の損傷も考えられ、相当な混雑が予想されます。道路事情を考慮したお迎えの方法でお願いします。

2) 東海地震に関する情報や宣言が出されたときの対応

情報及び宣言名	情報及び宣言が出されたときの状況	園児の対応
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係ないことが分かった場合に発表。	● 通常通りの活動
東海地震注意情報	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。同時に、政府から防災に関する呼びかけが行われる。	● 自宅へ戻り待機 【 在宅時 】
東海地震予知情報	東海地震の発生の恐れがあると判断された場合に発令される。	●登園しないで自宅待機 ●外出中の場合はすぐに帰宅する ●家人の判断で、避難所へ避難する 【 登降園時 】
東海地震警戒宣言	東海地震予知情報が出されると同時に、内閣総理大臣から警戒宣言が発令される。	●自宅へ戻る ●緊急の場合は、家人と近くの避難所へ避難 【 在園時 】 ●地震注意情報発令・・・保育室待機 ●地震予知情報発令・・・直ちに園庭もしくは1階の安全な場所へ避難し待機。 ●保護者へ引き渡し降園する。保護者の迎えが来るまで保育園で待機。

※ 情報や宣言が解除されるまで、原則保護者の監督下で自宅待機。

※ 保育園より出される緊急メールや電話連絡等での情報に従う。

3 こども家庭総合支援室

趣旨・目的

1) 今般の児童福祉法等改正において、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実状の把握に努め、情報の提供を行い、過程その他からの相談に応じ、超さ及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。高森町においても令和2年4月より「こども家庭総合支援室」を設置し、要保護児童対策地域協議会の機能強化と専門性強化を図り、身近な場所で子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待発生の防止はもとより、各家庭が安心と自信を持って子育てできる環境の実現を目指し取り組んでいます。

2) こども家庭総合支援室は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援などに係る業務を行うことが役割、責務とされていることを踏まえ、「支援拠点」とし子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、実状の把握、子ども等に関する相談全般からより専門的な相談対応や必要な調査、訪問などを、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいけるよう努めています。

3) 支援拠点とし、福祉、保健、医療、教育などの関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、女性活躍子ども子育て支援拠点施設「あったかてらす」や、要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携協働の在り方など、適切な運営が行われるようにするための調整機関としての役割も果たします。

1、要保護児童対策地域協議会について

1) 制度の趣旨

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには関係機関が当該児童などに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下での対応が重要です。こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するために

- ① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化
- ② 関係機関から円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化

が必要です。

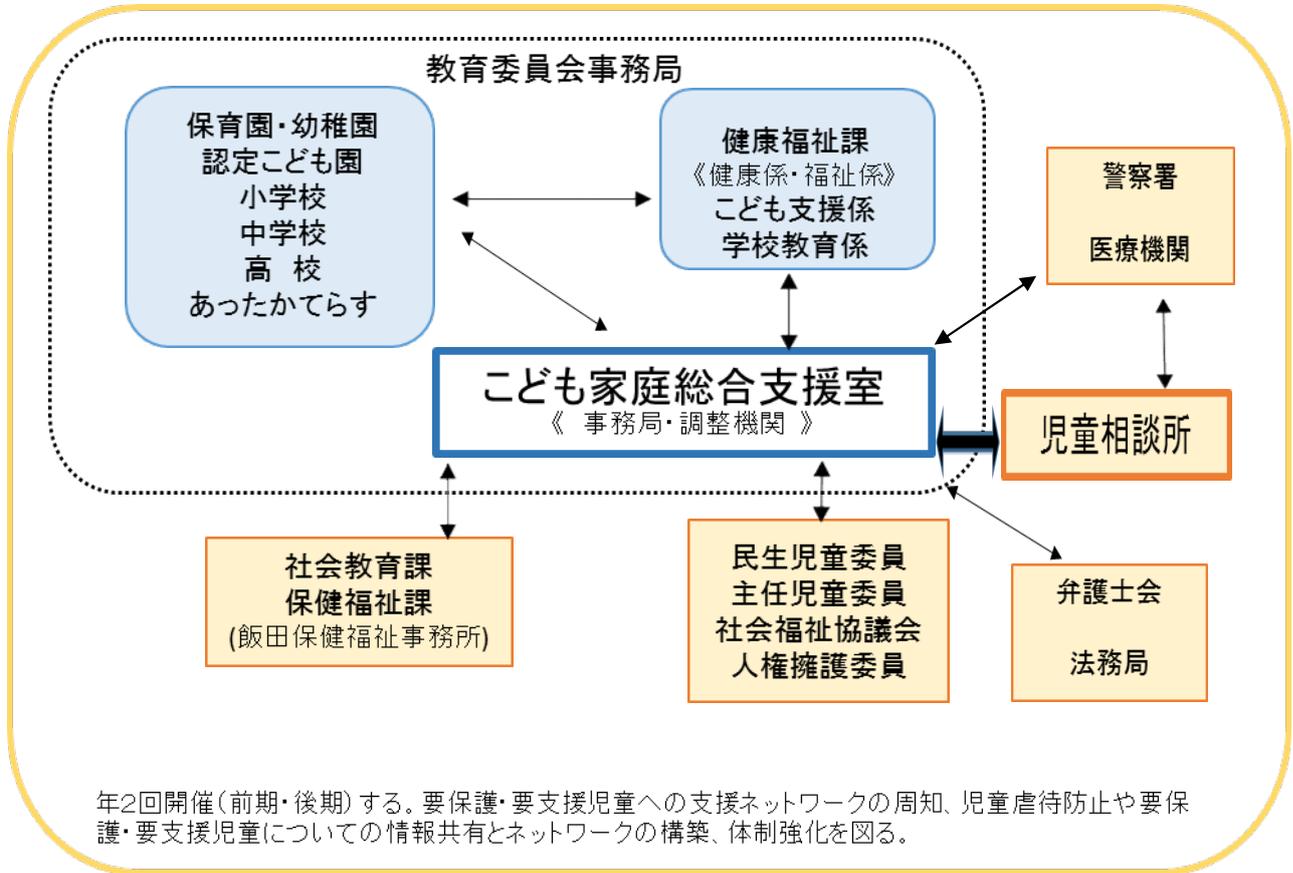
2) 果たすべき機能

- ・被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るためには、関係機関が当該児童などに関する情報や支援方法を共有し、適切な連携のもとで対応していくための協議の場として機能します。

- ・個別の要保護児童に関する情報共有や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策地域協議会の会議を積極的に開催することが期待されています。

【代表者会議】	【実務者会議】	【個別ケース検討会議】
<p>○<u>関係機関などの代表者</u> <u>地域協議会構成員の代表者による会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換、関係機関などの役割と連携のあり方を協議 ・ 実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とする ・ 地域における課題の共有 ・ 高森町におけるより良い支援、施策提案など ・ 実務者会議からの活動状況の報告と評価 ・ 年1～2回程度開催される 	<p>○<u>支援機関の管理職や統括職員</u> <u>実務者から構成される会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括しているすべてのケースの支援状況と子どもの安全を視点とした定期的な状況把握、リスク管理 ・ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議 で課題となった点の検討 ・ 代表者会議への報告 ・ 児童虐待防止の広報、啓発活動の企画 ・ 地域協議会の年間活動方針の策定 	<p>○<u>支援機関などの担当者</u> <u>要保護児童についてその子どもに直接かかわりをもっている機関などの担当者により具体的な支援の内容などを検討する会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースに関する情報共有、リスク判断、支援方針、支援内容の協議、支援スケジュールの検討 ・ 支援の経過報告およびその評価 ・ 各機関の役割の相互理解、情報集約、役割や担当者の決定 ・ 次回の会議（評価および検討）の確認

高森町 子どもを守る支援ネットワーク



3 学校教育

1、高森町の小中学校 ※ 下記の数値は5月1日現在学校基本調査によるものです。

1) 高森北小学校（学校コード：1021） 学校長：堀米 英徳

所 在	長野県下伊那郡高森町山吹 3727 番地 2							
連 絡 先	電話：0265-35-2264 Fax：0265-35-1264 E-mail：taka-kita@town.nagano-takamori.lg.jp							
職 員 数	教諭	養護教諭	講師	支援員(町費)	事務	学校図書館職員	計	
	8	1	2	2	1	1	15	
児 童 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	男子	7	7	8	10	13		
	女子	15	9	14	14	11		
	計	18	22	16	22	24	(3)	
学 級 数	1	1	1	1	1	1	2	8

2) 高森南小学校（学校コード：1022） 学校長：塚越 智英

所 在	長野県下伊那郡高森町下市田 2228 番地							
連 絡 先	電話：0265-35-2250 Fax：0265-35-1494 E-mail：taka-minami@@town.nagano-takamori.lg.jp							
職 員 数	教諭	養護教諭	講師	支援員(町費)	事務		計	
	25	1	6	6	1		39	
児 童 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	男子	66	53	64	59	43		
	女子	45	63	55	51	51		
	計	94	111	116	119	110	94	(29)
学 級 数	3	4	4	4	4	3	4	26

3) 高森中学校（学校コード：4311） 学校長：上澤 浩

所 在	長野県下伊那郡高森町下市田 2200 番地 1							
連 絡 先	電話：0265-35-2204 Fax：0265-35-1497 E-mail：taka-jhs@@town.nagano-takamori.lg.jp							
職 員 数	教諭	養護教諭	講師	支援員(町費)	事務		計	
	22	1	7	3	2		35	
児 童 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
	男子	78	79					246
	女子	96	55					228
	計	134	174	134			(26)	474
学 級 数	4	5	4				4	17

4) 児童・生徒の変遷と推計（各年度5月1日現在及び推計値）

年 度	高森南小学校				高森北小学校				高森中学校			
	入学者数	学級数	総学級数	児童総数	入学者数	学級数	総学級数	児童総数	入学者数	学級数	総学級数	児童総数
12	99	3	20	603	18	1	8	164	135	4	14	432
13	112	3	20	598	23	1	8	138	158	4	14	437
14	91	3	20	584	21	1	7	126	140	4	14	431
15	93	3	20	597	20	1	7	118	119	3	13	424
16	118	4	21	628	29	1	7	129	121	3	11	388
17	124	4	22	652	26	1	7	140	122	3	11	366
18	117	4	23	669	20	1	7	138	127	4	11	368
19	119	4	24	684	45	2	8	165	129	4	13	376
20	122	4	25	710	24	1	8	168	124	4	14	380
21	110	4	26	723	34	1	8	180	119	3	13	371
22	114	4	26	710	26	1	8	172	148	4	13	391
23	119	4	26	707	27	1	8	173	149	4	13	417
24	125	4	26	706	31	1	8	191	143	4	15	443
25	114	4	26	709	22	1	7	163	162	5	17	455
26	140	4	26	726	34	1	7	176	141	4	16	449
27	113	4	26	728	20	1	7	161	146	5	17	446
28	96	3	26	762	24	1	7	155	143	4	16	435
29	112	4	27	715	24	1	8	150	148	5	17	439
30	120	4	28	693	22	1	8	144	166	5	17	458
R1	111	4	25	689	16	1	7	138	134	5	18	447
R2	109	3	26	663	22	1	8	127	174	5	17	474
R3	94	3	26	644	18	1	8	126	134	4	17	442
※R4	86	3	26	636	8	1	8	110	118	4	17	403

2、コミュニティ・スクールの推進

高森町では、学校と地域が「こんな子どもに育て欲しい」という思いや願いを共有し、連携して子どもを育てる「地域とともにある学校」をめざし、平成28年度に南小学校で、29年度には北小学校と中学校で、コミュニティ・スクールの制度化を図りました。それ以来、コミュニティ・スクールのねらいを、地域が学校を支援することとし、学校・保護者・町民が一体となって学校づくりを進めようとしてきました。そして、読み聞かせや習字、ミシンの指導、クラブ活動、柿の皮むき、ホタルの飼育など、さまざまな分野で、町民が学校教育活動にかかわってきています。

こうした経緯を踏まえ、昨年度から、コミュニティ・スクールのねらいを「地域と学校が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育むこと」としました。そして、「地域とともにある学校」をめざし、地域と学校が相互に連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきたいと考えています。

令和3年度の重点は、以下のとおりです。

学校（子ども）と町民との協働活動の推進

「高森の子どもを高森の町民が育てる」という理念のもと、地域と学校が目標やビジョンを共有し、パートナーとして連携、協力していきます。学校支援ボランティアをはじめ、町内のあらゆる方面の町民からの協力を得て、町全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざしていきます。

学校運営協議会の活動の拡充

町内の小中学校3校をひとまとめにした高森町小中学校運営協議会（三校運営協議会）を設置しています。学校運営協議会では、子どもたちの姿を把握し、学校運営の計画、実行、評価、改善などにかかわって助言を行い、学校運営に参画・支援していきます。

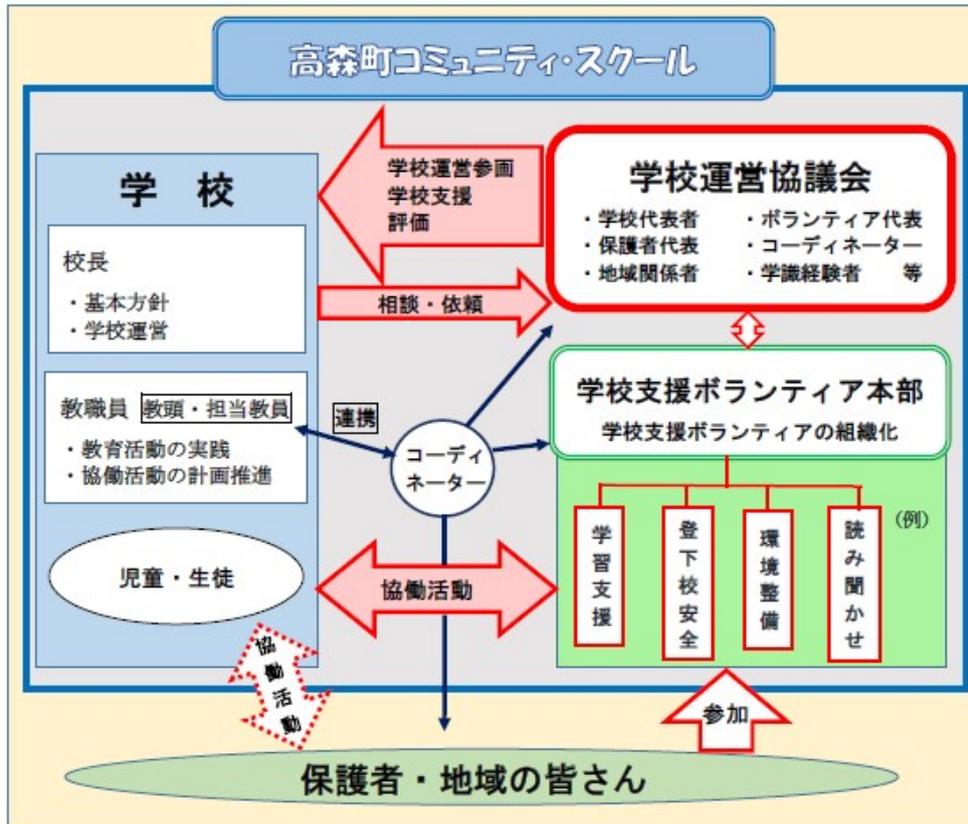
学校支援ボランティアの組織化

支援ボランティア活動を円滑に推進するために、「学校支援ボランティア本部」を教育委員会社会教育係内に設置しています。学校支援ボランティアの募集のほか、学校とボランティアとの連絡調整を行ったり、関係団体や組織・個人に協力を依頼したりして、学校地域協働活動の推進を図っています。

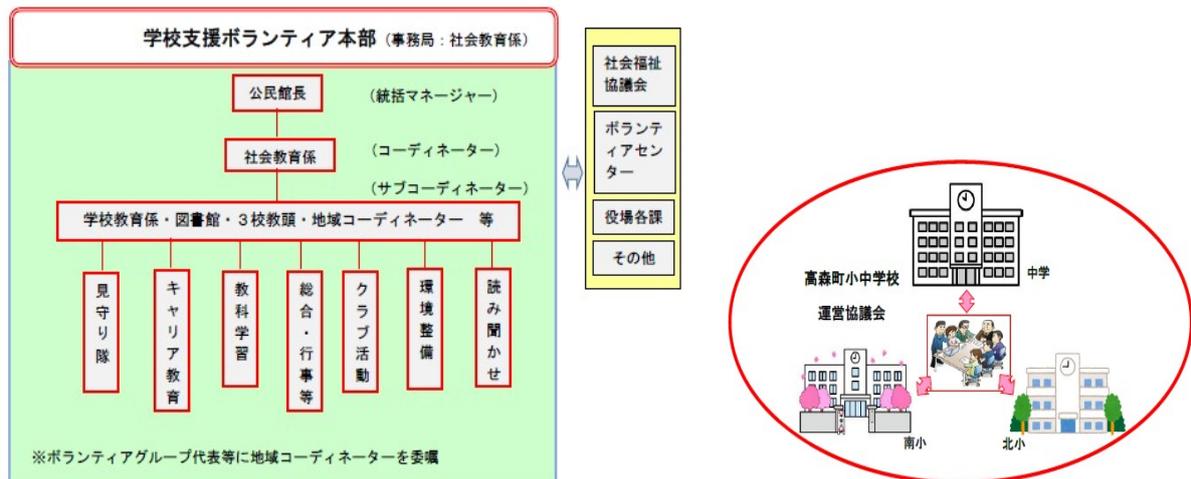
子どもの地域へのかかわりを深める活動を推進

学校において子どもと支援ボランティアとの協働活動を深め、今後はさらに子どもたちが主体的に地域に出て、町民とかかわる活動を活発化させるようにしたいと考えています。そして、現在行っている地域行事への参加から参画への移行、防災や環境整備作業、奉仕活動への主体的な参加など、地域の一員としての活動につなげていくことが願いです。

高森町コミュニティ・スクール イメージ図



高森町コミュニティ・スクール支援体制



■ 3校それぞれのコミュニティ・スクールは、今年も継続とし、高森町（三校）コミュニティ・スクールと連携を図りながら、運営していきます。

- 小原ヶ丘コミュニティ・スクール 高森中学校
- 山吹ホテルの里コミュニティ・スクール 高森北小学校
- 柿の里コミュニティ・スクール 高森南小学校

高森町コミュニティ・スクール

高森町学校運営協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する小・中学校におけるコミュニティ・スクールの学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を推進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、地域の創意工夫を生かした、よりよい教育の実現に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条のねらいを達成するため、協議会を設置する。

2 教育委員会は、町内の小中学校がその運営に関して相互に密接な連携を図るため、町内3つの学校について一つの協議会を置くことができる。

（学校運営への参画・支援等）

第4条 協議会は、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議する機関として、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校が行った自己評価の検証を行うものとする。

（委員の任命）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1）地域住民
- （2）保護者
- （3）対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）関係行政機関の職員
- （6）その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第5条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会議を招集し、議事をつかさどる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（議事）

第8条 会議の議事は、会長が会議の開催日前に委員に対し示すものとする。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（報酬）

第9条 委員の報酬は別に定める。

（守秘義務等）

第10条 委員は、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

（2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

（3）協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（会議の公開）

第11条 会議は、特別な事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修等）

第12条 教育委員会は、協議会の委員に対し、協議会や委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、

又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切に合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

（委員の解任）

第14条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- （1）委員本人から辞任の申出があった場合
- （2）この要綱の規定に違反した場合
- （3）前項に定めるもののほか、解任に相当とする事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（運営に必要な事項等）

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則等並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置、運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

「高森町小中学校運営協議会」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、保護者や地域住民の学校運営への参画や支援・協力を推進し、学校と地域が目的・目標を共有し、高森町の実情を踏まえた特色ある教育に連携して取り組むことにより、町全体で将来を担う子どもたちの成長を育むために活動することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、高森町小中学校運営協議会（以下、「三校運営協議会」）を置く。

（組織）

第3条 三校運営協議会は、20名程度の委員で構成する。

1 委員

- (1) 小中学校長
- (2) 南小・北小・中学の学校運営協議会の会長
- (3) 小中学校 PTA 会長
- (4) ボランティア代表
- (5) 区長会長
- (6) 社会教育委員
- (7) 特別支援教育専門員
- (8) 主任児童委員
- (9) 保育園長
- (10) 学識経験者
- (11) ボランティアセンター職員
- (12) 教育長
- (13) 公民館長
- (14) 役場職員 等

2 事務局

- (1) 小中学校教頭
- (2) 教育委員会事務局長
- (3) 学校教育係
- (4) 社会教育係

3 会長及び副会長

- (1) 三校運営協議会に正副会長を置く。
- (2) 三校運営協議会は会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議）

第4条 三校運営協議会は、次のことを協議する。

- （1）高森町で育てたい子どもの姿に関する事。
- （2）町内の小中学校の運営に関する事。
- （3）学校の施設及び設備の管理並びに環境整備に関する事。
- （4）小中連携に関する事。
- （5）学校と地域のかかわりや支援及び協働に関する事。
- （6）教職員、保護者、児童生徒、学校関係者の評価をもとにした学校評価。
- （7）3校の運営協議会の連絡調整に関する事。
- （8）その他、会長が必要であると認める事項に関する事。

（守秘義務等）

第5条 委員は、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）委員たるにふさわしくない非行を行う事。
- （2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する事。
- （3）協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行う事。

附則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

3、ICT 教育

急速に情報化が進む昨今、教育現場では国家的に電子教材等のデジタルコンテンツを活用した新たな教育方法が模索されています。高森町は平成 28 年度より小中学校においてタブレットや電子黒板等の整備を進めてきました。令和元年には「高森町 ICT 教育推進会議」を発足し、ハード整備のみならず、ICT 機器を用いながら、どのような授業が子どもたちにとって必要かを確認し、基礎学力向上や協働学習による教育の質の向上等に努めていきます。

令和 2 年度は、国の GIGA スクール関連の国庫補助金、そして新型コロナウイルス対策の交付金等を活用し、「三校全ての普通教室に最新の電子黒板を設置」、そして「児童生徒一人一台タブレットの配布」を実施しました。

1) 高森町 ICT 教育推進会議

ハード整備に加え、それらを活用した授業の実施が最も重要ととらえ、町全体としての ICT 機器を活用した教育の方向性の確認、町内三校の事例の共有、そして関係者の研修を目的に発足しました。

また文科省の GIGA スクール構想を見据えながら、教育委員会と学校が連携して、高森町としての ICT 教育を研究し続けていきます。

2) 子どもを「守る」取り組み

近年、スマホやパソコンといった情報通信手段を介して、子どもが犯罪やいじめ等のトラブルに巻き込まれるケースが全国的に増えています。こうした被害の発生を未然に防ぐため、情報通信機器を安全かつ便利に利用する能力（メディアリテラシー）を子ども自身が身に付け、また、家庭や学校、行政が一体となって子どもを被害から守るための取組みを推進していきます。

4、高森中学校「小原ヶ丘塾」

1) 小原ヶ丘塾の目的

小原ヶ丘塾は、高森中学校生徒を対象に、基礎学力の向上を図り、学習機会の提供を進めるため、学びたい意欲を持つ生徒、学習に課題を持つ生徒など、全ての生徒に対する学習支援を目的としています。また、休日や放課後の生徒の居場所づくりも目的の一つとしています。

平成 28 年度は中学 3 年生を対象とし、土曜日と長期休暇に開講しました。平成 29 年度からは対象を 1, 2 年生まで拡大しました。また、令和元年度からは、中学校 3 年生に対し今までの「自習コース」に加え、「問題演習コース」を設定し、講義形式や個別指導を取り入れた支援も開始しました。

2) 内容

- ・自習コースは、持ち込み学習や宿題などを進めるために会議室を開放します。

月 2 回程度 水曜日午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分

- ・問題演習コースは、問題集をもとに、演習そして解説という流れで行います。

月 2 回程度 水曜日 英数理のうち生徒は 2 つを選択

1 時間目：午後 4 時 30 分から午後 5 時 10 分まで（10 分休憩）

2 時間目：午後 5 時 20 分から午後 6 時 00 分まで

※1 枠 40 分のうち、25 分を問題演習、残り 15 分を講師による解説

3) 実施状況

	講師数	中学校 1 年	中学校 2 年	中学校 3 年	生徒合計
H28	5			57	57
H29	5	55	34	61	150
H30	4	23	21	23	67
R1	3	9	16	23	48
R2	8	39	16	25	88



※なお、令和 2 年度について、4 月 5 月のコロナ禍における学校の臨時休業中の授業を取り戻すために「サタデーパワーアップ講座」を、中学校 3 年生の希望者を対象に、土曜日に実施。

4、ふれあいスクール

1) 高森町ふれあいスクールとは？

ふれあいスクールは、国が進める放課後子どもプランにより、授業終了時刻から、ご家庭の事情に応じて、学校を利用してお子様をお預かりする事業です。

① 完全下校までのふれあいクラブ

② 午後 6 時 30 分までお子様をお預かりする学童クラブ（午後 7 時までの延長有）

2) ふれあいスクールの目的

- ① 核家族化に伴う、保護者の就労の手助け。
- ② 児童が通い慣れている学校施設を活用することにより、利便性による時間と空間の確保。
- ③ 異年齢間の交流の促進による仲間づくり。
- ④ 地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場の創造。

3) ふれあいスクールのシステム

	ふれあいクラブ		学童クラブ
	通常	長期休業	
対象児童	実施校に通学する 1～6年生	実施校に通学する 1～6年生 保護者が仕事の関係等で留守になるなど、家庭の事情において許可を得た児童	実施校に通学する 1～6年生 保護者が仕事の関係等で留守になるなど、家庭の事情において許可を得た児童
定員	なし	各校 50 人	各校 70 人
受入開始	給食開始日 (1年生は5月連休明け)	夏休み／春休み	特に無し
実施日 実施時間	学校開校日の 下校時刻まで	夏休み／春休み 8:30 ～ 16:00	学校開校日 放課後～18:30 (希望で19:00までの延長有)
			毎週土曜日／ 夏休み／春休み 8:30 ～ 18:30 (希望で19:00までの延長有) ※夏休み/春休み保護者当番有り
帰宅方法	一般児童と同じ	一般児童と同じ	保護者のお迎えが必要
加入負担金	一律 1,000 円（保険代・教材費等）※毎年必要になります。		
	ふれあいスクール専用の帽子をお持ちでない場合は、帽子代 900 円が必要になります。		
月額負担金	なし	夏休み 3,000 円 春休み 2,000 円	3,000 円 (日割り計算は行いません。) (延長は月額負担金に一日あたり 100 円増)

※ 学校等の行事や都合により、ふれあいスクールを閉館する場合があります。

※ 加入負担金・月額負担金のご利用がない場合でも返金いたしません。

※ 閉館日は、毎月発行される「ふれあい通信」等で確認下さい。

○高森町ふれあいスクール運営要綱

1、目的及び趣旨

昨今、少子化、遊び場の減少などによって、児童が地域社会の中で群れて遊ぶ姿はみえにくくなっており、児童の成長にとって遊びや人の交わりが果たす役割は大きく必要が高まっている。

児童が通い慣れている学校施設を活用することにより、利便性による時間の確保と空間の確保、異年齢間の交流の促進による仲間づくりが可能となる。

そこで、保護者などの就労などによって昼間家庭にいない児童も含め、当該校の全ての児童が心から遊びなどを楽しみ、分け隔てなく交流し、仲間づくりや互いに理解しあえる関係を築くとともに、地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き共に育ち合う場を創造することを目的に、ふれあいスクール事業を実施する。

2、対象

(A) ふれあいクラブ

南・北小学校の1年生から6年生

(B) 学童クラブ

南・北小学校の1年生から6年生

3、定員

受入の定員については以下のとおりとする

項目		高森北小学校	高森南小学校	備考
(A) ふれあいクラブ	通常	なし	なし	
	長期休業	50	50	
(B) 学童クラブ		70	70	

4、申込み・受入れ

(1) 参加申込み

参加申込みについては、随時受け付ける。参加を希望する場合は、参加申請書（様式1）を教育委員会事務局に提出するものとする。

(2) 参加内容の変更

参加途中に受入クラブを変更する場合は、変更申請書（様式2）を教育委員会事務局に提出するものとする。

(3) 脱退

クラブを脱退する場合は、脱退申請書（様式2）を教育委員会事務局に提出するものとする。

(4) 受入れ

参加の受入れについては、教育委員会事務局の担当者と該当児童の保護者と面接を行い、

指導員と検討を行い、受入の可否を判断するものとする。但し、児童の状況によっては、運営委員会で協議し決定することとする。

5、開設日時

(A) ふれあいクラブ

小学校登校日の放課後から下校時刻まで

夏休み（盆休みを除く）、春休みの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(B) 学童クラブ

小学校登校日の放課後から午後 6 時 30 分まで

毎週土曜日の午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

夏休み（盆休みを除く）、春休みの午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

※希望で 19:00 までの延長有

6、負担金

(1) 加入負担金

ふれあいスクールに加入しようとするものは、保険代・教材費等に必要な加入負担金 1,000 円を納付するものとする。

(2) 月額負担金等

	(A) ふれあいクラブ	(B) 学童クラブ	備考
月額負担金		3,000 円	(延長は月額負担金に、一日あたり 100 円増)
長期夏休み	3,000 円		
長期春休み	2,000 円		

※ 学童クラブの月額費用にはおやつ代を含む。

※ 口座振替・納付書払いの取り扱い手数料を含む。

7、負担金の減免

特に必要があると認めるときは、負担金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 減免の申請

上記において減免を受けようとする者は、減免申請書（様式 3）を教育委員会事務局まで提出するものとする。

(2) 減免（承認・不承認）の決定通知

教育委員会は前項の申請があった場合、その適否を減免（承認・不承認）決定通知書（様式第 4）により当該申請者に通知するものとする。

8、利用方法

(1) 参加児童は、ランドセルを決められた場所に置き、指導員にあいさつをしてから利用すること。帰る時には、指導員にあいさつをすること。

(2) ふれあいスクールを利用する時は、上履きを持参すること。

9、参加児童の把握

該当の小学校へ、ふれあいスクールから申込み児童の名簿を渡し、連携を図る。

10、スポーツ安全保険の加入

ふれあいスクール加入者は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するものとし、申込手続きは教育委員会事務局で行う。

(1) 補償内容等

補償期間	... 4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時
適用範囲	... ① ふれあいスクールとして開設する、小学校内の施設及び、指導員の指導のもとに施設外の活動中の事故。 ② 自宅とふれあいスクールまでの通常の経路往復上の事故
障害保険金	... ① 死亡 2,000万円 ② 後遺障害 最高3,000万円 ③ 入院 1日につき4,000円 ④ 通院 1日につき1,500円
賠償責任保険てん補限度額	... 身体・財物賠償 合算1事故5億円 但し、人体賠償は1人1億円
共済見舞金	... 突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円

(2) 事故報告

ふれあいスクール参加中及び自宅とふれあいスクールの往復中に通院、入院をともなう事故などにあわれた場合は、速やかにふれあいスクール指導員を通じて教育委員会事務局まで連絡をすること。

11、指導員

ふれあいスクールの運営は、高森町教育委員会の統括の下に、教育委員会が委嘱した指導員があたることとする。

12、補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は高森町教育委員会が高森町ふれあいスクール運営委員会と協議して定めることとする。

この要綱は、平成14年8月1日より施行する。

平成22年1月13日改正

平成23年1月25日改正

平成28年4月1日改正

6、子育て相談室

子育て相談室は、家庭や児童・生徒の抱える悩みを受け止め、気持ちの負担を少しでも和らげることができるように設置。併せて「今は学校へ行けませんが、少人数や自分のペースで生活したい」という小・中学生が通える適応指導教室も設置している。

1) 子育て相談

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・学校に関すること。 ●いじめ、非行、不登校などに関すること。 ●学習、進路などに関すること。 ●子どもを取り巻く家庭内の心配に関する事など。
相談対象	<ul style="list-style-type: none"> ●高森町に住む児童・生徒及び卒業生のみなさん。 ●高森町に住むお子さんの保護者、ご家族のみなさん。
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ●面接相談 ●電話相談 ●訪問相談
談員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談員 1名 ●家庭子育て相談員 1名
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ●夜間・休日などは事前に電話予約をお願いします。

2) 適応指導

活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりのあゆみに応じた学習支援。 ●遊び、お話、スポーツ、読書、野外活動など。
通室対象	●高森町に住む小学校 1 年生～中学校 3 年生までの児童、生徒
時間	●学校と同様に月～金の午前 9 時～午後 3 時頃まで毎日開設（家庭や本人との相談によります）
特記事項	●教育相談室と学校とどちらへも通学でき、相談室は学校へ登校しているのと同じく出席扱いとなります。

3) 子育てを語る親のつどい「ひだまりの会」

子育てについて、同じ悩みを持つ保護者同志の情報交換の会です。毎月 1 回、各学校の特別支援教育のコーディネーターも一緒に参加します。

○高森町教育相談室設置要綱

1、目的

この要綱は、不登校児童生徒を対象に、高森町教育委員会が行う集団適応指導、学習指導、教育相談等、学校復帰に向けての指導援助に必要な中間教室を設置する。

2、名称及び設置場所

名称は、高森町教育相談室とする。

設置場所は次のとおりとする。

- 高森町福祉センター 一階
- 住所：下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1

3、通室対象児童生徒

不登校の状態にある、高森町内の小中学校の児童生徒とする。

4、業務内容等

高森町教育委員会の教育相談員と教育相談補助員が、次の指導及び活動を行う。

- (1) 悩みや不安を解消し、やすらぎを与える相談指導
- (2) 自立心及び生活への意欲を高める体験活動
- (3) 集団への適応をはかり、社会性を伸ばす集団活動
- (4) 個々の歩みに応じた学習の援助を行う学習指導
- (5) 保護者への訪問等相談指導
- (6) 在籍校、教育委員会、関係諸機関（児童相談所、福祉事務所等）との連絡連携
- (7) その他必要な訪問等相談指導

5、教育相談室の開設日・開設時間及び通室期間

- (1) 開設日は、毎週、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）を原則とする。
- (2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、下校時刻については、教育相談員が個々の児童・生徒に応じ適宜決めるものとする。

6、通室手続き等

- (1) 保護者及び児童生徒が通室を希望し、在籍校長がこれを適当と認めた場合には、在籍校長は「高森町教育相談室通室依頼書」を教育委員会に提出する。
- (2) 通室の申込は随時受け付ける。
- (3) 退室については、保護者の申し出により在籍校長が「高森町教育相談室退室届」を教育委員会に提出する。

7、学校・保護者との連携

- (1) 教育委員会、在籍学校長及び教育相談員は、目的達成のため緊密な連携に努めるものとする。
- (2) 在籍学校長は、当該児童生徒の通室までの経過及び通室後把握した状況について、教育相談員と連絡を図ること。
また、教育相談員は児童生徒の指導状況を適宜在籍学校長に連絡すること。
- (3) 児童生徒の状況に応じて、在籍学校と教育相談室を交互通学（通室）すること等も配慮すること
- (4) 教育相談員は、必要に応じて担任・保護者と直接相談、家庭訪問等を行うこと。

8、その他

- (1) 教育相談員の服務に関する事項は、設置者が行うものとする。
- (2) 児童生徒の相談教室への通室途中及び活動中の事故等については「日本体育・学校健康センター法」の対象となる。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



7、就学援助

1) 準要保護就学援助費

① 目的

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒に対し、学用品費などの就学援助を行なう制度です。

② 対象者

小中学校に在籍する児童生徒の保護者で高森町内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方です。（ただし、教育委員会が認定の可否を決定します。収入の状況により認定にならない場合もあります。）

- 税金・国民年金掛金などの減免措置を受けている。
- 児童扶養手当を受給している。
- 保護者の職業が不安定などの理由で、生活が極めて困難と認められる。
- 学校長または民生児童委員が特に援助が必要であると認める。

③ 援助費の支給品目及び金額

【小学生】

項目	対象	金額
給食費	全学年	約 37,000 円
新入学学用品費	1 年生	約 51,060 円
学用品費等	1 年生を除く	約 11,630 円
修学旅行費	6 年生	参加児童が均一に負担する額
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	全学年	約 1,600 円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	対象学年	約 3,690 円
PTA 会費	全学年	約 2,400 円
卒業アルバム代	6 年生	約 2,500 円
医療費	対象者	学校健診で発覚した疾病について、学校より医療券を交付してもらい受診する。
オンライン学習通信費	対象者	約 12,000 円

【中学生】

項目	対象	金額
給食費	全学年	約 44,800 円
新入学学用品費	1 年生	約 80,000 円
学用品費等	1 年生を除く	約 22,730 円
修学旅行費	3 年生	参加児童が均一に負担する額
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	全学年	約 2,310 円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	対象学年	約 6,210 円
PTA 会費	全学年	約 1,400 円
生徒会費	全学年	約 800 円
柔道着	1 年生	約 4,000 円
卒業アルバム代	6 年生	約 5,000 円
医療費	対象者	学校健診で発覚した疾病について、学校より医療券を交付してもらい受診する。
オンライン学習通信費	対象者	約 12,000 円

※ 学年により支給品目、金額等は異なります。

2) 特別支援教育就学奨励費

① 目的

小中学校の特別支援学級に在学する児童・生徒をもつ保護者の方の経済的負担の軽減を目的とし、学用品費等を援助する制度です。

② 対象者

小中学校の特別支援学級に在学する児童・生徒をもつ保護者の方。（ただし、所得制限により、認定にならない場合もあります。）

「高森町準要保護児童生徒援助費」を申請し、認定になった方は重複して受給することはできません。

③ 援助費の支給品目及び金額

1) の準要保護就学援助費の支給品目に準じ、支給額は 1/2。

○高森町要保護及準要保護児童生徒援助費支給要綱

平成6年3月9日
教育委員会告示第1号

（目的）

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）、若しくは就学予定者（学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者）に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（支給対象経費）

第2条 支給対象経費の範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）学用品費

児童又は生徒の所持に係わる物品で各教科及び特別活動の学習に通常必要とされる学用品又は購入費。

（2）通学用品費

小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が、通学の為通常必要とする通学用品又は購入費。

（3）校外活動費

① 宿泊を伴わないもの

児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科。

② 宿泊を伴うもの

児童または生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため必要な交通費及び見学科。

（４）新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒（年度当初に援助費給付として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費。

（５）修学旅行費

児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ１回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに均一に負担すべきこととなるその他の経費。

（６）医療費

児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和３３年政令第１７４号）第８条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２４条に該当する者に対して、市町村がその疾病の治療のための医療に要する経費。

（７）学校給食費

町内の小中学校に在学する者の学校給食に要する費用で学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第１１条２項の規定する費用のうち予算の範囲内で補助する。

（８）卒業アルバム代

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒への卒業アルバム代。

（支給額）

第３条 前条に掲げる支給対象経費に係わる支給額は国の定める範囲内とする。

（支給対象者）

第４条 支給対象者は、町内に住所を有し、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒、若しくは就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

（１）要保護者

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、クラブ活動費、体育実技用具費及び学校給食費の給付については同法第１３条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等については、同法１２条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。）

（２）準要保護者

ア 生活保護法第６条第２項に規定する保護者に準じる程度に困窮している者で前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者。

① 生活保護法に基づく保護の停止または廃止。

② 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条第１項の規定に基づく町民税の非

課税

- ③ 地方税法 3 2 3 条の規定に基づく町民税の減免
- ④ 地方税法 7 2 条の 6 2 の規定に基づく個人の事業税の減免
- ⑤ 地方税法第 3 6 7 条の規定に基づく固定資産税の減免
- ⑥ 国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に 基
づく国民年金の掛金の減免
- ⑦ 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 条）第 7 7 条の規定に基づく保険料の減免
または徴収の猶予
- ⑧ 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）第 4 条の規定に基づく児童扶養手当の
支給
- ⑨ 世帯更生資金貸付制度による貸付

イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者

- ① 保護者の失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働
者
- ② 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者
- ③ PTA 会費、学級費等学校納付金の減免が行われている者
- ④ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者、通学用品等に不自由してい
る者等で保護者の生活が極めて困難と認められる者
- ⑤ 経済的理由による欠席日数が多い者

ウ その他学校長または民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者
（認定の基準）

第 4 条の 2 前条（2）イ及びウの場合における認定の基準に当っては、保護者等の属する
世帯の収入額が生活保護法の例により測定した世帯の需要額の 1. 3 倍以内を目安とする。
（支払い方法等）

第 5 条 医療費は治療の実績が確認され医療機関等の請求を待つてから行うものとする。
その他の項目については年 3 回（7 月、1 2 月及び翌年 3 月）に分け支給するものとする。
（支給）

第 6 条 就学援助費の支給に当たり、申請者は、その請求、受領、返納及び管理等に關す
る権限について申請を受けた学校長に委任するものとし、教育委員会は、該当学校長か
らの請求に基づき、支給する。なお、支給方法は次のとおりとする。

- ① 直接口座振込 申請者から申請者名義の預金口座への振り込みの届出を教育委員会また
は学校に提出した場合は、教育委員会が、直接その預金口座に振り込むものをいう。
 - ② 学校長委任払 申請者から就学援助費の請求及び受領等の委任を受けた学校長が申請者
名義の預金口座（以降、「学校長口座」という。）に振り込むものをいう。
- (2) 前項の規定にかかわらず、保護者が給食費及び学校納付金（義務教育を実施するため学
校長が保護者から徴収する費用）を滞納している場合で、学校長が必要と認めた場合に、
就学援助費を学校長口座に振り込むものとする。この場合、学校長は、給食費及び学校納
付金の滞納者に対し、就学援助費を学校長口座に振り込むものとする。この場合、学校長

は、給食費及び学校納付金の滞納者に対し、就学援助費を学校長口座に振り込まれることを通知するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

(3) 教育委員会が必要と認めるときは、支給方法を変更できるものとする。

(報告事項)

第7条 対象児童が年度途中において、転学または死亡等により支給を必要としなくなったときは、学校長はすみやかに教育委員会へ報告するものとする。

(委任事務)

第8条 学校長は保護者の委任に基づき支給金を代理受領できるものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月10日教育委員会告示第2号）

この要綱は公布の日から施行し、平成18年度分の認定より適用する。

附 則（平成21年6月1日教育委員会告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度分の認定より摘要する。

附 則（平成29年4月1日教育委員会告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度分の認定より適用する。

附 則（令和2年4月1日教育委員会告示第 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度分の認定より適用する。

8、奨学金・入学準備金

1) 奨学金

① 奨学生の採用

高森町に居住している方の子弟であって、高等学校、短期大学、大学、専門学校に在学する学生及び生徒を対象に学資の貸付をおこないます。貸付にあたっては、学生ご本人の学力・世帯の収入等について審査して採否を決定します。

② 奨学生の資格

- 保護者の方が、高森町に居住していること。
- 経済的理由で修学困難と認められること。（別に定める基準以下である方）
- 保護者の方に町税等の滞納が無いこと。

③ 奨学金貸与の額

- 高等学校生 月額 18,000 円
- 短期大学、大学、専門学校生 月額 30,000 円

④ 奨学金貸与の期間

- 奨学金の貸与を受ける期間は正規の修学期間内とします。

⑤ 奨学金の返済

貸与を受けた期間の2倍の期間内で返済します。

（疾病などの理由により償還期間を最長2倍まで延長することができます。）

返済にあたり、連帯保証人及び保証人の署名・印鑑が必要となります。

2) 入学準備金

① 貸付者の採用

高等学校、大学及び専修学校（以下、高等学校等）に入学する者の保護者で、入学準備金の調達に困難な者に対して、必要な資金の貸付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えることを目的とし貸付します。貸付にあたっては、学生本人の学力・世帯の収入等について審査して採否を決定します。

② 資格

- 保護者の方が、高森町に引き続き1年以上居住していること。
- 翌年度に大学・短期大学及び専修学校に入学を予定している者がいること。
- 保護者の方に町税等の滞納が無いこと。

③ 入学準備金貸付限度額 **400,000 円**

④ 入学準備金の返済

貸付けをした年度の翌年の4月から2年間とします。なお、希望者は償還を1年間据え置くことができます。返済にあたり、連帯保証人及び保証人の署名・印鑑が必要となります。

○高森町奨学金貸与規則

昭和 32 年 7 月 1 日教育委員会規則第6号
改正

昭和 44 年 4 月 18 日教委規則第 4 号

昭和 57 年 9 月 24 日教委規則第 7 号

昭和 58 年 4 月 6 日教委規則第 3 号

平成 19 年 3 月 13 日教委規則第 1 号

平成 25 年 1 月 21 日教委規則第 1 号

平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 29 年 4 月 1 日教委規則第 1 号

第 1 条 この規則は、高森町に居住しているものの子弟であつて、高等学校又は大学（これらと同等と認める学校も含む。）に在学するもので、向学心を有しながら、経済的理由で修学困難な者に対して毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与することを目的とする。

（貸与対象者及び貸与額）

第 2 条 奨学金の貸与を受けることができる者及び貸与額は、別表のとおりとする。

（貸与の期間）

第 3 条 奨学金の貸与を受ける期間は、正規の修学期間内とする。

（利息）

第 4 条 奨学金には、利息を付けない。

（出願手続）

第 5 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、在学学校長の推薦を受け所定の期日までに次の書類を高森町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（1）奨学生願書（様式第 1 号）

（2）奨学生推薦調書（様式第 2 号）

（3）成績証明書

（貸与の決定）

第 6 条 奨学金の貸与の許否は、委員会が決定し本人に通知する。

（誓約書）

第 7 条 奨学金の貸与を許可された者（以下「奨学生」という。）は、連帯保証人（親権者又は後見人）及び保証人が連署した誓約書（様式第 3 号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、高森町内に居住し、かつ、相当の資力を有する成年者でなければならない。

（奨学金の交付）

第 8 条 奨学金は、本人に交付する。ただし、数月分合せて交付することができる。

（奨学金の休止）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する期間（第2号の場合にあつては、前年度以前の同一学年において奨学金の貸与を受けなかった期間に相当する期間を除く。）奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

（奨学金の停止）

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、翌月分から奨学金の貸与を停止する。

- (1) 第2条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号のほか、奨学生として不相当と認めるとき。

（奨学金の償還）

第11条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の6月後から貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦、半年賦又は年賦で償還しなければならない。ただし、全額を一時に償還することを妨げない。

第12条 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し、若しくは停止されたときは、その月の6月後から前条の規定に準じて奨学金を償還しなければならない。

（借用証書）

第13条 奨学生が奨学金の全額を借り受けたときは、連帯保証人及び保証人が連署した奨学金借用証書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。

2 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し、若しくは停止されたときは、既に貸与を受けた奨学金について、前項に準じて奨学金借用証書を委員会に提出しなければならない。

（償還猶予）

第14条 進学又は疾病その他正当の理由により、委員会が奨学金の償還を困難と認めたときは、相当の期間償還を猶予することができる。この場合、奨学生及び連帯保証人は、事情を添えて奨学金の償還猶予を委員会に願い出なければならない。

（償還期間の延長）

第15条 疾病その他正当な理由により、委員会が奨学金の償還を困難と認めたときは、償還期間を最長で2倍まで延長し、1回の償還金額を最大2分の1に減額することができる。この場合は、奨学金の償還期間延長を委員会に願い出なければならない。

（償還免除）

第16条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。この場合、連帯保証人又は遺族は、事情を添えて奨学金の償還免除を委員会に願い出なければならない。

- (1) 本人が奨学金償還完了前に死亡したとき。

(2) 精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失、又は労働能力に高度の制限を有するとき。

(延滞利息)

第 17 条 正当の理由がなくて奨学金の償還を遅延したときは、100 円につき 1 日 4 銭の割合で延滞利息を徴収する。

(届出)

第 18 条 奨学生は、次に掲げる場合は、連帯保証人及び保証人の連署の上、直ちに、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

2 保証人が死亡し、若しくはその他理由により資格を失い、又は委員会において不相当と認めてその変更を命じたときは、直ちに、別の保証人を定めて、保証人変更届（様式第 5 号）を提出しなければならない。

第 19 条 奨学生であった者は、奨学金償還完了前に本人、連帯保証人、保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、その旨を委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 4 月 18 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 9 月 24 日教委規則第 7 号）

改正

平成 25 年 1 月 21 日教委規則第 1 号

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 4 月 6 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 13 日教育委員会規則第 1 号）

改正

平成 25 年 1 月 21 日教委規則第 1 号

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸与の決定をする奨学金から適用する。

(経過措置)

2 平成 19 年 3 月 31 日から引き続き奨学金の貸与を受ける者に係る奨学金の貸与対象者の要件及び貸与額は、改正後の規則別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 21 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 表

貸与対象者	貸与額（月額）
<p>次の掲げる要件を備えている者であること。</p> <p>1 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯に属する者</p> <p>（2）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定により町税が課税されていない世帯又は同法第 323 条の規定により町税が減免された世帯に属する者</p> <p>（3）世帯の全収入額（年収）が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の 1.5 倍以下であって、同法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者</p> <p>（4）学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者</p> <p>2 保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）又は保護者であった者が高森町に居住しているものであること。</p> <p>3 保護者が町税等の滞納の無い者。</p> <p>3 保護者が町税等の滞納がないこと。</p>	<p>1 高等学校等に在学するもの 18,000 円</p> <p>2 大学等に在学するもの 30,000 円</p>

※ 様式は省略

○高森町入学準備金臨時貸付要綱

平成 26 年 10 月 31 日教育委員会要綱第 2 号

改正

平成 27 年 12 月 1 日教委要綱第 2 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、高等学校、大学及び専修学校（以下「高等学校等」という。）に入学する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対して、必要な資金の貸付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 50 条に規定する高等学校及び法第 115 条に規定する高等専門学校をいう。
- （2）大学 法第 83 条に規定する大学及び法第 108 条に規定する短期大学をいう。
- （3）専修学校 法第 124 条に規定する専修学校をいう。
- （4）保護者 高等学校等に入学する者の父母その他これに準ずる者をいう。
- （5）入学準備金 高等学校等の入学に要する入学金その他の費用をいう。
- （6）貸付金 この要綱による貸付金をいう。
- （7）借受人 貸付金の貸付けを受けた保護者をいう。

（貸付対象者）

第 3 条 入学準備金の貸付けを受けることができる保護者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- （1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯に属する者
 - （2）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定により町民税が課税されていない世帯又は同法第 323 条第 1 項の規定により町民税が減免された世帯に属する者
 - （3）世帯の全収入額（年収）が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の 1.5 倍以下であって、同法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者
- 2 保護者（親権を行う者又は未成年後継人をいう。以下同じ。）又は保護者であった者が高森町に引き続き 1 年以上居住している者であること。
 - 3 翌年度に高等学校等に入学を予定している者がいること。
 - 4 保護者及び同一世帯の者が、町税及び町の料金等を完納していること。
 - 5 連帯保証人が 1 人以上あること。

（貸付条件）

第 4 条 貸付金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）貸付限度額は、次の表のとおりとする。

区分	金額
高等学校等	400,000 円

(2) 貸付金は、10,000円単位で希望する額とする。

- 2 償還期間は、貸付けをした年度の翌年の4月から、2年間とする。なお、希望者には償還を1年間据え置くことができる。
- 3 償還方法は、年賦払い、半年賦払い又は月賦払いとする。
- 4 貸付金の償還未済額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 5 貸付金には、利子を付さないものとする。
- 6 貸付金の総額は、予算の範囲内とする。

(貸付金の申請)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに、高森町入学準備金貸付申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、貸付けの適否を決定したときは、高森町入学準備金貸付決定・否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(借受の手続)

第7条 前条の規定により貸付けの決定通知を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人と連署した高森町入学準備金借用書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 合格通知書の写し
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

(異動の届出)

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、高森町入学準備金借受人等異動届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 入学予定者が入学しなかったとき。
- (2) 入学した者が中途退学したとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。
- (4) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(死亡の届出)

第9条 借受人が死亡したときは、遺族又は連帯保証人は、速やかに、教育委員会に届出なければならない。

(繰上償還)

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付金の償還期限前に貸付金の全部を償還しなければならない。

- (1) 入学予定者が入学しなかったとき。
- (2) 入学した者が中途退学したとき。
- (3) 償還完了前に借受人が転出したとき。
- (4) 貸付金を入学準備金以外の費用に充当したとき。

(償還の猶予)

第11条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、貸付金の償還を猶予することができる。

- (1) 災害又は病気によって償還することが困難となったとき。

（２） その他やむを得ない事情によって償還することが困難となったとき。

（猶予の申請等）

第 12 条 前条の規定により貸付金の償還の猶予を受けようとする者は、高森町入学準備金償還猶予願（様式第 5 号）を教育委員会に提出しなければならない。

２ 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、償還の猶予の適否を決定したときは、高森町入学準備金償還猶予決定通知書（様式第 6 号）により借受人に通知するものとする。

（連帯保証人）

第 13 条 第 3 条第 4 号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （１） 町内に住所を有していること。
- （２） 独立の生計を営み、満 20 歳以上であること。
- （３） 町税及び町の料金等を完納していること。
- （４） 貸付けに係る債務を保証し得る能力があると認められること。

２ 特別の理由があると認めるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、町外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

３ 連帯保証人が、当該連帯保証人としての要件を失ったときは、速やかに、これに代わる連帯保証人を立てなければならない。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 1 日教委要綱第 2 号）

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

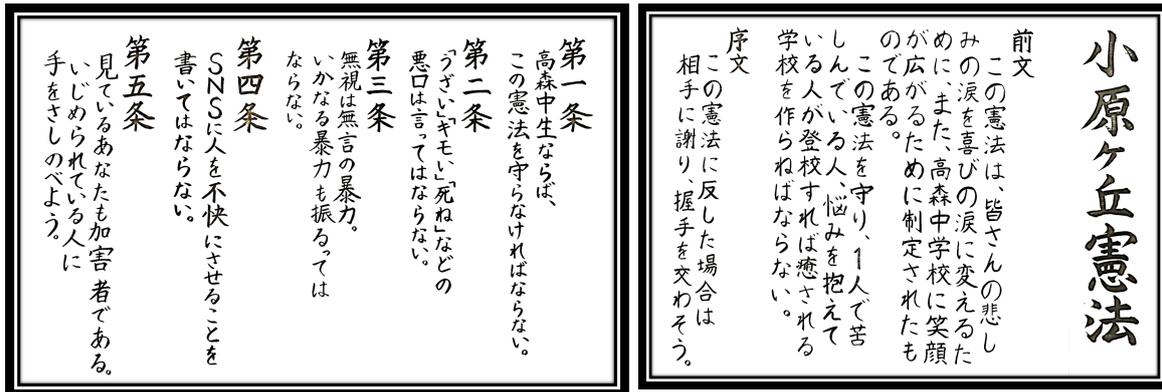
9、いじめのない学校を目指して

1) 小原ヶ丘憲法 【高森中学校・平成20年12月制定】

高森中学校では、平成20年度生徒会の公約に「いじめのない学校」を掲げ、生徒会を中心に担当教諭と方向性を検討し、全校人研修会を開催し「小原ヶ丘憲法」を作成しました。

以後、毎年人権月間を5月に設け「小原ヶ丘憲法」を確認しています。

さらに、制定後10年を経た2018年度「いじめのない学校」の真の実現に向け、検討を重ね平成30年度3月第5条が加えられた現小原ヶ丘憲法に改訂となりました。



2) 高森町子どもいじめ防止条例

すべて人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。しかし今日、心の荒廃やいじめ等の問題が家庭、学校、企業、地域社会などあらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、根本的な問題解決のためには、すべての関係者の協力が不可欠です。そこで、「いじめ」こそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、反面、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るという共通認識を持ちながらも、条例制定によりいじめを深刻化させない取り組みを実施し、家庭や学校の教育力、地域の活力を基盤に、各々が総力を結集していじめに向き合うことを決めました。

① 家庭の役割（第4条）

- 子どもとの対話を大切にします。
- 家庭内で、「いじめは許されない行為」であることを教えます。
- 子どもの様子や変化に配意し、いじめを察知した時は、速やかに学校又は町に連絡します。
- いじめが発覚した場合は、学校と相互に連携して解決にあたります

② 学校の役割（第5条）

いじめの相談・対応は、従来通り子どもや保護者に一番関係の深い学校が主体的に行います。

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応により、継続した見守りを行います。
- 「いじめ対応マニュアルの見直し」、「道徳教育・人権教育・いじめ防止教育の充実」
- 「定期的なアンケート調査の実施及び早期発見」、「校内いじめ対策委員会による対応」、
- 「スクールカウンセラー等による心のケア」、「保健室にいじめ相談窓口を設置」、

「H25 度より、南小・中学に町費で 1400 時間、養護教諭を配置」等

- いじめを認知した場合は、速やかに町に報告します。
町と保護者と連携していじめの解決にあたります。
- 必要に応じて関係機関（警察や児童相談所等）に協力を依頼し解決にあたります。
- 保護者の皆さんや地域の皆さんの理解や協力を得るためには、いじめの状況や実態を正確に伝えることが前提条件となります。当事者の個人情報の保護や、保護者の意向を最優先にしつつも、PTA の会合や学校だより等により、いじめの状況や実態、それに対する取組み状況等に関する情報を提供します。

③町の役割（第 6 条）

町とは、執行機関である町長と教育委員会を指しますが、いじめに対する所管事務は教育委員会が主体的に行います。

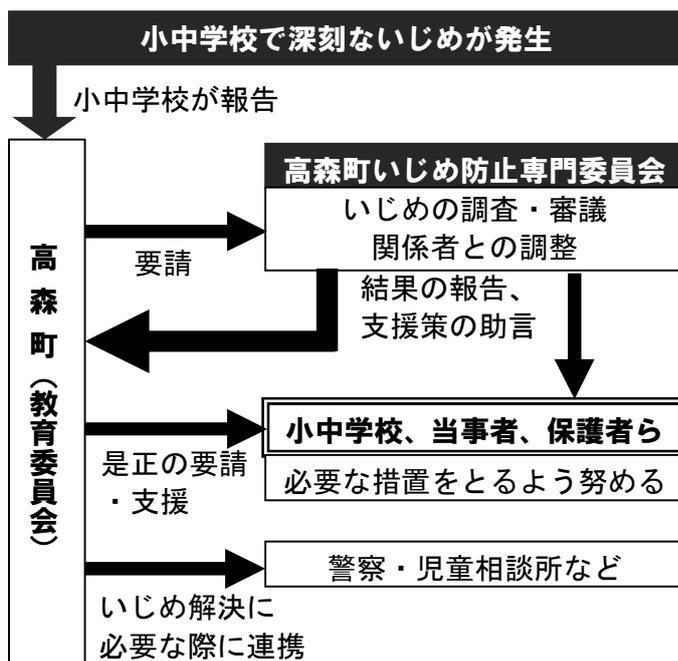
- 子どものいじめの未然防止及び解決を図るために、必要な措置を講じます。
「広報による啓発活動」、「町民を対象にした学習会の実施」、
「児童生徒への人権教育の充実」、「自己肯定感を育むためのファミリー学級」、
「保護者の困り感に寄りそうサポート」
「小中学生を対象に命の大切さを理解してもらおういのちの教室」等

④地域社会の協力（第 7 条）

- 町民の皆さま、自治組織、町内の事業者に対して、子どもの見守り声掛けをお願いするとともに、地区の活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力します。
- いじめを発見した場合は、速やかに町や学校への情報提供に協力します。

⑤深刻ないじめへの対応（第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条）

深刻ないじめとは？ 学校で解決できない、悪質・陰湿で継続的ないじめを指します。



- 学校が深刻ないじめと判断し、町に報告のあった事案については、町が専門委員会に調査・審議・調整を依頼します。
- いじめ防止専門委員会（5 名以内）深刻ないじめに対し、臨床心理士・発達障害の専門家等により、当事者の育ちや家庭環境等も含め、客観的な立場から調査審議し、支援の助言を行います。
- 必要に応じて、町の顧問弁護士や、警察、児童相談所等と連携しながら、解決に向けて取り組みます。

○高森町子どもいじめ防止条例 条文解説付

平成 25 年 6 月 20 日

条例第 39 号

（前文）

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いです。昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。こうしたいじめから子どもたちを守るためには、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識にたち、学校だけでなく、社会全体で、子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

平成 20 年 12 月に、高森中学校では、生徒会が中心となって「小原ヶ丘憲法」を制定し、以来、全校でいじめのない学校づくりに取り組んでいます。

深刻化するいじめの問題に対し、町では、「小原ヶ丘憲法」に託した生徒の想いを町民の皆さんと共有し、『いじめは絶対に許さない』という姿勢を明確に示すとともに、いじめを深刻化させない対策を町ぐるみで推進するため、この条例を制定します。

【解説】

いじめは、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る、やむを得ない事かもしれません。しかしながら、子どもの健やかな成長に深刻な影響を与える行為であり、「小原ヶ丘憲法」の理念を町民の皆さんと共有し、町全体でいじめの未然防止やいじめが深刻化しない体制づくりに取り組むことを表明するとともに、それら対策を講じるため、条例を制定すると述べています。

（目的）

第 1 条 この条例は、子どものいじめの問題に対する基本理念及び家庭、学校、町、地域社会等の役割等を明確にし、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

【解説】

いじめを防止し、解決を図ることは、子どもが学校や地域で安心して過ごすために欠かせない要素です。しかし、学校の取り組みだけで対応するには困難なケースもあり、家庭、学校、町、地域社会等が協働して、いじめの問題に取り組むことが必要となっています。そこで、いじめの問題に対する基本理念や家庭、学校、町、地域社会等の役割を明確に示し、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、町全体で、子どもが安心して生活し、学べる環境をつくることを目的としています。

（用語の定義）

第 2 条 この条例における用語は、次の各号に掲げる定義によります。

- (1) いじめ 子どもが、他の子どもから、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。

- (2) 町 執行機関である町長及び教育委員会をいい、この条例に関する事務は、教育委員会
が所管します。
- (3) 子ども 町内の小学生及び中学生をいいます。
- (4) 学校 町内の小学校及び中学校をいいます。
- (5) 地域社会 町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体並びに町
内で事業を営んでいる個人及び法人をいいます。
- (6) 関係機関等 児童相談所、警察署など、子どものいじめの問題の対応に関わる外部機関
をいいます。
- (7) 関係者 いじめに関わる学校関係者、当事者、保護者等をいいます。

【解説】

第1号の「いじめ」の定義は、文部科学省に準じた定義です。文部科学省では、いじめの態様として、冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれ、集団による無視、暴力、持ち物の損壊、強要、パソコンや携帯電話による誹謗中傷などをあげています。又、子どもが、いじめと感じたら、すべていじめの対象となります。

第2号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（教育委員会の職務権限）及び第24条（長の職務権限）に基づき、この条例に関する事務は、予算の執行を除き、教育委員会が管理し、執行するものとしています。

第3号の「子ども」については、小・中学生の義務教育年齢に限定しています。これは、小・中学校が町の所管であることや、年代別にみると、全国的に中学生のいじめの認知率が最も高く、次いで小学生が高いことから、この段階で早期発見、早期対応に結びつけるため、小・中学生としています。ただし、未就学児、高校生等のいじめについて、通報や相談があった場合には、教育相談室やあったかてらす等で相談に応じるとともに、関係者や関係機関等につなげるなど、それぞれの事情に応じ、適切な措置を講じます。

第5号の「地域社会」とは、地域社会を構成する町内に居住又は勤務する人、町内の自治組織や団体、町内で事業を営む個人や法人をいいます。

第7号の関係者とは、学校関係者、いじめられた子若しくはいじめた子又はその双方の保護者のほか、いじめの真相や事実を知り得た者も含まれます。

（基本理念）

第3条 家庭、学校、町、地域社会及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、学校を中心にそれぞれが役割等に基づき、主体的かつ協働して、いじめの未然防止及び解決に取り組みます。

2 子どもは、自分を大切に想い、互いに相手を尊重して、豊かな人間関係を築きます。

【解説】

第1項は、家庭、学校、町、地域社会及び関係機関等が協働していじめの防止及び解決に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりをめざすことを明示しています。なお、条文中に「学校を中心に」とあるのは、いじめ問題への対応は、従来通り、子どもや家庭

に一番近い学校が中心となって行き、町や地域社会、関係機関等は、各々の立場で主体的かつ協働し、学校に全面的に協力して行くことを意味しています。

第2項は、子ども自身も、いじめは自分たちが乗り越えなければならない課題ととらえ、いじめをなくすために、常日頃から豊かな人間関係を築くことの大切さを述べています。なお、条文中に「自分を大切に想い」とあるのは、まず、自分自身を大切する「自己肯定感」を高め持つことが、相手を尊重する心の芽生えにつながるということを意味しています。

（家庭の役割）

第4条 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教えます。

2 家庭では、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、学校又は町に連絡、相談します。

3 いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決にあたります。

【解説】

第1項について、いじめの問題に対して家庭の役割は極めて重要です。日頃から、家庭内で、子どもの話を聞いてあげる対話の場を大切にするとともに、いじめは人として絶対に許されない行為であることを教えていく必要があります。

第2項は、学校だけでは、いじめの実態をすべて把握することはできないことから、子どもにとって、最も信頼できる家庭での見守りをお願いするとともに、いじめを察知した場合には、速やかに学校や町に連絡し、早期解決をめざすように求めています。

第3項は、いじめが発覚した場合には、いじめられている子ども及びいじめている子どもの双方の保護者や家庭はもとより、いじめのケースによっては、他の保護者や家庭にも、子どもたちのより良い人間関係の改善に協力をお願いしています。

（学校の役割）

第5条 学校は、子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

2 学校は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応にあたるとともに、事実関係を町に報告し、町及び保護者、必要に応じて関係機関と連携して解決にあたります。

3 学校は、保護者及び地域社会に対して、個人情報取り扱いに十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

【解説】

いじめは、主に学校で発生する重大な教育課題として、教職員が常に危機意識をもち、課題を共有しながら、体系的にいじめの問題に取り組む必要があります。

そのため、第1項では、各学校で、いじめ対策委員会を核としたチーム体制を構築し、「いじめ対応マニュアル」を基本に、教職員による校内研修、道徳の授業や学級活動での人権教育やいじめ防止教育、保護者むけの研修会等を実施するほか、保健室等に相談窓口を設け、子どもたちが、悩んでいることや困っていることを、いつでも安心して相談できる環境づくり（第8条第1項）

に努めるなど、学校全体で、いじめの未然防止に取り組むとしています。

また、定期的なアンケート調査等による見落としのないいじめの早期発見を行い、いじめを認知又はいじめの相談があった場合には、速やかに、校内いじめ対策委員会を開き、いじめの事実を教職員間で共有するとともに、学校が一体となってチーム体制による早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー等による心のケアや、継続した見守りにも配慮することを明記しています。

第2項は、いじめを認知した場合は、速やかに初期対応を行うとともに、隠蔽することなく、町に報告することを義務づけるとともに、町と連携を密にしながら、家庭や保護者の理解や協力のもと、場合によっては関係機関に協力を求め、いじめの解決にあたるとしています。

第3項については、保護者及び地域社会の理解や協力を得るためには、いじめの実態を正確に伝えることが前提条件となります。個人情報保護を最優先にしつつ、学校便りやPTAの会合等を介して、いじめの現状や取り組み状況等に関する情報を提供するように定めています。

（町の役割）

第6条 町は、子どものいじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を講じます。

【解説】

町は、子どものいじめを未然に防止するため、町民に対し、広報、講演会、学習会等をおして、いじめに関する啓発活動や人権教育を行います。

更に、家庭や子育てを応援する事業として、家庭での子育ての困り感に寄り添うサポート体制の構築、中学生対象に、生徒が命の尊さを学ぶ「いのちの講座」を定期的実施します。

また、いじめに関する相談体制として、教育委員会事務局、教育相談室、あったかてらす等による電話相談、個別面談及び家庭訪問等の充実（第8条第2項）に努めるほか、いじめの通報や相談を受けた場合には、速やかに学校へ連絡し、事実関係の究明にあたるとともに、学校及び家庭と連携していじめの解決にあたります。

一方、深刻ないじめに対しては、いじめ防止専門委員会の調査結果や助言に基づき、関係者に是正を要請するほか、専門家の派遣等による必要な支援や、関係機関等との連携による適正な措置を講じるものとします。（第9条・第10条・第12条）さらに、臨床心理士や教育相談員、特別支援教育専門員等が学校を巡回し、当事者の心のケアにあたります。

（地域社会の協力）

第7条 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成に協力します。

2 地域社会は、いじめを発見したときは、速やかに、学校又は町に情報を提供します。

【解説】

第1項は、地域社会を構成する町民、自治組織、事業者等に対して、子どもへの見守りや声掛けをお願いするとともに、地域等の活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力を求めるものです。

第2項は、いじめを発見したときは、速やかに、情報の提供に協力を頂くようお願いしています。

（相談体制の充実）

第8条 学校は、子どもが、いつでも安心して相談できる環境を整えます。

2 町は、家庭や保護者及び地域社会からの連絡又は相談に応じる体制づくりに努めます。

【解説】

第1項では、子どもにとって最も身近な担任教師を中心に、全教職員が、常に子どもに声をかけるように心がけるとともに、気になる子どもには、担任教師をはじめ、教育相談員、スクールカウンセラー、臨床心理士、特別支援教育専門員等が個別に話を聞くほか、保健室等に相談窓口を設置するなど、学校全体で、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことを明記しています。

第2項には、教育委員会事務局、教育相談室、あったかてらす等による電話相談、個別面談及び家庭訪問が該当します。町は、相談体制の充実とともに、県の「24時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの教育に関する相談」と合わせ、広報・CATV・ホームページ等で周知・徹底を図ります。

（いじめ防止専門委員会の設置）

第9条 町は、深刻ないじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、審議、調整及び助言を行うため、高森町いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

【解説】

深刻ないじめとは、学校で解決できない場合や悪質な場合をいいます。委員としては、臨床心理士及び発達障がい専門家等が考えられます。なお、必要に応じ、町の顧問弁護士に相談するケースも想定されます。

（委員会の所掌事項）

第10条 委員会は、町の要請に基づき、深刻ないじめに関する調査、審議又は関係者との調整を行います。

2 委員会は、町に対して調査、審議又は調整の結果を報告し、必要な是正又は支援のあり方を助言します。

3 委員会は、前1項に規定する事項を行うために必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

【解説】

第1項は、町から要請のあった深刻ないじめの事案について、専門的な立場から調査、審議を行うとともに、関係者と調整を行うように定めています。

第2項は、町に対して、調査等の結果の報告とともに、関係者に対する是正や支援のあり方について助言することを求めています。

第3項は、調査及び審議等をする際に必要があるときは、関係者に対して、資料の提出や説明などの協力を求めることができると定めています。なお、「その他必要な協力」とは、現場確認への協力などが考えられます。

（委員会の組織等）

第 11 条 委員会の委員は、5 人以内とします。

- 2 委員は、子どもの問題行動に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する者から、町長が委嘱します。
- 3 委員の任期は 2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 委員は再任することができます。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

第 2 項は、子どもに関する学識及び子ども支援の経験を有する者から、町長が委嘱するとしています。具体的には、臨床心理士及び発達障がいの専門家等が考えられます。

第 5 項では、委員は、その職務を遂行するうえで知り得た個人情報や漏洩したり、利用してはいけないことを明記しています。

（是正及び支援措置）

第 12 条 町は、委員会の調査等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行います。

- 2 是正の要請を受けた関係者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。
- 3 町は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、関係機関等と連携し、適切な措置を講じます。
- 4 町は、是正の要請若しくは必要な支援又は適切な措置を行ったときは、その執行内容、関係者の対応状況及び結果等を委員会に報告します。

【解説】

第 1 項は、町は、深刻ないじめに対する委員会の調査等の結果や助言をもとに、関係者に対して是正の要請や必要な支援を行うことを明示しています。必要な支援とは、是正にむけた専門家の派遣や個別相談等をいいます。

第 2 項は、是正の要請を受けた関係者に対し、改善のための必要な措置をとるよう求めています。

第 3 項は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、警察署に援助を求めるなど、関係機関等との連携により、適切な措置を講じるものとしています。

第 4 項は、町は、是正等の執行内容、是正の要請等を受けた関係者の対応状況や結果等を委員会に報告するように定めています。

（委任）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

平成 25 年 6 月 20 日公布

3) 学校でのいじめ対応マニュアル

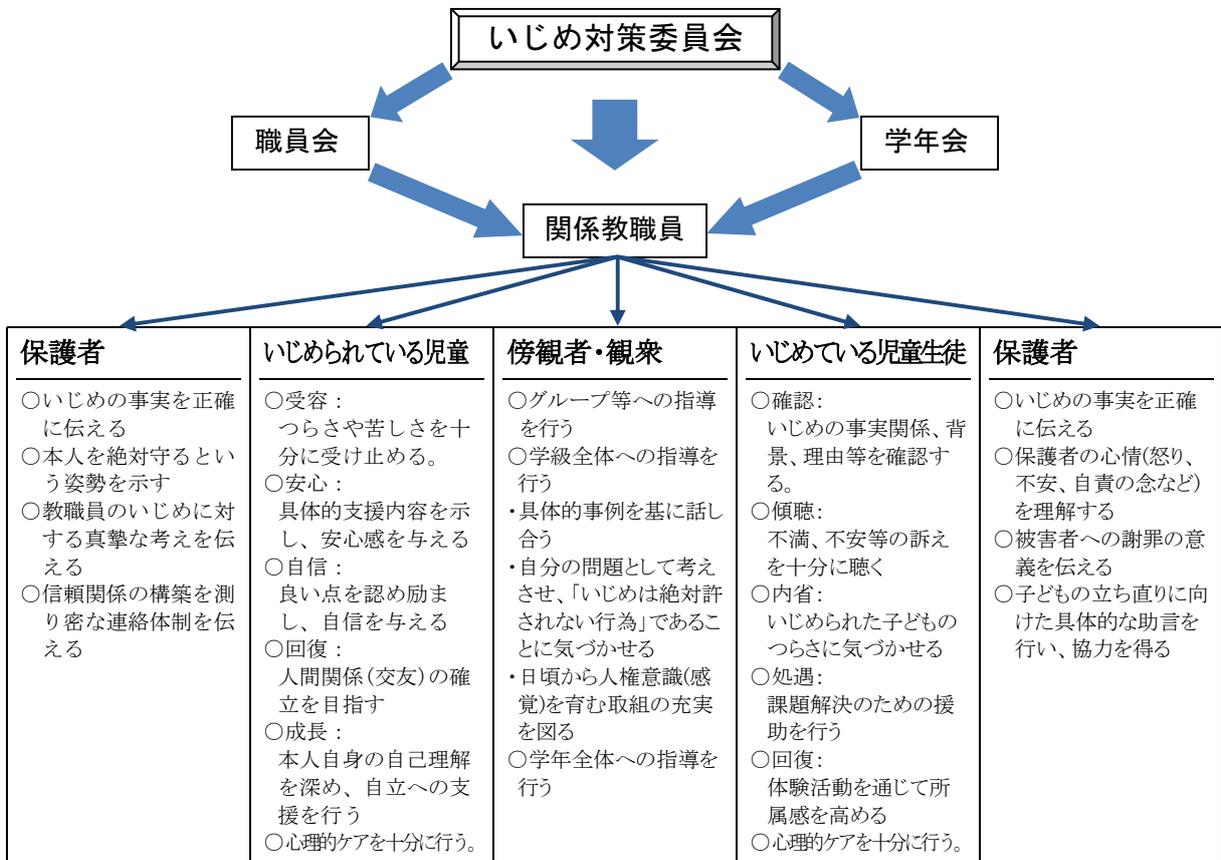
① いじめを許さない学校づくりのために

- 児童理解を深め、児童一人ひとりを大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに務める。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- いじめている児童に対しては、毅然とした指導を行う。
- いじめられている児童に対しては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識して、継続して十分な注意を払って見守っていく。

② いじめの早期発見・早期対応のために

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに町教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ問題解決後も、継続的な指導支援に努める。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係究明に当たっては、実態の把握を迅速かつ正確に行う
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一丸となって早期解決に向けて取り組む。

③ いじめの指導



※このマニュアルを基に、3校で検討してマニュアルを作成しています。

10、高森町教育支援委員会

高森町内の教育上特別な支援を必要とする児童・生徒・幼児の適正な就学及び教育支援並びに特別支援教育の充実を図るため、平成 24 年度より高森町教育支援委員会を設置しています。委員会では教育上特別な支援を必要とする児童・生徒・幼児が、より良い小中学校生活を送れるよう検討を行います。委員会では適正な診断に基づく意見交換・就学に向けての判断を行い、教育委員会に対し報告を行います。

教育委員会では、就学相談委員会からの報告を基に、保護者や学校関係者等と話し合いの上、総合的な判断により翌年度以降の就学を決めて行きます。

1) 高森町の特別支援学級入級者の状況

(R3/04/01 現在)

学校名	学級	学年						計
		1	2	3	4	5	6	
高森北小学校	知					1		1
	情						2	2
高森南小学校	知	1	1	1	2	2	0	7
	情	3	8	1	3	1	6	22
高森中学校	知	1	5	1				7
	情	9	8	2				19

○高森町教育支援委員会設置要綱

（目的）

第1条 高森町内の教育上特別の支援を必要とする児童・生徒（以下「要支援児等」という。）の適切な就学及び教育支援並びに特別支援教育の充実を図るため、高森町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、町内に居住する児童・生徒が通園、通学する幼・保育園、小・中学校から学習や生活面において支援を要する者として、適切な就学の依頼を受けた要支援児等の就学先及び教育支援について審議する。

2 委員会は、一貫した教育支援の充実を図るため、必要に応じて適切な療育相談、就学相談を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 心理士
- (3) 学識経験者
- (4) 教育相談員
- (5) 飯田養護学校教諭
- (6) 児童福祉関係者
- (7) 特別支援教育担当者

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名をおき、委員が互選する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議には、要支援児等が在籍する保育園長、学校関係者及び就学先の学校関係者が出席し、要支援児等に関する必要な情報を提供し又は参考意見を述べるものとする。なお、委員が選出されている場合については、委員がこれを兼ねることができるものとする。

（専門委員会）

第7条 委員会の専門の事項を調査するため、必要に応じて専門委員会をおく。

2 専門委員会は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、委員長が委嘱又は任命する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要事項は、教育委員会が定める。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

11、学校での緊急時の避難対応（地震版）

1) 大地震発生時の対応

◇ 在校時の対応

震度 5 弱	震度 5 強以上
<ul style="list-style-type: none"> ●通学路をはじめとする地域の被害状況を見て、<u>学校長が適切に判断。</u> ●「学校に留め置く(預かる)」「集団下校 させる」等の場合には、緊急メールなどを使って保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●直ちに授業を打ち切る。 ●余震の恐れや二次災害の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで学校に留め置く。その場合には、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。 ●安全等が確認された場合は、引き渡しを行う。その場合には、事前に緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。 ●家族の迎えが来るまで学校待機。一定時間後も迎えがない場合は、保護者へ個別連絡をする。 ●電話、緊急メール、防災無線が不通の場合には、学校待機

◇ 登下校時の対応

地震のゆれが大きい時

- ゆれがおさまり安全だと判断できたら、自宅に近い場合自宅へ帰る。
学校が近い場合にはそのまま登校。周辺の被害が大きい場合は、近くの避難所へ行く。
- 登校した児童生徒については、学校より保護者に電話で連絡。
- 被害がなく授業を行う場合には、緊急メール等で全家庭へ連絡する。
- 授業を行わない場合は、登校した児童生徒の引き取りの連絡と家庭待機の指示を緊急メール配信や電話等で行う。（震度 5 弱以上の地震の場合は、在校時と同様の対応。）
※以後の登校については、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡。不通の場合には、職員の家庭訪問、避難所訪問により口頭による連絡を行う。
- 地震の状況によっては、学校職員が避難所をまわり、安否確認し指示伝達を行う。

◇ 帰宅後・休日

- 基本的に、学校からの連絡があるまで自宅待機。連絡や安否確認は、緊急メール配信、有線放送、防災無線で連絡、不通の場合には、職員の口頭による連絡をする。
(家庭訪問、避難所訪問等)

※保護者の皆様へお願い

- (1) 登下校時や帰宅後・休日の地震についての対応は自己判断となります。お子さんと、地震のゆれや周辺の状況をいろいろ想定して対応を話し合う等、日頃からご指導をお願いします。
- (2) 自宅周辺及び通学経路上の「指定避難所」をお子さんと一緒にご確認下さい。（高森町のホームページや広報を参照）また、風水害に関わる「防災ハザードマップ」も町のホームページに公開されていますので、通学路や自宅周辺の危険の有無もご確認いただき、非常時における安全な避難経路を把握する際の参考にして下さい。
- (3) 緊急時に学校へお子さんを迎えに来る場合、周辺道路の損傷も考えられ、相当な混雑が予想されます。道路事情を考慮したお迎えの方法でお願いします。

2) 東海地震に関する情報や宣言が出されたときの対応

情報及び宣言名	情報及び宣言が出されたときの状況	児童・生徒対応
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係ないことが分かった場合に発表。	● 通常通りの活動
東海地震注意情報	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。同時に、政府から防災に関する呼びかけが行われる。	● 自宅へ戻り待機 【在宅時】 ●登校しないで自宅待機 ●外出中の場合はすぐに帰宅する ●家人の判断で、避難所へ避難する
東海地震予知情報	東海地震の発生の恐れがあると判断された場合に発令される。	【登下校時】
東海地震警戒宣言	東海地震予知情報が出されると同時に、内閣総理大臣から警戒宣言が発令される。	●学校に近い場合・・・ 学校へ登校する。その後、保護者へ電話連絡をし、引き渡す。 ●自宅に近い場合・・・ 自宅へ戻る ●緊急の場合は、家人と打ち合わせした近くの避難所へ避難 【在校時】 ●地震注意情報発令・・・ 教室待機 ●地震予知情報発令・・・ 直ちに校庭もしくは1階の安全な場所へ避難し待機 ●保護者へ引き渡し下校する。保護者の迎えが来るまで学校待機。

※ 情報や宣言が解除されるまで、原則保護者の監督下で自宅待機。

※ 学校より出される緊急メールや電話連絡等での情報に従う。

12、学校給食センター

1) 令和3年4月1日現在の状況

① 職員数

所 長	1 名	(管理全般、発注、経理)
調 理 員	12 名	(調理全般：専門員 2 臨時 10 株式会社メフォスへ委託)
栄養教諭(県)	1 名	(献立作成、発注、指導等)
計	14 名	

② 配食数と給食費（令和2年度実績）

	北小学校	南小学校	中学校
年間給食日数	187 日	187 日	188 日
給食費(1食)	265 円	265 円	320 円

年間給食総数 252,994 食（月平均食数 21,083 食）

2) 会計について

学校給食費会計は、保護者が負担する給食費（食材費）と町の税金で賄う費用に分かれています。給食会計の公平性・透明性を高めるため、平成 28 年度から一般会計化されており、また、徴収についてはそれぞれの学校でなく、教育委員会事務局で行っています。

また、学校給食では信州市田酪農の牛乳を提供しており、大手メーカーの牛乳と比較して割高となりますが、その差額について給食費ではなく公費で負担しています。

令和2年度 決算額（給食費保護者負担と食材購入費）

保護者・教職員等負担額	食材購入費	※地元食材購入負担金
72,162,818 円	73,856,718 円	2,428,236 円

3) 施設整備の実績

高森町学校給食共同調理場は、昭和 55 年の稼働から長きにわたり子ども達の食育に貢献してきましたが、施設も老朽化し、現行の調理衛生基準の対応することが難しくなっていることから、より安全安心な学校給食を提供することへの期待に応えるため、平成 25 年度から新しい学校給食センター建設に向け取組みをはじめました。平成 28 年度事業費は 8 億 600 万円余、計画段階から含めると 8 億 3 千 300 万円余の事業費と、4 年の歳月をかけ、平成 29 年 3 月新しい給食センターが完成しました。平成 29 年度夏休み明けから 3 校へ給食を提供しています。

4) 給食センター調理部門の民間委託

安全・安心で充実した学校給食の提供と効率的な給食運営を図るため、平成 30 年度から学校給食調理業務の民間委託について検討を重ね、令和 2 年度から学校給食の調理部門を株式会社メフォスに委託契約となりました。

■新学校給食センター 平成 29 年 3 月竣工

- 所在地 高森町下市田 2217-1
- 構造 鉄骨造 1 階建 ●延床面積 1,069 m²
- その他 ドライシステム厨房 オール電化

○施設外観

外観は周辺施設（時の駅など）に配慮した、形状色彩としています。また、駐車場や場内通路は学校や時の駅の利用者にも使いやすいよう配慮しました。



○食育ルーム

生徒児童が学校給食を通して食について学びます。専用のモニターを用意し、調理場内の様子をリアルタイムで見学することも出来ます。食育の拠点として町民の皆さんにも気軽に学んでいただきたいと考えています。

○調理室

現行の調理施設基準を満足するオール電化の調理機器を備えた料理室です。見学窓を広く取るなど子ども達が調理の様子を見られるようになっています。

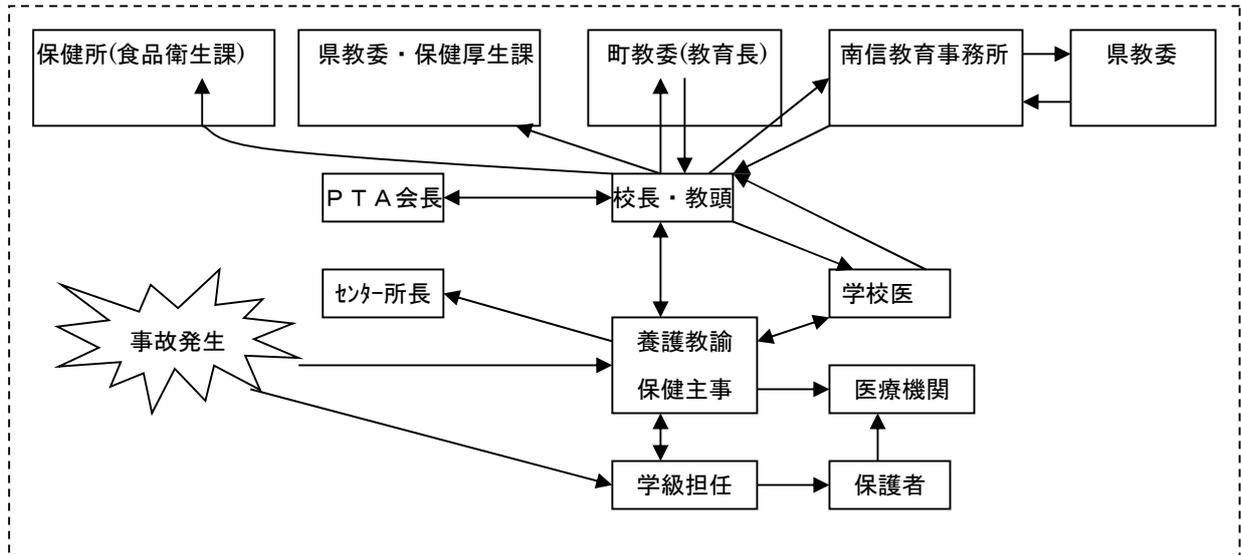


■学校給食がめざす目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

高森町学校給食（衛生）危機管理マニュアル

1. 生徒に給食が原因と思われる体調不良者がでた場合 （連絡体制）



（対処方法）

- ① 報告を受けた栄養教諭等は、速やかに学校長・教頭・センター所長に報告・相談し、対応を協議する。
- ② 伝染病・食中毒の疑いがある場合は直ちに学校医・教育委員会・保健所に通報し、指示を求める。
- ③ 医師もしくは保健所の指導により給食の可否を決定する。
- ④ 保護者に対しては町教委や保健所の指示に基づき、伝染病または食中毒の（疑いがある）事実、生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いを速やかに連絡する。その際、個人のプライバシーなど人権に対する侵害が生じないように配慮する。

2. 給食調理場内において食材や調理品に異常が発生し、提供が困難な場合 （連絡体制）



（対処方法）

- ① 報告を受けたセンター所長・栄養教諭等は、速やかに学校長・教頭に報告・相談し、対応を協議する。
- ② 提供できない食材または調理品は廃棄する。（必要に応じて保存食とする。）
- ③ 安全が確保できた食材・調理品のみを提供する。
- ④ 代替品を手配して、提供できるように努力する。
- ⑤ 経過について記録を残し、報告するとともに対応について周知徹底する。
- ⑥ 原因の究明と対処について関係機関に連絡し、必要に応じて文書での報告を求める。

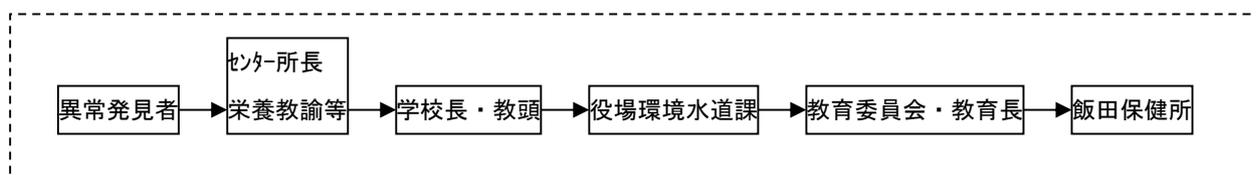
3. 各教室において主食や牛乳・調理品に異物混入などの異常が発見された場合 （連絡体制）



（対処方法）

- ① 報告を受けたセンター所長・栄養教諭等は、速やかに学校長・教頭に報告し、対応を協議する。
- ② 代替品を手配して、提供できるように努力する。
- ③ 経過について記録を残し、報告するとともに対応について周知徹底をする。
- ④ 原因の究明と対処について関係機関に連絡し、必要に応じて文書での報告を求める。

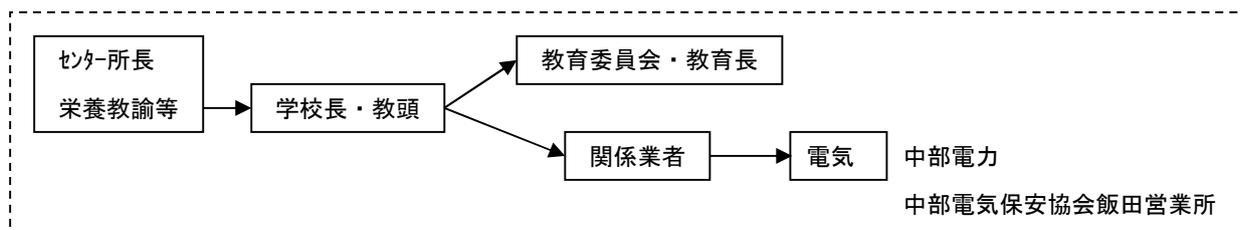
4. 水道水に異常があり、給水できなくなった場合 （連絡体制）



（対処方法）

- ① 水道水の使用を速やかに中止する。水1リットルを採取し保存する。
- ② 報告を受けたセンター所長・栄養教諭等は、速やかに学校長・教頭に報告し、町役場環境水道課へ連絡して異常水の原因究明と普及見込みを確認する。
- ③ 必要に応じて学校教育課・保健所へ通報し、指示を求める。
- ④ 異常水を使った調理中の食材及び調理品は廃棄し、代替品を手配して、提供できるように努力する。
- ⑤ 食器を使用しない簡易給食（パン・牛乳等）を行った場合は保護者に対し状況を説明し理解を求める。
- ⑥ 経過について記録を残し、報告するとともに対応について周知徹底する。
- ⑦ 水道復旧が長期（次の日以降）になる場合は弁当持参等の判断をする。（学校・教育委員会・調理場が協議）弁当持参対応の場合は保護者に「説明」し「協力」をお願いする。

5. 電気に異常が発生し、調理が困難な場合 （連絡体制）

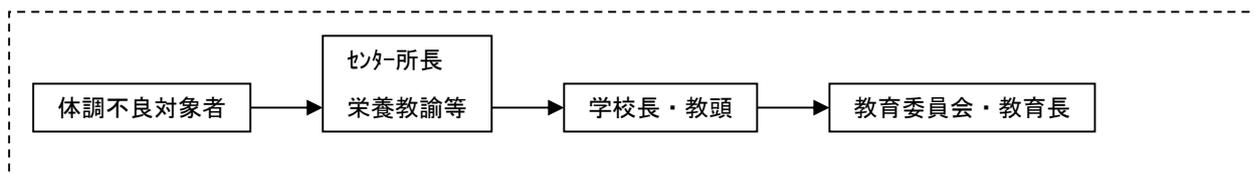


（対処方法）

- ① 報告を受けたセンター所長・栄養教諭等は、速やかに学校長・教頭に報告・相談し、関係業者へ連絡して設備異常の原因究明と復旧見込みを確認する。
- ② 食器を使用しない簡易給食（パン・牛乳等）を行った場合は保護者に対し状況を説明し理解を求める。
- ③ 経過について記録を残し、報告するとともに対応について周知徹底する。

6. 従事者に保菌検査の陽性者や食中毒感染者が発生した場合

（連絡体制）

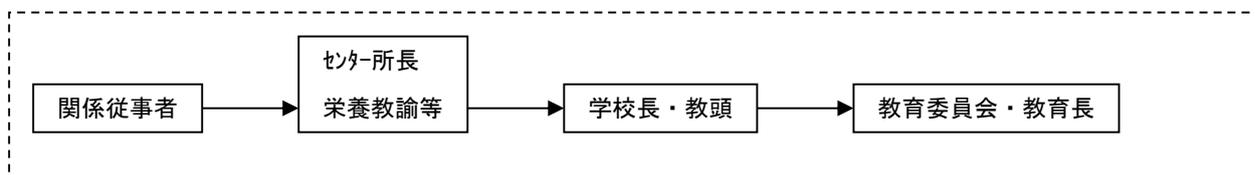


（対処方法）

- ① 調理中の職員が体調不良・事故等の場合は、医療機関への対応と必要に応じて代替職員を補充する。
- ② センター所長・栄養教諭等は学校長・教頭に報告・相談をして対応を協議する。
- ③ 該当職員は就業を停止し、給食室より退室する。
- ④ 医師の診断を受け、許可がおりるまでは調理作業を控える。
- ⑤ 給食室内の殺菌・消毒を行う。
- ⑥ 長期にわたる欠員の場合は教育委員会へ長期代替代替職員の依頼をする。

7. 従事者の家族に保菌検査の陽性者や食中毒患者が発生した場合

（連絡体制）



（対処方法）

- ① センター所長・栄養教諭等は学校長・教頭に報告相談して対応を協議する。
- ② 従事者は必要に応じて医師の診断を受け、許可がおりるまでは調理作業を控える。
- ③ 該当職員が調理に従事する際は、手洗い・消毒を十分に行い、洗浄作業等を中心に行う。

8. ノロウイルス感染者の吐物等の処理について

（対処方法）

- ① 吐物等の処理は使い捨て手袋とマスクをして行う。
- ② 吐物等は使い捨てペーパーや雑巾などでふき取った後、100倍に薄めた塩素液でふき取り消毒をする。塩素液は金属に腐食性があるので30分後に水拭きをする。
- ③ 使用したペーパーや雑巾はポリ袋等に密封して処分する。
- ④ 吐物等のついた衣類は塩素系漂白剤に数分間浸し、消毒してから洗濯する。天日干しすることを心がける。
- ⑤ 吐物当で汚染された部屋は、ウイルスが部屋中に浮遊するので、換気を良くする。

5 社会教育

1、生涯学習

教育基本法第3条には、生涯学習の理念が唄われており「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」としています。私たちの受け持つ社会教育の場は、様々な教育過程がある中で最も多くの人々が長き時間を費やすため、生涯をとおして学べる教育的土壌の充実に一層努めてまいります。

1) 具体的な取り組み

- ① 公民館活動（地域を知る・学ぶ事業（町あるき）や親子体験教室等）と連携した学習機会の提供。
- ② 学習サークルの支援と生涯学習情報の発信。
- ③ 過去の歴史に学ぶ地域学習の実施。
- ④ 暮らしに軸足をおいた制度学習の実施。
- ⑤ 生涯学習人材バンクの登録と人材活用。（学校教育～国際交流 13 分野）

2、生涯スポーツ

大人から子どもまであらゆる世代において、スポーツ（体を動かすこと）に接する機会づくり、また健康意識の高揚や体力の向上のために、スポーツを通じた町づくりを行います。

スポーツ推進委員等と連携・協力し、誰もがいつでも気楽に行うことができるスポーツの普及に取り組みます。また、町民がよりスポーツを身近に感じ親しめるよう、オリンピックや国体などの大規模な大会を「観る」取り組みを行います。

また、2027年長野国体で当町はカヌー（スラローム・ワイルドウォーター）とビーチバレーの競技会場地として内定した。今後、開催に向け施設整備や準備を進めていくとともに、町民へ公表し、国体及び競技に関心を持っていただくよう取り組みます。

1) 具体的な取り組み

- ① スポーツ推進委員（5名）の配置と充実。
- ② 高森町体育協会及び総合型地域スポーツクラブ「柿の里SC」の支援と協働。
- ③ スポーツ少年団及びスポーツ教室への支援、補助。
- ④ 高森町出身の島岡吉郎氏の「人間力」の養成を目指す野球大会や野球教室の開催。
- ⑤ 生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツの推進。またスポーツを通じた仲間づくり、地域づくりを進めるスポーツの推進。
- ⑥ スポーツを観る取組みを行う。（2021 東京オリンピックや大きなスポーツ大会）
- ⑦ アスリート講演会の開催（カヌー：羽根田卓也選手、アイスリッジホッケー：熊谷昌治選手）

3、平和推進

平成 22 年度に平和事業をこれからも継続していくことを表明する「高森町平和へのかけはし条例」が制定され、これに基づき、高森町平和推進会議を母体に平和事業を推進しています。平和に対する町民意識と機運をさらに高めるため、8月を「平和推進月間」と位置づけ平成元年から続く広島平和のバス派遣事業や平和学習会など各種事業に取組み、過去の実相に学びながら、引き続き、町民一体となって、世界の恒久平和の実現をめざします。

また、広島平和のバス派遣事業については、平成 29 年度から派遣団の名称を「広島平和のバス派遣団」から「平和へのかけはし使節団」に改めました。広島平和のバス派遣による学習はもちろんですが、そのみならず、高森町の全ての平和推進事業に中心となって取り組んで頂く位置づけとしました。

令和 2 年度は「町民主体のまちづくり活動支援事業」を活用し、丸山公園平和の丘にある広島市や長崎市から寄贈された被爆樹木 2 世から『3 世』を育てるなど、町民と共に平和への思いを繋げていきます。

1) 具体的な取り組み

- ① 平和へのかけはし使節団 広島平和のバス派遣事業の実施。
- ② 平和学習会
- ③ 資料館へ ミニ平和展の展示。

2) 平和宣言【昭和 58 年 3 月 23 日制定】

世界の核をめぐる情勢は極めて緊迫の度を極め、核軍備増強、核配備により、核戦争への不安は全世界の脅威となっている。

第二次世界大戦において、人類史上かつてない原爆の惨禍を受けた我が国は、戦争の放棄と恒久平和を日本国憲法で高らかに宣言している。

今や日本国民は、全世界の平和を希望する人々と共に、人類永遠の平和を樹立する努力をしなければならない。

全人類が核による破滅の危機に立たされている現在、非核三原則を堅持するとともに、あらゆる国の核兵器の使用に反対し、安全で住みよい町づくりの実現のため、ここに全町民とともに、核廃絶への決意を宣言する。

○高森町平和へのかけはし条例

平成 22 年 9 月 27 日
条例第 14 号

（目的）

第 1 条 この条例は、非核平和都市宣言(昭和 58 年 3 月 23 日)の趣旨を踏まえ、町民一体となって世界の恒久平和の実現に貢献していくため、平和事業を継続して推進することを目的とする。

（平和事業）

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 平和のバス派遣に関する事。 (広島・長崎)
- (2) 平和市長会議及び日本非核宣言自治体協議会の参加に関する事。
- (3) 高森町戦没者追悼・平和祈念式典の実施に関する事。
- (4) 平和講演会、学習会、展示等の実施に関する事。
- (5) 平和教育の推進に関する事。
- (6) 平和に関する情報の収集、提供及び資料等の保存に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの。

（推進組織）

第 3 条 前条に掲げた平和事業を円滑に実施するため、高森町平和推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、平和事業に関して意見等を述べ、その推進に協力することを目的とする。
- 3 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。



4、シニア大学

1) シニア大学の概要

平成 24 年度から「老人大学」から「シニア大学」に名称を変更。65 歳以上の町民を対象とした高齢者向けの生きがい作りを目的とする大学です。運営委員は、老人クラブ連合会から選出され、全体講座の内容等を決めています。

自主的に参加し喜びをもって学べるよう全員で聴講する全体講座と、好きなことを選ぶ班活動との 2 課程制にしています。年 6 回開設し、うち 1 回は社会見学を行っています。ただし、今年は、コロナウイルス感染防止のため、社会見学は中止としました。

2) 講演会の内容

昨年度、学生対象にアンケートを実施し、希望者の多い演芸（落語・講談・漫才）、音楽演奏（コンサート）、健康・保健・医療関係の講演の 3 つは、原則として毎年実施していくこととし、他の 2 講座に毎年変わったジャンルの講演を入れていくことで、講座内容に新鮮さを持たせたいと考えています。特に希望の多かった、自然・生物、環境・資源、童話・民話などのジャンルは、積極的に取り入れていく予定です。

3) 聴講者の範囲の拡大

今年度から、講演会を一般の町民にも開放することとしました。より多くの町民に講演会に参加してもらい、共に学んでほしいと願っていますが、学生以外の高齢者にも参加を促し、学生の増加につなげることもねらいの一つです。聴講を希望する人には運営協力金として 200 円を支払ってもらい、運営費に充てることにします。ただし、小中学生からは徴収いたしません。

4) 令和 3 年度の講座内容

講座名	講座の内容	実施日	講演会の内容
第 1 講座	開校式・班活動・講演会	6 月 17 日（木）	JAXA 宇宙の話 はやぶさ 2 プロジェクト
第 2 講座	班活動・講演会	8 月 5 日（木）	飯田女子高校チアリーディング部
第 3 講座	班活動・講演会	9 月 2 日（木）	ピアノ・バイオリン ジョイントコンサート
第 4 講座	班活動・講演会	11 月 25 日（木）	講談 真打 旭堂南鱗
第 5 講座	班活動発表・講演会・閉校式	2 月 10 日（木）	私たちのできる防災

5、文化財保護

高森町は、富本銭に代表される全国でも無類な文化財の宝庫です。引き続き、文化財保護法や町の文化財保護に関する条例に基づき、指定文化財や登録文化財の保存・活用に努めてまいります。「町民の皆さんが文化財を知ることを通じて地域を好きになること」を目標にして、指定文化財のみならず、地域の文化財や地域資源を活用した事業を展開します。また、県営中山間総合整備事業等の各種開発事業に伴う埋蔵文化財調査に対応してまいります。

1) 具体的な取り組み

①地域の魅力発見事業/文化財活用事業

- ブンカザイルキッズにより地域の歴史や文化財を体験しながら楽しく学ぶ
- ブンカザイルキッズが制作した子ども文化財マップを小学校のふるさと学習で活用
- 下市田学校等を活用したイベントの実施
- 資料館展示物を活用した学校・社会福祉協議会等との連携事業

②修復等補助及び説明板・標柱の設置

- 時の駅に所蔵する鉄製品の保存処理
- 北原遺跡関連の標柱設置

③文化財の指定・登録の推進と調査、審議

④埋蔵文化財

- 整理復元作業の実施
- 子ども発掘調査・復元体験

⑤指定文化財等維持管理補助の実施

⑥松岡城跡等の城跡について、愛護団体と共に保護・活用の研究

- 松岡城の春・秋イベントの実施（親子向けの体験イベント）
- ガイドマップの来城者への配布



↑ 富本銭



↑ 下市田学校

2) 高森町の文化財（令和3年現在）

指定区分	文化財名	所在地／所有者
国1 重要文化財	木造薬師如来座像及び両脇侍像	大島山／瑠璃寺
国2 重要文化財	竹ノ内家住宅	吉田／個人
県1 長野県宝	木造聖観音立像	大島山／瑠璃寺
県2 長野県宝	白髭神社本殿	山吹／白髭神社
県3 長野県宝	富本銭	下市田／個人
県4 長野県天然記念物	下市田のヒイラギ	下市田／個人
県5 長野県無形民俗文化財	大島山の獅子舞	大島山／大島山獅子舞保存会
町指1 高森町有形文化財	本学神社	山吹／本学神社
町指2 高森町有形文化財	下市田学校校舎	下市田／高森町
町指3 高森町有形文化財	安養寺梵網経上・下二巻	下市田／安養寺
町指4 高森町有形文化財	萩山神社本殿・荒神社社殿	下市田／萩山神社
町指5 高森町有形文化財	光明寺観音堂（桂堂）	山吹／光明寺
町指6 高森町天然記念物	光明寺の黒松	山吹／光明寺
町指7 高森町有形文化財	白髭神社社宝甲冑	山吹／白髭神社
町指8 高森町史跡	松岡城跡	下市田／松源寺ほか
町指9 高森町史跡	武陵地1号古墳（秋葉塔の塚）	下市田／個人
町指10 高森町有形文化財	瑠璃寺本堂（薬師堂）	大島山／瑠璃寺
町指11 高森町有形文化財	紺紙金字般若心経	大島山／瑠璃寺
町指12 高森町有形文化財	瑠璃寺仏画	大島山／瑠璃寺
町指13 高森町有形文化財	宝泉寺千体仏	出原／宝泉寺
町指14 高森町史跡	吉田本城跡・古城跡	吉田／高森町ほか
町指15 高森町有形文化財	松岡頼貞宛行状	上市田／出原／個人
町指16 高森町無形民俗文化財	萩山神社御射山祭	下市田／萩山神社
町指17 高森町有形文化財	牛牧十王の秋葉山大権現・金毘羅大権現碑	牛牧／牛牧区
町指18 高森町有形文化財	畑中の塚（金部1号古墳）	下市田／個人
町指19 高森町無形民俗文化財	吉田の煙火	吉田／吉田区・煙火保存会
町指20 高森町史跡	松岡古城跡	上市田／上市田区・松源寺
町指21 高森町天然記念物	一本杉（夫婦杉）	上市田／上市田区
町指22 高森町有形文化財	隣政寺本堂	山吹／隣政寺
町指23 高森町有形文化財	隣政寺不動堂（蚕玉堂）	山吹／隣政寺
町指24 高森町有形文化財	松源寺山門	下市田／松源寺
町指25 高森町史跡	惣兵衛堤防関連史跡群	下市田／個人・高森町
町指26 高森町有形文化財	下市田村水除堤絵図	下市田／下市田河原耕作者組合
町指27 高森町史跡	原城跡	山吹／個人・高森町
町登1 高森町登録文化財	高森南小学校のソメイヨシノ	下市田／高森南小学校
町登2 高森町登録文化財	牛牧義士踊り	牛牧／牛牧義士踊り保存会
町登3 高森町登録文化財	小沼観音慈照庵	山吹／小沼観音檀徒仲間
町登4 高森町登録文化財	橋都家墓地の榎の木と枝垂桜	下市田／個人
町登5 高森町登録文化財	吉田郷蔵	吉田／吉田区
町登6 高森町登録文化財	牛牧の大杉	牛牧／牛牧神社
町登7 高森町登録文化財	竜口の御蔵	山吹／竜口地区
町登8 高森町登録文化財	林家長屋門	山吹／個人

6、地域郷土芸能保存・伝承

県無形民俗文化財の「大島山の獅子舞」は伊那谷独特の屋台獅子のルーツとして知られ、町内では牛牧、下市田、吉田、出原、駒場、上平地区の6ヶ所に伝播し、地区毎に工夫を凝らした獅子舞に加え、囃子屋台、おかめ踊り、狐踊り等が付け加わっています。また、獅子頭を虎頭に代えた特異な虎舞が新田地区に伝わっています。一方、牛牧地区の義士踊り、竜口地区の龍神の舞などの地域独自の芸能もみられます。

各地区には芸能保存会が組織され、10団体が保存・継承活動に努められています。最近では、大島山の獅子舞や牛牧義士踊りが関連する地を訪れたり交流したりして、活動を深めています。又、牛牧義士踊りや新田虎舞の飯田お練り祭りへの出演等が注目を浴びました。

一方で、保存会共通の課題として少子高齢化等による後継者の確保があげられます。高森町の宝である、伝統芸能がこれからも活用され継承されるよう取組みを進めます。

1) 具体的な取り組み

- ①24年度に「地域伝承文化保存団体補助金」と「伝統芸能用具修理更新補助金」を統合。「伝統芸能伝承事業補助金」として、伝統芸能の伝承者育成や用具の修理・更新に係る経費に対し助成を行っています。今年度も、郷土が誇る伝統芸能の継承に対し、引き続き、予算の範囲内で弾力的に支援してまいります。
- ②各保存会の課題共有とその解決策の検討の場として、町内民俗芸能団体連絡会議を定期的で開催しています。伝統芸能の意義や活動を紹介する取組みを進めます。



↑大島山 瑠璃寺の獅子舞

○指定文化財等管理費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国・県・町指定文化財又は指定に準じる文化財の維持管理の万全を期するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「規則」という）に定めるもののほか、文化財所有者又は、文化財管理者及び文化財保持者が行う事業に要する経費について町が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助対象となる事業は、文化財所有者又は文化財管理者及び文化財保持者が行う次の（1）から（6）までの事業とする

（1）防災設備保守点検等

指定文化財である建物又は指定文化財を保管・収蔵する建物に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

（2）屋根板換え、防蟻防虫等小修理

指定文化財である建物の維持管理のための屋根板換え、防蟻防虫等小修理事業

（3）文化財敷地又は史跡、名勝、天然記念物及び無形民俗文化財実施区域の環境整備

指定文化財である建物の敷地又は区域等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定、除伐等整備作業又は史跡、名勝、天然記念物の適正な環境を維持するための除草、剪定、除伐等整備事業及び無形民俗文化財が執り行われる区域の環境を維持するための除草、剪定、除伐等整備事業

（4）病虫害防除

天然記念物の保全維持のために行う病虫害防除事業

（5）燻蒸・殺虫

指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

（6）その他、必要と認められるもの

（管理対象文化財）

第3条 補助対象事業とする管理を要する文化財は次のとおりとする。

指定区分	種 別	文 化 財 の 名 称
国指定	重要文化財	木造薬師如来座像及び両脇待像
同	同	竹ノ内家住宅
県指定	県宝	木造聖観音立像
同	同	白髭神社本殿
同	天然記念物	下市田のヒイラギ
町指定	有形文化財	本学神社
同	同	安養寺梵網経上下二巻
同	同	萩山神社本殿・荒神社社殿
同	同	光明寺観音堂

同	同	旧下市田学校校舎
同	同	瑠璃寺本堂
同	同	瑠璃寺仏画
同	同	紺紙金字般若心経
同	同	宝泉寺千体仏
同	同	牛牧十王の秋葉山大権現・金毘羅大権現碑
同	無形民俗文化財	萩山神社御射山祭
同	同	吉田の煙火
同	天然記念物	光明寺の黒松
同	同	一本杉（夫婦杉）
同	史跡	松岡城跡
同	同	秋葉塔の塚
同	同	畑中の塚
同	同	松岡古城跡
同	同	原城跡

（補助金の額）

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内で必要と認めた額を交付する。

（補助金等の交付の条件）

第5条 次の各号に掲げる事項は、補助金等の交付条件とする。

(1) 別に定める様式により補助金交付申請書を町長に提出し、承認を受けること。

（補助金等の交付の申請）

第6条 第5条第1号に規定する申請書は、指定文化財等管理費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、添付する書類は申請書に記載のとおりとする。

（実績報告書等）

第7条 規則第8条に規定する実績報告書は、指定文化財等管理費補助金実績報告書（様式第2号）によるものとし、添付する書類は報告書に記載のとおりとする。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

○伝統芸能伝承事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内に伝わる伝統芸能を保存、継承する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、高森町補助金等交付規則（昭和43年規則第4号。以下「規則」という。）に準じるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の対象となる団体は、山吹泰山芸能保存会、子安獅子舞保存会、新田虎舞保存会、上平郷土芸能保存会、竜口龍神の舞保存会、萩山郷土芸能保存会、上市田囃子保存会、牛牧郷土芸能保存会、大島山獅子舞保存会、吉田伝統芸能保存会、出原獅子舞保存会とする。

（補助の対象事業）

第3条 この要綱により補助の対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 伝承者育成事業
- (2) 用具製作・修理事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伝承者育成事業に要する経費のうち必要と認めた額、ただし一団体7万円を上限とする。
- (2) 用具製作・修理事業に要する経費の55%以内とする。

（事業期間）

第5条 この事業の期間は、単年又は継続とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

○高森町文化財保護に関する条例

平成17年6月20日条例第13号

平成24年12月7日条例第25号改正

高森町文化財保護に関する条例（昭和44年条例第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、高森町（以下「町」という。）の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の郷土に対する理解を深めるとともに、町民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）及び考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料
- (2) 無形文化財 音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 有形民俗文化財 次号に掲げる風俗慣習又は民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため重要と認められるもの
- (4) 無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習又は民俗芸能で生活の推移の理解のため重要と認められるもの
- (5) 史跡 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの
- (6) 名勝 名勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いもの
- (7) 天然記念物 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、学術上価値の高いもの

（町の責務）

第3条 町は、文化財が歴史及び文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財を調査して、その記録を作成し、併せて、町民への情報の提供、自主的活動の奨励等、文化財の保護に関する意識の向上に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（町民の心得）

第4条 町民は、文化財が町民にとってかけがえのない財産であることを認識し、文化財の保護に努めるとともに、町が行う文化財の保護に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者、保持者、保持団体及び保存に当たっているもの（以下「所有者等」という。）は、文化財を大切に保存するとともに、文化財の活用に努めなければならない。

（指定文化財）

第5条 教育委員会は、町の区域内に文化財（法及び県条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち重要なものを、所有者等の同意を得て、次の各号に掲げる高森町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）として指定することができる。

(1) 高森町指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）

(2) 高森町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）

(3) 高森町指定有形民俗文化財（以下「町指定有形民俗文化財」という。）

(4) 高森町指定無形民俗文化財（以下「町指定無形民俗文化財」という。）

(5) 高森町指定史跡、名勝及び天然記念物（以下「町指定史跡、名勝及び天然記念物」という。）

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを告示する。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、所有者等に指定書（様式第1号）を交付しなければならない。

（指定の解除）

第6条 教育委員会は、町指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。

2 町指定文化財について、法による指定又は県条例による指定がなされたときは、前条第1項の規定による指定は、解除されたものとみなす。

3 教育委員会は、前2項の規定による解除をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを告示する。

（登録文化財）

第7条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財（法及び県条例並びにこの条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、地区、住民等が守り伝えてきたもの及び郷土を知る上で必要な文化財を、所有者等の同意を得て、高森町登録文化財（以下「町登録文化財」という。）として登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを告示する。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録をしたときは、所有者等に登録書（様式第2号）を交付しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、町登録文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

2 町登録文化財について、法による指定、県条例による指定又はこの条例による指定がなされたときは、前条第1項の規定による登録は、取り消されたものとみなす。

3 教育委員会は、前2項の規定による取消しをしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを告示する。

（所有者等の管理義務）

第9条 町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡、名勝及び天然記念物（以下「町指定有形文化財等」という。）の所有者は、この条例に従い、当該町指定有形文化財等を適切に管理し、その保護に努めなければならない。

2 町登録文化財の所有者は、この条例に従い、当該町登録文化財を管理し、保護に当たらなければならない。

（現状変更等の事前協議及び届出）

第10条 所有者及び事業者は、町指定有形文化財等に関し、その現状又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「行為等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議し、許可を受けなければならない。

2 所有者及び事業者は、町登録文化財に関し、前項に規定する行為等をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、所有者及び事業者は、現状の変更について非常災害のために必要な応急措置をとる場合協議又は届出を要しない。

4 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、その条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

5 教育委員会は、第1項の許可を受けた所有者又は事業者が前項の条件に従わなかったときは、許可を取り消すことができる。

（滅失、毀損等）

第11条 町指定有形文化財等及び町登録文化財が、滅失又は毀損したときは、所有者は、その旨をそれを発見した日から10日以内に教育委員会に指定書又は登録書を添えて届け出なければならない。

（所有者等の変更）

第12条 町指定有形文化財等及び町登録文化財の所有者は、次の場合、当該文化財の指定書又は当該町登録文化財の登録書を添えて変更届を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 所有者が氏名又は住所を変更したとき。

（修理等の事前協議及び届出）

第13条 所有者及び事業者は、町指定有形文化財等に関し、修理をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議し許可を受けなければならない。ただし、軽微な修理の場合は、あらかじめ、教育委員会に届け出て行うことができる。

2 所有者及び事業者は、町登録文化財に関し、修理をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（保持者の氏名の変更等）

第14条 町指定無形文化財、町指定無形民俗文化財及び町登録文化財の保持者又はその相続人は、次の場合、当該文化財の指定書又は登録書を添えて教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名を変更したとき。
- (2) 保持者が住所を変更したとき。
- (3) 保持者が死亡したとき。

（公開）

第15条 教育委員会は、当該文化財所有者及び保持者と連絡をとり、でき得る限り一般に公開できる方途を講ずる。

（補助）

第16条 町指定文化財の修理若しくは復旧その他につき多額の経費を要し、所有者及び保持者がその負担に堪えない場合その他特殊な事情のある場合は、町は、その経費の一部を予算の範囲で補助することができる。

（文化財台帳）

第17条 教育委員会は、様式第3号による文化財台帳を備え、常に町指定文化財の所在その他を明らかにしておくものとする。

（登録文化財台帳）

第18条 教育委員会は、様式第4号による登録文化財台帳を備え、常に町登録文化財の所在その他を明らかにしておくものとする。

（資料の編さん・図書の発行）

第19条 教育委員会は、高森町及び町周辺の文化財について、資料の編さん・図書の発行等を行うことができる。

（高森町文化財調査委員会）

第20条 教育委員会に、高森町文化財調査委員会（以下「文化財調査委員会」という。）を置く。

2 文化財調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申し、又は意見を述べることができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化財調査委員会に諮問しなければならない。

- (1) 町指定文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 町登録文化財の登録及びその登録の取消し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

4 文化財調査委員会は、町指定文化財の指定及び町登録文化財の登録に関し、教育委員会に推薦することができる。

5 委員の定数は、6人とし、文化財について知識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高森町文化財保護に関する条例（昭和44年条例第25号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行に当たり、改正前の高森町文化財保護に関する条例（昭和44年条例第25号）第3条の規定により指定されている文化財は、この条例第5条の規定により指定された文化財とみなす。

附 則（平成24年12月7日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 公民館

1、公民館の役割

公民館は、戦後まもなくの昭和21年に「公民館の設置運営について」という文部次官の通牒によって始まり、昭和24年には「社会教育法」として法的に位置付けられました。高森町公民館は、町制発足の昭和32年と同時に発足し、今年で63年目を迎えます。

公民館の大切な役割として、以下のことが挙げられます。

● つどう	生活の中で、気軽に人々が集うことができる場です。
● まなぶ	自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場です。
● むすぶ	人と人、人とグループ、人と行政を結び、地域に住む人の持ち味や能力・得意分野を生かしてつなぐ場です。
● つくる	地域に住む人々が、自分づくり・まちづくりを進めるきっかけを作ります。
● さがす	自分探しや地域の再発見のお手伝いをします。また、それに関する地域の各種情報の提供をします。

公民館は、地域住民の生涯学習の拠点として、住民一人一人が生きがいを持って活動できるように推進します。また、地域と共に歩む中核的機関として、社会教育活動を公的に保障・援助します。さらに、社会の急速な変化と人々の生活や考え方の多様化を踏まえて、活動の充実を図ります。

2、公民館の組織

高森町公民館は、平成12年度から本館、3支館、21分館をもって組織されています。

1) 本館の専門部

3つの専門部（教養部・編集部・体育部）は、各分館から選出された1名ないし2名の部員により構成され、視聴覚部は本館委嘱部員のみで構成されています。それぞれが、主体的に活動しています。

◇教養部	文化祭における展示・ステージ発表の開催及び手作り体験教室の実施。 成人式の企画、運営。
◇編集部	公民館報の発行（年6回）
◇体育部	公民館スポーツ大会の企画・運営 クップ大会（7月）、スローピッチソフトボール大会（オープン参加7月） ペタンク大会（2月）
◇視聴覚部	文化祭におけるデジタルフォトカレンダーの実施。 高森町の歴史を映像で保存、活用。

2) 支館・分館の組織と運営

各支館・分館にはその規模に応じて部員が配置され、各地域の実情に応じた主体的な活動が立案され、納涼祭や敬老祭、地域運動会等が行われています。こうした活動のなかで、仲間づくりや地域づくりができるよう、活動補助金のほか、情報提供や相談活動等の援助に積極的に取り組みます。

3) 公民館職員

令和3年度の公民館本館職員は以下のとおり。

◇公民館長1名 ◇主事3名（社会教育係兼務） 計4名

3、本館が主催する文化活動

1) 文化祭

クラブ・サークルなど町民の文化的活動の発表の場とします。町の「高森まるごと収穫祭」と同時開催とし、互いの交流を深め、ふれあいを通して人間関係を深めます。

2) 成人式

町の福祉センターや中学校校舎を会場に式典や祝賀会を行い、生まれ育った高森や周辺の地域で活躍したり、ふるさとに深く思いを寄せつつ社会に広く貢献したりする人材に育ってくれることを願い、新成人を町全体でお祝いします。

3) 公民館利用教室

町民が生涯を通じて学ぶ力を養うため、学びのきっかけづくりを目的として、公民館が教室を開催しています。自主運営を原則としていますが、経費の支援を行います。（3年度は英会話を実施）

4) 公民館講座・教室

公民館が主体となり、地域課題や生活課題について学習したり検討したりする講座や、町民から希望や要請のあった講座を開設しています。このほかに、地域学習会や公民館のあり方研修会、若者対象の教室など、町民の皆さんの主体的な学びを支援します。

4、公民館事業の運営

公民館事業の運営の考え方については以下のとおりです。

1) 健康づくり事業

生活の基本である心身の健康維持と増進のため、勝敗には深く関わらないニュースポーツ等を中心に、生涯スポーツへの“きっかけづくり”に取り組んでいます。実施にあたっては、体育部を中心に、スポーツ推進委員などと連携しながら、地域の連帯意識が深まり、さらに、地域づくりにつながるような運営に心掛けてまいります。

2) 文化づくり事業

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」という生涯学習の理念を常に念頭に置き、教養を高める事業、生活に必要な知識技術の習得事業、地域課題を町民とともに解決する事業等を

計画し、情報提供と共に学習機会の設定を行います。町民の文化的活動の発表の場である文化祭の実施については、教養部・視聴覚部・体育部・編集部が主体性を持ちながら、正副部長会や事務局と連携し、各部が共通基盤に立って総合的に進められるようにします。

3) 仲間づくり事業

ものの見方や考え方の多様化や人間関係の希薄化などの時代背景の中で、地域社会の一員として人間関係を深め、仲間づくりができるような事業を行います。実施にあたっては、支館や分館事業を中心に、地域の実態に応じて立案し、行事などをおしてふれあいが深まるように推進します。

4) 地域づくり事業

町の第7次まちづくりプランや教育大綱に基づき、コミュニティの拡大を図りながら、地域づくりに発展する事業を行います。実施にあたっては、体育部の各種スポーツ大会や教養部の文化祭等を通して、分館内や分館相互の交流を図り、かかわりがいっそう深まるように推進します。

5) 青少年育成事業

学校だけではできない多彩な生活体験や社会体験等を通して、子どもたちに自ら考え行動する力を身につけさせる場を大切にします。地域の教育力を高めるため、育成会やPTA、スポーツ少年団、その他の機関との連携を図り、学びや交流の観点から支援します。

6) 男女共同参画事業

女性の社会進出や地位向上の推進が重視されています。就労女性が増加する中、家庭と職業の両立を図りながら生活し、様々な場面において男女で参加できるよう、運営や内容について検討していきます。

7) 高齢者関連事業

心身ともに健康で、生きがいを持って生活し、前向きに学習する、積極的な人生観の獲得をめざした事業を推進します。

8) その他の事業

地域活性化や仲間づくりのために、各種団体（体育協会・文化サークル・社会福祉協議会・柿の里SC・スポーツ少年団等）と共催事業を行い、積極的に支援・協力をしてまいります。

5、自主的に活動しているクラブ・サークル

町内には、コミュニティーグループとして自主的に会員を募り、講師を依頼し生涯学習の一環として活動している団体が約200程度存在します。公民館としては、これらの団体に対し、必要に応じて講師の斡旋・情報提供・相談活動の援助を行います。（町補助なし）

6、生涯学習体系図

項目	ライフステージ					
	乳幼児期 0～5歳	学童期 6～12歳	思春期 13～18歳	青年期 19～39歳	壮年期 40～64歳	高齢期 65歳～
生涯学習の 推進				公民館による学習機会、情報提供 (柿の里ひろば、公民館教室、地域・制度学習会)		
						高齢者学習 (シニア大学)
				展示、発表会の開催 (文化祭)		
			図書館サービスの充実 (読書推進、移動図書館)			
			地域力の向上 (ほたる祭り、支館・分館への支援、育成会)			
スポーツの 振興			公民館によるスポーツの推進と交流 (クップ、スローピッチソフトボール、ペタンク)			
			生涯スポーツへの参加促進 (ニュースポーツ体験、地域総合型スポーツクラブ：柿の里 SC)			
			スポーツ団体の活動支援 (スポーツ少年団・教室、青少年スポーツ団体、高森町体育協会)			
			各種大会の誘致 (中体連、柿の里ソフトバレー大会、ミニバスケット大会、ゲートボール大会など)			
			島岡御大「人間力」の育成 (島岡大会、明大野球教室)			
			大会参加支援・激励 (長野県市町村対抗駅伝・飯伊駅伝大会の支援、県大会等出場者の激励)			
伝統・文化 の継承			芸術・文化活動の支援 (伝統芸能後継者の育成・用具補助)			
			文化財の保護と活用 (文化財保存支援、歴史民俗資料館、ブンカザイル)			
			資料館による郷土学習 (時の駅講座、ふるさと学習)			
平和と人権 の尊重			平和学習 (平和へのかけはし使節団、平和講演会事業)			
			人権学習 (人権講演会、小中学校との連携)			

6 歴史民俗資料館「時の駅」

1、展示室の内容

1) 新館第1展示室〔当館の宝(富本銭・国学)展示〕

- 富本銭（H12年長野県宝指定）
- 富壽神寶
- 山吹の国学
- 本学神社の社宝
- 縄文土器・両面顔面把手

2) ロビー・町民ギャラリー

- 被爆瓦
- 児童、生徒等の作品
- 松脂を採取した松などの戦争遺物や養蚕に関わる展示
- 特別展の展示

3) 本館第2展示室〔民俗関係の展示〕

- 明治時代の農家の居間 囲炉裏・自在鉤・箱段・馬屋など
- 生活用具 衣料・食事・交易・娯楽など
- 生産用具 農耕・養蚕・その他（大工・石工など）
- 懐かしの昭和時代 昭和時代の器具・道具

4) 本館第3展示室〔歴史関係の展示〕

- 高森の古代史年表
- 発掘された高森の主要遺跡
- 縄文時代 表裏縄文土器片・深鉢・石棒・土偶・耳飾り・甕棺墓
- 弥生時代 弥生前期の土器、北原遺跡出土の土器・石器群、弥生後期の土器
- 古墳時代 土師器・須恵器・副葬品・馬具・大甕・鉄製品など
- 奈良・平安時代 硯や文字のある土器・緑釉、灰釉陶器・古瓦など
- 中世 松岡城址の出土遺物・中国渡来貨幣など
- 松岡城主松岡氏の資料・松岡城の模型と解説
- 山吹藩主座光寺氏の資料と解説・座光寺初代為真甲冑
- 奥州白河藩阿部氏原町陣屋の資料と模型及び解説
- 惣兵衛堤防模型・写真資料と解説
- 水戸浪士の伊那谷通過の資料と解説
- 市田柿についての資料と解説
- 特別展や企画展の展示

2、3年度の主要事業

1) 企画展・特別展

- ① 特別企画展「大槻四郎寄贈作品展」4月
- ② 企画展「五月人形と武具展」5月
- ③ 特別展「三六災害60年～未曾有の災害の記憶～」 6月～8月
- ④ ミニ平和展 8月～9月
- ⑤ 特別展「高森の道～今残しておきたいふるさとの景観～」 11月・12月
- ⑥ 企画展「ひな人形と美人画展」3月
- ⑦ 期間限定常設「今村清之助と渋沢栄一」5月～

2) その他の取組み（時の駅講座やふるさと学習を除く）

- ① 高森町の偉人に学び、それを多くの人に知らせる活動
- ② 小学生夏休み親子体験教室 「富本銭のレプリカ作り」「勾玉作り」
「まゆから糸取り」「土器づくり」「トンボ玉づくり」
小正月飾り作り・餅つき体験教室 1月
- ③ 古文書研究会や『高森町史』を読む会の活動・特別講演会
- ④ 高森の道・古い石垣等の調査研究活動、まとめ報告刊行
- ⑤ 古文書整理作業

3) 時の駅講座

第1講座	洪水史から学ぶ	7月 3日	青木隆幸氏（飯田美博）
第2講座	江戸時代の人々と感染症	9月 19日	塩澤元広氏（当館主事）
第3講座	片桐源栄の秋葉詣	11月 6日	鈴木信孝氏（史学会会長）

3、館内案内

- 入館料：一般 200円 小中高校生 100円
(団体 20名以上:一般 100円、小中高校生 50円)
- 開館時間：午前 9時～午後 4時 30分
- 休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始



7 図書館

1、運営方針

「町民の書齋・みんなの図書館」として、町民の誰もが自由で気軽に利用し、読書に親しみ、学び、「なりたい自分」になるための知識と情報を得て生涯学習に役立て、自己の確立を基に自由で民主的な社会と、町民憲章の趣旨にふさわしい文化の香り高い町づくりをめざします。

1) サービスの重点

- ① 読書案内に努め、幼児から高齢者まで、町民の求める資料を提供します。
- ② 電子図書館を充実させ、地域資料保存のためのデジタル化と併せ、利用増進を図ります。
- ③ 町民の生活と仕事に図書館情報を役立てられるよう、選書や紹介、図書館活用案内を行います。また地域住民グループとの交流による地域課題の発見と、農業を中心としたビジネス支援を通してレファレンスサービスの広報を充実させ、情報活用の手助けに努めます。
- ④ 親子読書や図書館の利用を楽しめる雰囲気づくりに心掛けます。

2) 組織

- ① 図書館協議会 委員 5名
- ② 職員体制 館長（教育長兼務）、係長、担当職員 4名（うち司書有資格者 3名）

2、令和3年度の主要事業

1) 資料の充実

・令和2年度に続き電子図書館地域資料のデジタル化をすすめ、活用と保存を進めます。

また、「高森ほんとも Web-Library」のコンテンツを充実させ、利用増進を図ります。

・ビジネス支援・地域課題解決支援として農業を中心とした資料を整備します。併せてレファレンスサービスの充実に努めます。

高森町にお住まい・お勤めの皆さまに向けた電子図書館サービス
高森ほんともWeb-Library

ライトノベル・名作小説・コミックなど
全751作品が読み放題(2021年8月現在)

読み上げ機能付きの英語多読テキストで
らくらくリスニング学習!

24時間365日
いつでもどこでもつかえちゃう!

図書館への来館不要

利用登録は、かんたん 3STEP

STEP1 申込み
①氏名②住所③電話番号
④図書館の利用者番号(貸出カード裏面の数字10桁)を
メールまたは下記の申込用紙に記入し、
町図書館へお知らせください
貸出カードのない方は、発行いたします。

STEP2 パスワード受取り
町図書館より、パスワードをお知らせします。

STEP3 利用開始!
アプリLibbyをダウンロードするか、下記URL・QRコード
からサイトにアクセスし、利用者番号・パスワードを入力して、
サインインするとすぐに利用が始められます。

詳しい案内と利用方法は、町または町図書館のホームページをご確認ください。

高森ほんとも Web-Library
高森ほんともWeb-Library
https://takamori-lib.overdrive.com/

libby 電子図書館の無料アプリ

2) 読書活動の推進

①子ども読書支援センターとの取り組み

- ・幼児期から青年期までの読書活動を、体系的に支え推進する目的で設立された「子ども読書支援センター」および、図書館職員連絡会「まめおの会」により、高森町の子どもたちにとって生涯役立つ読書活動の推進をはかります。



本とともに——

読書は、子どもの考える力や、知識を豊かにし、勇気や知恵などの生きる力を育ててくれます。未来にむかって羽ばたく子どもたちが、本を通して人との関わりを体験し、生きる喜びと夢を育ててほしいという願いで活動を行っていきます。

- ・読みきかせボランティアの育成と小・中学校朝読書等の読み聞かせを応援し、親子読書サポーター、読み聞かせボランティアによる地域での活動を推進します。

②子ども読書活動推進と第3期計画策定

- ・子ども読書クラブ「ほんとも」の活動をはじめ、関連機関との協力により、読書活動の推進を行います。また読書と図書館に親しむ機会を提供し図書館グループの育成を行います。
- ・第3期子ども読書推進計画の立案期をむかえ、司書連絡会を中心に原案を作成して協議会で検討します。
- ・ブックスタート3回（7ヶ月児、保育園年少児、小学1年生）の実施。
- ・健診時の読み聞かせなどにより、家庭での読書環境の充実に働きかけます。

③CATV、ホームページ、公報等の図書館のコーナー等による広報活動を行います。

3) 全域サービスの継続実施

- ① 移動図書館車の運行により図書館利用を身近なものにします。
- ② 移動図書館車運行と併用の宅配サービスの実施により、住民サービスを実現していきます。

4) 図書館サービス計画の立案

第7次振興総合計画をうけ、実態調査結果をもとに、図書館サービス全般を見直すとともに、具体的なサービス計画を立案し、高森町立図書館の使命を明確化します。

3、資料

1) 蔵書冊数

◇ 総数	92,230 冊
一般書	49,170 冊
児童書	26,062 冊
郷土資料	9,907 冊
紙芝居	735 冊
AV 資料	487 点
雑誌	3,757 冊
洋書ほか	88 点
◇ 新聞・雑誌逐次刊行物	
新聞	6 紙（購入 5、寄贈 1）
雑誌	79（購入 70、寄贈 9）

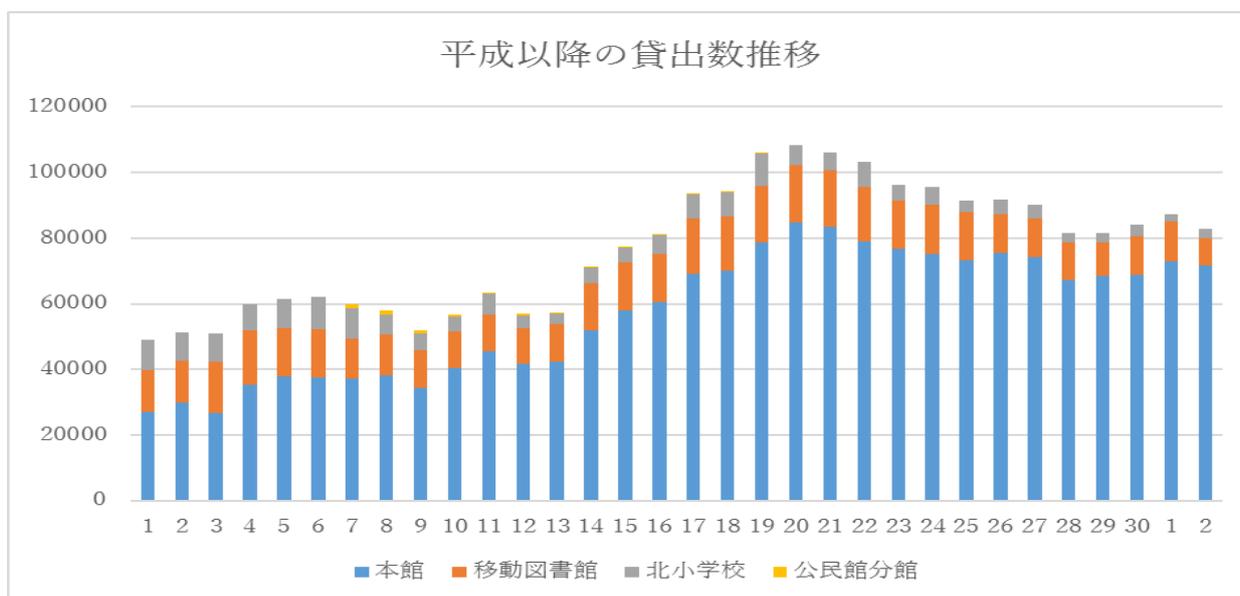
2) 令和 2 年度 主要統計

◇ 貸出し総数 令和 2 年度	82,723 冊	-4.5
町民一人当たりの貸出し冊数	6.4 冊	
開館日数	269 日	(18 日間新型コロナ予防閉館)
一日平均貸出し数	308 冊	
◇ 入館者数	20,375 人	有効登録者数 1,222 人
◇ 南信州ネットワーク内貸出	5,784 冊	全体で 40,963 冊の相互貸借
" 借受	6,833 冊	
◇ 資料予約 年間予約件数	9,018 件	(うちネット 2,574 件)
◇ 登録者数	4,362 人	有効登録者数 1,222 人
登録者一人当たりの貸出し数	18.9 冊	
町人口の登録比率	33.7%	
◇ 資料費	550 万円	(雑誌・新聞を含む)
町民一人当たりの図書購入費	425 円	-

3) 貸出冊数の推移

年度	平成														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
本館	27020	29813	26758	35244	37965	37565	37212	38032	34323	40570	45378	41739	42195	51799	57816
移動図書館	12626	12982	15523	16504	14443	14638	12014	12623	11558	11022	11464	10935	11592	14444	14810
北小学校	9510	8407	8502	8167	9185	9965	9403	5964	5202	4463	6302	3773	3327	4809	4435
公民館分館							1089	1189	746	598	319	695	202	448	453
合計	49156	51202	50783	59915	61593	62168	59718	57808	51829	56653	63463	57142	57316	71500	77514

平成															令和	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
60465	69277	70017	78539	84790	83316	79007	76762	75299	73392	75599	74237	67258	68513	68795	72984	71517
14863	16670	16570	17458	17455	17262	16734	14758	14886	14691	11784	11890	11403	10186	11884	11977	8495
5550	7335	7395	9662	6189	5511	7433	4643	5383	3317	4226	3958	2785	2886	3387	2286	2711
493	182	187	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81371	93464	94169	105725	108434	106089	103174	96163	95568	91400	91609	90085	81446	81585	84066	87247	82723



高森町子ども読書活動推進計画 第2期

平成 29 年 3 月

第一章 子ども読書活動推進計画の基本方針

1 基本的な考え方

(1)子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるよう、読書環境の整備と充実に努めます。

乳幼児期から発達段階に応じた読書に親しむ事ができるよう、子どもに関わる大人は、本を身近に用意して手渡し、読書の楽しさを知るきっかけを作ることが必要です。子どもが読書活動を広げ、体験を深め、積極的に読書に取り組めるよう、読書に親しむ機会を提供し、施設・設備を整え、読書環境の整備・充実に努めます。

(2)家庭、地域、保育所、学校の連携によって、子どもが読書に親しむ機会の提供に努め、読書活動への取り組みを推進します。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭から地域、保育所、学校を通じた町全体の取り組みが必要です。家庭で読書に親しむ機会の充実をはじめ、この体験を大切にし、自主的な読書活動への取り組みが、家庭から地域、保育所、学校へと引き継がれるよう、関係機関・団体の協力による取り組みを推進します。

(3)子どもの読書活動推進に対する理解を深め、関心を高めるために、情報提供と啓発に努めます。

子どもの読書意欲を高め、自主的な読書活動への態度や習慣を身につける上で、身近なおとなの役割は大変大きいものです。子どもを取り巻く大人を含め、町全体で読書活動を推進する気運を高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について啓発を図るように努めます。

2 子ども読書活動推進計画の対象と実施期間

高森町子ども読書活動推進計画の対象は、0 歳から 18 歳までとします。また、この計画は概ね 5 年を目安として実施し、必要に応じて見直しをします。

第二章 子ども読書活動推進のための具体的方策

1 家庭・地域における取り組み

初めて子どもが本に出会い、読書の楽しさや喜びを知る場は家庭です。また、読書習慣を形成する第一歩となるのは、家庭での親子のふれあいや語りかけです。保護者の理解を深め、本の楽しさを知らせる啓発活動として、以下を継続的に行います。

①ブックスタート事業

家庭での読み聞かせを通して、親子の絆を深めることを目的に町民課・保健係、教育委員会、

子育て支援係、図書館等の連携により、生後7ヶ月（ファーストブック）と保育園年少児（セカンドブック）、小学校1年生（サードブック）を対象に年齢にあった本を贈ります。併せて継続的な読書習慣の形成に働きかけるよう、実演や読み聞かせの重要性についての説明、ブックリストの配布を行い、親子での図書館利用推進を図ります。

②読み聞かせ・わらべうた講座の実施

親子でより多くの本に親しむことを目的として、読み聞かせや、わらべうたの実演を定期的に行います。

③子育て支援センターでの取り組み

乳幼児の親子が、絵本を通して楽しい体験を積み重ねられるよう、楽しく、ゆったりとした時間が過ごせる場所を提供し、以下のことを行います。

- ・ あそびの広場への乳幼児期にすすめたい絵本の常設
- ・ 親子で絵本やわらべうたにふれる会の実施
- ・ ブックスタートを通じての、読み聞かせと本の紹介

2 町立図書館における取り組み

全ての町民に開かれた施設としての図書館では関係機関との連携により、親子が気軽に図書館に立ち寄って読書や資料の活用ができ、満足して利用できる施設となるよう以下のことに努めます。

①蔵書の充実と図書貸出の推進

子どもが自主的に豊富な図書から選択し、家庭や地域で読書を楽しむことができるよう、蔵書を充実させ、図書の貸出を推進していきます。また、子どもの発達段階に応じて、長く読み継がれているような本は、複本で揃えて提供します。

②読書相談

子ども、保護者、子どもの読書に関わる方からの読書相談に積極的に応じます。

③ブックリストの改訂

家庭での読書のきっかけづくりや、親と子が本を選ぶ際の参考となるよう作成したリストを改訂し、とりあげた本は館内に展示して手にとれるよう配慮します。

④地域との連携

学校、保育園、学童保育への移動図書館の巡回や、学級文庫など団体への貸出を行い、身近に本のある環境づくりの支援を行います。

⑤読書の啓発活動

子どもを対象とした「おたのしみ会」や、親子のための読み聞かせの会、子ども読書に関わる方のための講演会を実施して読書活動の啓発に努めます。

⑥ブックスタート事業

出生児にとって初めての本の出会いを贈るブックスタート事業を、他の部署との連携によって行います。また、乳幼児期の絵本の役割、選び方、読み聞かせの方法などを保護者に伝えていきます。また、追跡調査の定期的な実施により、効果の確認と意識化をはかります。

⑦司書の充実

図書館の職員は、蔵書構成などの資料の選書や利用者への提供、読書相談など、読書推進において重要な役割を担っています。児童図書や児童文学に関する広範な知識と、発達段階に応じた図書の知識、また子どもや保護者への読書案内ができる技術の習得が求められています。このため、司書有資格者の配置や、職員の専門知識・技術の向上に努めます。

⑧読み聞かせボランティアへの支援

読み聞かせボランティアのスキル向上を支援し、研修会や指導者による講演会の開催や支援情報発信を行います。

⑨障がいを持つ子どもへの支援

小・中学校との連携により、特別支援学級への読み聞かせや図書の貸出を行い、読書を楽しむための支援を行います。

⑩子ども読書クラブの開催

読書活動推進のコアとなる人材の育成を目指して、子ども読書推進サポーターとの協力により「子ども読書クラブ」を結成して、家庭での読書のきっかけとなるよう、広報などで活動紹介を行っていきます。

3 保育園における取り組み

保育園は家庭と共に子どもの人格形成の基礎を培う大切な場所です。園児はさまざまな遊びや本との出会いを通して、豊かな心を育みます。読み聞かせをはじめとした、絵本や物語に触れる機会を積極的につくり、乳幼児期の好奇心や探究心を高め、心を育てる絵本などに出会う環境づくりのために、以下について取り組みます。

①読み聞かせの実施

読み聞かせボランティアとの連携で、読み聞かせを計画的に行い子どもの読書経験を広げます。

②環境の整備

常設の絵本コーナーの棚を整備し絵本を充実させ、子どもが日常的に本に親しむ場を整備します。

③移動図書館を利用した絵本の家庭への貸出

移動図書館の定期巡回による貸出を利用して、図書館に親しみが持てるようにします。

④職員研修会の実施

読み聞かせ等の研修会や講演会を実施し、職員の読書指導力の向上をはかります。

⑤保護者に対する啓発活動

保護者が、家庭での読み聞かせや親子のふれあいの大切さを知り、子どもとともに絵本やお話に親しむことができるよう、園だよりなどを通じて情報を発信していきます。

⑥ブックスタート事業への協力

セカンドブックとして年少児を対象に、家庭での読み聞かせのきっかけづくりとして本とその出会いを贈るブックスタート事業へ協力します。

4 学校における取り組み

本の楽しさを知り、日常的な読書習慣を身に付け、自力で課題解決のできる知的好奇心と活力に満ちた子どもたちを育てるために、以下のように取り組みます。

①読書習慣の形成

児童・生徒が日常的な読書習慣をつけられるよう、読書指導のひとつとして朝読書に取り組むとともに、読書旬間など読書に関する行事を実施し、児童・生徒の自主的な読書活動を支え、豊かな心の育成に努めます。

②情報活用能力の育成

情報化社会である現代においては、数多くの情報の中から自らに必要な情報を取捨選択し、活用する力が大切です。学校図書館の利用指導を充実させ、調べ学習などの資料・メディアを活用した学習活動を実施し、読解力・情報活用能力の育成に努めます。

③学校図書館の機能向上

読書活動の中核となる学校図書館の機能向上のために、資料を充実させるとともに情報化をすすめ、児童・生徒にとって、魅力的で利用しやすい空間となるように、環境整備に努めます。

④地域・家庭との連携

- ・ 小学校1年生でのサードブック・プレゼントなどの事業が、関係機関との連携により、効果的に行われるよう取り組みます。
- ・ 公共図書館や学校図書館間の連携で、所蔵資料の活用をはかります。
読み聞かせボランティアと連携し、読書を通じた地域との交流、世代間交流をはかります。
- ・ 家庭との連携を十分に図り、生徒の基本的な生活習慣の形成をはかることを通して、家庭での読書機会が確保されるよう、啓発します。

⑤職員の研修

読書指導や学校図書館の活用に関する研修を実施し、職員の資質向上に努めます。

5 親子ふれあい読書の推進

読書をとおして家庭でのコミュニケーションを深め、家族の会話を増やし、絆を深められるよう「親子ふれあい読書」を推進し町全体で取り組みます。

親子読書については、親子読書推進サポーターを募集して推進します。

6 関係機関の連携・協力

関係機関がそれぞれの特性を活かし、協力して地域でのきめ細やかな活動支援を目指します。

①ブックスタートの実施

②移動図書館車巡回の実施(小学校、保育園、学童保育)

③町立図書館からの各機関への団体貸出

④図書館職員や、ボランティアによる学校でのお話会などの読書啓発

⑤学校から町図書館への訪問受け入れ

⑥職場体験学習受け入れ

- ⑦職員間の情報交換
- ⑧読書に関する研修会の実施と参加の呼びかけ
- ⑨読み聞かせボランティアグループへの支援と研修会の開催

7 広報、啓発等

子ども読書活動推進の広報や啓発を以下のように行います。

①広報

- ・ ホームページや広報・館報、有線放送ほかのメディアの利用
- ・ 7ヵ月、3歳健診の折の説明、講演会、講座等
- ・ 家庭読書サポーターとの協力による身近な読書体験の紹介

②ブックリストの改訂と普及

第一期では長年読み継がれてきた本の中から、子どもたちに是非出会ってほしい本のリストを作成しました。これをもとに内容を改訂し、普及に努めます。

8 資料

1、高森町教育委員会の沿革

年月日	内容
S32. 07. 01	市田村・山吹村合併により高森町となる。
S32. 10. 01	羽生保吉、中川元三、後沢定一、高野三男、本島武彦委員に就任 ●後沢定一委員長に就任 ●中川元三教育長に就任
S33. 08. 11	高野三男委員に再任
S34. 04. 09	後沢定一委員辞任
S34. 08. 11	羽生保吉委員に再任 ●羽生保吉委員長に就任
S35. 08. 11	宮島正美委員に就任
S36. 08. 10	本島武彦委員辞任
S36. 08. 11	後沢正信委員に就任、中川元三委員再任
S37. 08. 10	高野三男委員辞任
S37. 08. 11	安藤一郎委員に就任
S38. 08. 11	羽生保吉委員再任
S39. 08. 11	宮島正美委員再任
S40. 08. 10	中川元三委員辞任
S40. 08. 11	小平藤重委員に就任、後沢正信委員再任 ●宮島正美教育長に就任
S41. 08. 10	安藤一郎委員辞任
S41. 08. 11	和地淳委員に就任
S42. 08. 11	羽生保吉委員再任
S43. 08. 11	宮島正美委員再任
S44. 08. 10	宮島正美委員辞任、後沢正信委員辞任、小平藤重委員辞任
S44. 08. 11	中塚伝次、樋口馨、山田房三委員に就任 ●山田房三教育長に就任
S45. 08. 10	和地淳委員辞任
S45. 08. 11	平沢久雄委員に就任
S46. 08. 11	羽生保吉委員再任
S47. 08. 10	山田房三委員辞任

高森の教育（資料編）

年月日	内容
S47. 08. 11	中塚伝次委員再任 三石ちえ委員就任 ●中塚伝次教育長に就任
S48. 06. 26	平沢久雄委員辞任
S48. 08. 11	平沢和司男委員に就任、三石ちえ委員再任、樋口馨委員再任
S49. 08. 11	平沢和司男委員再任
S50. 08. 10	羽生保吉委員辞任
S50. 08. 11	酒井伝委員に就任 ●樋口馨委員長に就任
S51. 08. 11	中塚伝次委員再任
S52. 08. 10	三石ちえ委員辞任
S52. 08. 11	倉田雅子委員に就任、樋口馨委員再任
S53. 08. 11	平沢和司男委員再任
S53. 11. 30	中塚伝次委員辞任
S53. 12. 01	●酒井伝教育長に就任
S53. 12. 20	宮島桂治委員に就任
S54. 08. 11	酒井伝委員再任
S55. 08. 11	宮島桂治委員再任
S56. 08. 10	樋口馨委員辞任
S56. 08. 11	倉田雅子委員再任、後藤晋委員に就任 ●平沢和司男委員長に就任
S57. 05. 31	酒井伝委員辞任
S57. 06. 08	藤松千年男委員就任 ●藤松千年男教育長に就任
S57. 08. 11	平沢和司男委員再任
S58. 08. 11	藤松千年男委員再任
S59. 08. 11	宮島桂治委員再任
S60. 08. 11	倉田雅子、後藤晋委員再任
S61. 08. 10	平沢和司男委員辞任
S61. 08. 11	林庄敬委員に就任 ●宮島桂治委員長に就任
S62. 08. 10	藤松千年男委員辞任
S62. 08. 11	原次郎委員に就任 ●林庄敬教育長に就任
S63. 08. 11	宮島桂治委員再任
H01. 03. 31	林庄敬教育長を辞任
H01. 04. 01	●原次郎教育長に就任
H01. 05. 11	倉田雅子委員辞任

高森の教育（資料編）

年月日	内容
H01. 06. 10	林庄敬委員死亡
H01. 08. 10	後藤晋委員辞任
H01. 08. 11	倉田雅子、湯沢伸光、松村敦委員に就任
H02. 08. 10	倉田雅子委員辞任
H02. 08. 11	高野信之委員に就任
H03. 08. 11	原次郎委員再任
H04. 08. 10	宮島桂治委員辞任
H04. 08. 11	宮下謙一委員に就任 ●湯沢伸光委員長に就任
H05. 08. 10	松村敦委員辞任
H05. 08. 11	後沢久人委員に就任、湯沢伸光委員再任
H06. 04. 04	原次郎委員辞任
H06. 04. 05	朝比哲子委員に就任 ●宮下謙一教育長に就任
H06. 08. 11	高野信之委員再任
H07. 08. 11	朝比哲子委員再任
H08. 08. 11	宮下謙一委員再任
H09. 08. 10	後沢久人委員辞任
H09. 08. 11	原伊宏委員に就任、湯沢伸光委員再任
H10. 08. 10	高野信之委員辞任
H10. 08. 11	佐々木秀雄委員に就任
H11. 08. 11	朝比哲子委員再任
H12. 08. 10	宮下謙一委員辞任
H12. 08. 11	林敏孝委員に就任 ●林敏孝教育長に就任
H13. 08. 10	湯沢伸光委員辞任
H13. 08. 11	谷道七郎委員に就任、原伊宏委員再任 ●谷道七郎委員長に就任
H14. 03. 31	林敏孝委員死亡
H14. 06. 19	山田幹男委員に就任 ●山田幹男教育長に就任
H14. 08. 11	佐々木秀雄委員再任
H15. 08. 10	朝比哲子委員辞任
H15. 08. 11	伊奈川京子委員に就任
H16. 08. 11	山田幹男委員再任
H17. 08. 10	原伊宏委員辞任

高森の教育（資料編）

年月日	内容
H17. 08. 11	谷道七郎委員再任、山岸欣平委員に就任
H18. 03. 08	山田幹男委員辞任
H18. 03. 22	光沢郁夫委員に就任
H18. 03. 23	●光沢郁夫教育長に就任
H18. 08. 10	佐々木秀雄委員辞任
H18. 08. 11	宮下洋司委員に就任
H19. 08. 10	伊奈川京子委員辞任
H20. 04. 01	堀綾子委員に就任
H20. 08. 10	光沢郁夫委員再任
H21. 08. 10	谷道七郎委員辞任
H21. 08. 11	●山岸欣平委員長に就任
H21. 10. 01	村山純一委員に就任
H22. 01. 15	宮下洋司委員辞任
H22. 10. 01	瀧本慈宗委員に就任
H24. 04. 01	堀綾子委員再任
H24. 08. 10	光沢郁夫委員再任
H25. 08. 10	山岸欣平委員辞任
H25. 08. 11	●村山純一委員長に就任
H25. 10. 01	村山純一委員再任 宮島元子委員に就任
H26. 10. 01	瀧本慈宗委員再任
H28. 03. 31	堀綾子 委員辞任
H28. 04. 01	鈴木ちほ 委員に就任
H28. 08. 10	光沢郁夫教育長 任命 新教育委員会制度移行
H29. 09. 30	村山純一委員辞任
H29. 10. 01	宮島元子委員再任、藤田柳治委員就任
H30. 02. 28	光沢郁夫教育長辞任
H30. 04. 01	帯刀昇教育長就任
H30. 09. 30	瀧本慈宗委員辞任
H30. 10. 01	湯澤正農夫委員就任
R02. 3. 31	藤田柳治委員辞任
R02. 4. 1	鈴木ちほ委員再任、熊谷昌治委員就任

2、委員会等名簿

【教育委員】 任期4年

氏名	住所	任期満了日	備考
帯刀昇	下市田	R04. 8. 10	教育長
湯澤正農夫	出原	R04. 9. 30	教育長職務代理者
鈴木ちほ	山吹	R06. 3. 31	
宮島元子	牛牧	R03. 9. 30	
熊谷昌治	牛牧	R03. 9. 30	

【社会教育委員】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
北原洋子	上市田	R5. 3. 31	議長
藤松冬樹	下市田	R3. 11. 30	
高橋直美	下市田	R3. 11. 30	
岩崎千尋	下市田	R3. 11. 30	
中塚賢一	南小学校	R4. 3. 31	特別支援教育専門員
松岡香代子	南小学校	R4. 3. 31	南小学校教頭（令和3年度）

【子ども子育て会議委員】 任期2年

R3. 4. 1 現在

氏名	住所	任期満了日	備考
湯澤正農夫	出原	R5. 3. 31	会長（教育長職務代理）
北原幹久	上市田	R5. 3. 31	上市田区長
倉沢千穂子	下市田	R5. 3. 31	主任児童委員
平沢三穂子	山吹	R5. 3. 31	主任児童委員
中塚功二	吉田	R5. 3. 31	商工会副会長
堀米英徳	北小学校	R5. 3. 31	3校校長会
宮下幸子	飯田女子短	R5. 3. 31	飯田女子短期大学教授
市瀬良樹	下市田	当職期間	保育所保護者会連合会会長
宮嶋昌平	下市田	当職期間	南小学校PTA会長
小平輝久	山吹	当職期間	北小学校PTA会長
嶋沙織	上市田	当職期間	中学校PTA会長
加藤明美	牛牧	R5. 3. 31	子育て中の保護者代表
竹花沙織	山吹	R5. 3. 31	子育て中の保護者代表
杉田美佐子	下市田	R5. 3. 31	子育て中の保護者代表
吉成美帆	下市田	R5. 3. 31	子育て中の保護者代表
岩口友雄	大島山	R5. 3. 31	議会総務民生委員長

【公民館運営審議委員】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
久保田正博	下市田	当職期間	区長会長
北原洋子	上市田	当職期間	社会教育委員の会議長
三沢宣志	下市田	当職期間	育成会長
小川文雄	大島山	当職期間	老人クラブ会長
西川順二	下市田	在任期間	体育協会理事長
松沢照美	吉田	委員会互選	スポーツ推進委員
宮下昭	出原	在任期間	分館長（出原）
玉置淳一	下市田	在任期間	分館主事（下市田四区）
竹村路子	牛牧	R 4. 3. 31	公民館教室（英会話）
大場優彦	下市田	R 4. 3. 31	編集部長
古木英男	下市田	R 4. 3. 31	視聴覚部長
野中透	山吹	R 4. 3. 31	教養部長
原智彦	牛牧	R 4. 3. 31	体育部長

【文化財調査委員会】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
手塚勝昭	吉田	R4. 3. 31	委員長
樋本宣子	出原	R4. 3. 31	副委員長
橋都洋治	山吹	R4. 3. 31	
近藤昭弘	下市田	R4. 3. 31	
矢澤篤	上市田	R4. 3. 31	
松上清志	下市田	R4. 3. 31	

【歴史民俗資料館運営委員】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
下沢貢	下市田	R5. 3. 31	委員長
座光寺永子	山吹	R5. 3. 31	副委員長
宮原祐敬	吉田	R5. 3. 31	
北原みどり	上市田	R5. 3. 31	
北沢彰利	下市田	R5. 3. 31	

【民俗資料調査委員】 任期3年

氏名	住所	任期満了日	備考
中村忠敬	下市田	R5. 3. 31	
松村一	下市田	R5. 3. 31	
唐木孝治	下市田	R5. 3. 31	
林祥三	上市田	R5. 3. 31	
加藤清	牛牧	R5. 3. 31	
塚平隆	吉田	R5. 3. 31	
中塚敏彦	吉田	R5. 3. 31	
佐々木一寿	大島山	R5. 3. 31	
福沢茂樹	出原	R5. 3. 31	
小平国俊	山吹	R5. 3. 31	
橋都洋治	山吹	R5. 3. 31	

【スポーツ推進委員】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
宮嶋 宏行	山吹	R5. 3. 31	委員長
小澤 克己	下市田	R4. 3. 31	
松沢 照美	吉田	R5. 3. 31	
河合 隆俊	山吹	R4. 3. 31	
樋口 万理	山吹	R4. 3. 31	

【平和推進委員】 任期1年

氏名	住所	任期満了日	備考
久保田 正博	下市田	当職期間	会長 区長会長
岩口 友雄	大島山	当職期間	副会長 議会総務民生委員長
湯沢 健彦	上市田	当職期間	議会総務民生副委員長
藤松 冬樹	下市田	当職期間	社会教育委員の会
塚越 智英	南小学校	当職期間	南小校長
堀米 英徳	北小学校	当職期間	北小校長
上澤 浩	中学校	当職期間	中学校長
三沢 宣志	下市田	当職期間	育成会長
庭村 一男	下市田	当職期間	老人クラブ連合会 副会長
高野 正延	山吹	当職期間	公民館長

【図書館協議会委員】 任期2年

氏名	住所	任期満了日	備考
北原 洋子	上市田	R5. 3. 31	社会教育委員
北沢 彰利	下市田	R5. 3. 31	
宮嶋 宏行	山吹	R5. 3. 31	
丸山 歩	上市田	R5. 3. 31	
木下 香乃	吉田	R5. 3. 31	読み聞かせボランティア

【公民館支館長・分館長・主事】

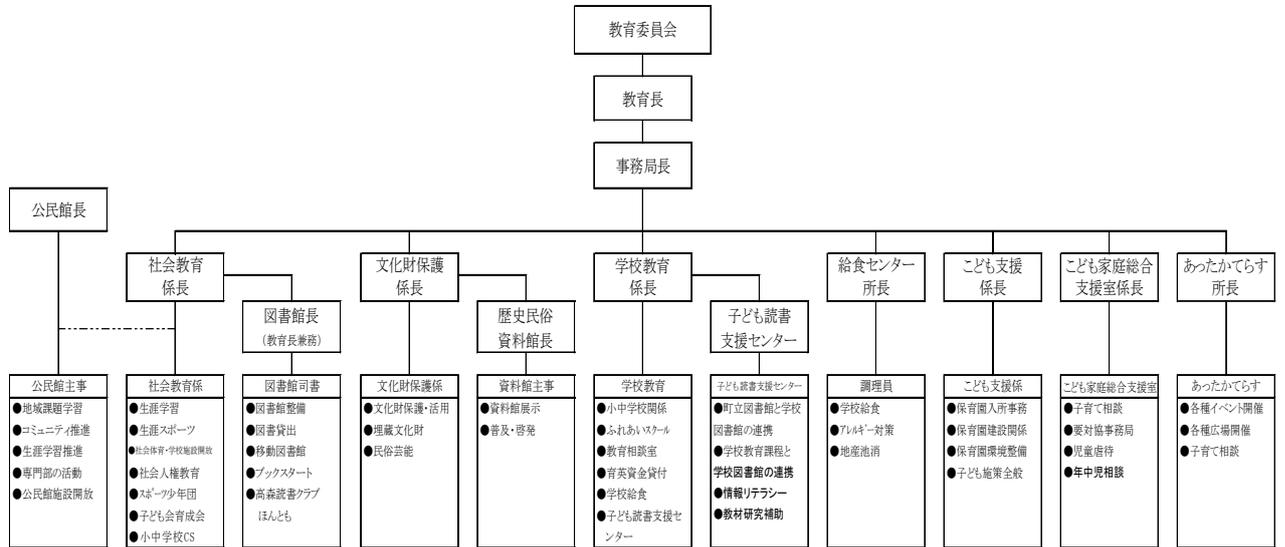
支・分館	館長	主事	備考
下市田支館	上 沼 基 広	田 口 康 子	
下市田 1	松 原 章	串 原 治 延	
下市田 2	松 島 健 治	蜂 谷 昌 幸	
下市田 3	和 田 英 幸	中 良 文	
下市田 4	串 原 輝 樹	玉 置 淳 一	
下市田 5	唐 沢 弘 之	小 川 喜 也	
下市田 6	福 島 文 雄	中 垣 裕 彦	
吉田支館	中 塚 武 仁		
吉田東	中 塚 毅	小 林 和 重	
吉田中	本 島 祐 治	光 沢 久	
吉田西	木 村 豊 彦	吉 野 寛	
吉田南	山 際 敬 介	宮 嶋 峰 人	
牛 牧	松 田 猛	佐々木 正之	
上市田	牧 内 豊	樋 口 貞 幸	
大島山	佐々木 一寿	福 田 喜 美 代	
出 原	宮 下 昭	本 島 隆	
山吹支館	龍 口 俊 久	宮 嶋 秀 夫	竜口分館と兼務
山吹上	秋 廣 寛 人	竹 内 秀 雄	
山吹中	木 下 英 治	萩 原 信 男	
下 平	寺 澤 利 夫	寺 澤 雅 治	
上 平	前 澤 克 彦	松 村 一 英	
駒 場	飯 島 実	松 村 文 好	
竜 口	龍 口 俊 久	宮 嶋 秀 夫	
新 田	城 子 唯 久	中 平 清	

【学校運営協議会委員】 任期1年

氏名	所属	任期満了日	備考
熊谷 昌治	南小学校運営協議会	R04. 4. 1	協議会長 教育委員
鈴木 ちほ	北小学校運営協議会	R04. 4. 1	協議会長 教育委員
湯澤正農夫	中学校運営協議会	R04. 4. 1	協議会長 教育長職務代理
北原 幹久	高森町区長会	R04. 4. 1	区長会副会長
橋場 浩之	高森町商工会	R04. 4. 1	協和精工社長
木村 重臣	農業経営	R04. 4. 1	水口農園園主
帯刀 昇	高森町教育委員会	R04. 4. 1	教育長
高野 正延	高森町教育委員会	R04. 4. 1	公民館長
中塚 経子	高森町教育委員会	R04. 4. 1	家庭子育て相談員
塚越 智英	高森南小学校	R04. 4. 1	校長
堀米 英徳	高森北小学校	R04. 4. 1	校長
上澤 浩	高森中学校	R04. 4. 1	校長
原 潤子	町立保育園	R04. 4. 1	総副園長
北原 洋子	社会教育委員の会	R04. 4. 1	社会教育委員
倉沢千穂子	民生児童委員会	R04. 4. 1	主任児童委員
平澤三穂子	民生児童委員会	R04. 4. 1	主任児童委員
宮嶋 昌平	南小学校PTA	R04. 4. 1	PTA会長
小平 輝久	北小学校PTA	R04. 4. 1	PTA会長
嶋 沙織	中学校PTA	R04. 4. 1	PTA会長

3、教育委員会の組織図

1) 教育委員会部局



2) 町長部局（補助執行）

